

(平成21年12月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	87 件
国民年金関係	36 件
厚生年金関係	51 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	99 件
国民年金関係	30 件
厚生年金関係	69 件

第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月及び同年5月、7年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年4月及び同年5月
② 平成7年2月及び同年3月

私の国民年金は、私が学生であった20歳の時に、母が加入手続きを行い、平成5年度分の国民年金保険料を納付してくれた。申立期間である6年度分の保険料は、私が、平成8年4月に就職してから、金融機関で納付したと記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間はいずれも2か月と短期間であり、前後の保険料はいずれも納付済みであるとともに、申立期間①については、納付したと主張する平成8年4月の時点で、過年度納付が可能な期間であり、申立期間②については、直前の保険料を納付した9年1月の時点で、過年度納付が可能な期間である。さらに、申立人は、保険料の納付場所について具体的に説明している上、納付場所と説明する金融機関は、当時開設されており、保険料の収納事務を取り扱っていたことが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年6月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年6月から54年3月まで

私の国民年金は、結婚後に、妻が夫婦二人の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していた。申立期間の保険料については、昭和53年5月ごろ、当時勤務していた会社が厚生年金保険に加入するということが国民年金の資格喪失を行ったが、その後、会社が厚生年金保険に加入しないこととなったことから、妻が、国民年金の再加入手続を行った際に、さかのぼってまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、昭和53年6月1日に国民年金の資格喪失手続を行い、その後の55年4月15日に資格喪失取消手続を行っていることが認められ、その時点で、申立期間は国民年金保険料を過年度納付することが可能な期間である。また、申立人は、国民年金の資格喪失及び再取得手続を行い、申立期間の保険料を納付するに至った経緯等について具体的かつ鮮明に記憶している上、申立人が勤務していた会社の雇用主の妻は、当時、経営する会社は申立人が記憶するとおりの状況にあったこと及び申立人から申立期間の保険料をさかのぼって納付したことを聞いたことを証言している。さらに、国民年金の加入及び資格得喪手続を行い保険料を納付していたとする申立人の妻は、保険料の納付場所について具体的に記憶しているとともに、申立期間を含めて保険料をすべて納付している上、申立人は、申立期間を除き、60歳に至るまで保険料をすべて納付していることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年3月及び同年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年3月及び同年4月

私は、昭和59年9月に年金住宅融資の申請をした際、担当者から、「年金記録に空白がないことが融資条件であるが、あなたの年金記録には空白がある。このままでは融資審査が通らない。」と指摘されたことから、区役所出張所で国民年金の加入申請を行い、国民年金保険料を納付した。申立期間が未加入とされ、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、昭和53年度及び54年度の保険料は前納していることが認められる。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和53年5月ごろに払い出されており、申立人が納付したと主張する59年9月の時点で、申立期間は保険料を過年度納付及び現年度納付することが可能な期間であるとともに、申立人が所持する不動産登記簿抄本及び融資関係書類によると、申立人は、59年9月に融資関係申請を行い、その後、融資が実行されていることが確認できる上、同融資実行関係機関によると、申立期間の保険料が納付されていなければ融資は実行されないはずであると回答しており、申立期間が未加入とされ、保険料が未納とされていることは不自然である。さらに、申立期間は2か月と短期間であり、申立人は、国民年金の加入申請をして保険料を納付するに至った経緯、加入場所等について具体的かつ鮮明に記憶している上、納付したとする金額は、申立期間の保険料額におおむね一致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成7年5月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年3月から同年12月まで

私の国民年金は、母から、私が大学生であった平成9年3月ごろに区役所で加入手続きを行い、役所から勧められて、さかのぼって国民年金保険料をまとめて納付したと聞いている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間のうち、平成7年5月から同年12月までの期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号は9年6月27日に付番されており、その時点で、当該期間は国民年金保険料を過年度納付することが可能な期間であるとともに、当該期間直後の保険料は過年度納付していることが確認できる。また、加入手続きを行い、保険料を納付していたとする申立人の母親は、国民年金に加入するに至った経緯及びさかのぼって保険料を納付するに至った経緯、納付場所について具体的に記憶している上、母親の友人は、当時、母親が申立人の国民年金の加入手続きをしたこと及び役所からの勧めにより、保険料を2年間さかのぼってまとめて納付したことを聞いたと証言している。さらに、申立人は、申立期間を除き保険料をすべて納付しているとともに、国民年金に加入した9年6月から付加保険料を含めて納付し、同年10月からは前納している上、母親は、昭和46年5月に国民年金に任意加入して以降、申立期間を含めて、60歳に至るまで保険料をすべて納付しているとともに、9年4月からは前納しているなど、申立内容に不自然さは見られない。
- 2 しかしながら、申立期間のうち平成7年3月及び同年4月については、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、

確定申告書等)は無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料を納付していたとする母親は、加入時期に関する記憶が曖昧^{あいまい}であり、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、上記の手帳記号番号が付番された時点では、当該期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成7年5月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年6月から4年3月までの期間及び6年4月から8年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年6月から4年3月まで
② 平成6年4月から8年3月まで

私の国民年金は、母が、私が大学生で20歳になったころに加入手続きを行い、私が就職するまで国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立人が20歳の平成3年9月ごろに払い出され、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、加入手続きを行い、保険料を納付していたとする申立人の母親は、国民年金に加入するに至った経緯、加入時期、保険料の納付場所及び納付金額について具体的に記憶している上、納付場所と説明する金融機関は、当時所在していることが確認できる。さらに、母親は、昭和53年8月に国民年金に任意加入して以降、保険料をすべて納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年3月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年6月から48年4月まで
② 昭和48年12月から49年4月まで
③ 昭和51年3月から52年3月まで

私は、昭和51年3月に勤務先を退職した後、母から勧められ、区役所で国民年金の加入手続をした。その際、区の職員から、過去の国民年金保険料も納付することができると説明を受け、郵便局でまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間③については、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和52年4月ごろに払い出されており、その時点で、当該期間は国民年金保険料を過年度納付及び現年度納付することが可能な期間である。また、申立人は、保険料をさかのぼって納付するに至った経緯及び納付場所について具体的に説明している上、申立人が当時居住していた区では、加入手続の際に過年度保険料の納付勧奨をしていたこと及び納付場所と説明する郵便局は、当時開設されており、保険料の収納事務を取り扱っていたことが確認できる。さらに、申立人は、申立期間後は、厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行い、保険料をすべて納付していることが確認できるとともに、国民年金の加入を勧めてくれたとする申立人の母親は、国民年金制度発足の36年4月から、申立期間を含めて、60歳に至るまで保険料をすべて納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。
- 2 しかしながら、申立期間①及び②については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立

人は、当該期間当時の保険料の納付場所、納付金額等の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、上記の手帳記号番号が払い出された当時は、特例納付は実施されておらず、当該期間は、払出時点では、いずれも時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年3月から52年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年7月から同年9月まで

私は、夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に郵便局で納付してきた。申立期間の保険料について、夫は納付済みであるにもかかわらず、私は未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年4月以降、申立期間を除き、60歳に至るまで国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間は3か月と短期間であり、申立期間前後の保険料は納付済みであるとともに、夫婦の国民年金手帳の記号番号は昭和48年5月ごろに夫婦連番で払い出されていることが確認できる上、申立人が保険料を一緒に納付していたとする夫は、48年4月以降、申立期間を含めて、60歳に至るまで保険料をすべて納付していることが確認できるなど、申立期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

さらに、申立人は、保険料の納付場所について具体的に説明している上、納付場所と説明する郵便局は、当時開設されており、保険料の収納事務を取り扱っていたことが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から同年6月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から同年6月まで

私は制度発足当初から国民年金に加入して国民年金保険料を納付し、途中からは付加保険料も納付してきた。申立期間の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足当初から第3号被保険者となるまでの定額国民年金保険料をすべて納付している上、昭和52年2月以降は、申立期間を除き、付加保険料も納付済みであり、申立期間は3か月と短期間である。また、申立期間及びその前後の期間を通じて申立人及びその夫の仕事や住所に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から40年3月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、夫が自身の保険料と同様に特例納付で納付してくれたはずである。夫の保険料は納付済みとなっているのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している上、申立人の婚姻後の保険料を納付したとする申立人の夫は、国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、申立人夫婦は、昭和49年1月以降、同様に付加保険料もほぼ納付しており、申立人の夫は、申立期間を含む36年4月から40年3月までの期間の自身の保険料を第3回特例納付で納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から同年9月まで

私の夫は、私の国民年金の加入手続を行い、昭和40年5月から48年9月までの国民年金保険料をまとめて納付してくれたはずだ。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和48年7月から同年9月までの期間については、申立人は、当該期間の直後から60歳になるまで国民年金保険料をすべて納付しており、当該期間は3か月と短期間である上、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された50年9月時点では、当該期間の保険料を過年度納付することが可能であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、48年4月から同年6月までの期間については、申立人の夫が申立人の当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる夫から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明確であるなど、申立人の夫が申立人の当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。さらに、申立人の手帳記号番号が払い出された時点では、第2回特例納付が実施されているものの、当該期間は、第2回特例納付対象期間ではないことに加え、時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭

和 48 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年3月から39年3月まで
② 昭和40年4月から41年3月まで
③ 昭和45年10月から47年3月まで

私の兄は、昭和38年3月ごろ、私の国民年金の加入手続を行い、私が50年に婚姻するまで私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、当該期間の前後の国民年金保険料を納付しており、当該期間は12か月と短期間である上、申立人の保険料を納付していたとする申立人の兄及び同居していたとする申立人の姉は、当該期間の保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見当たらない。

しかしながら、申立期間①及び③については、申立人の兄が申立人の当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる兄から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である上、申立人の兄及び姉は当該期間の保険料が未納となっているなど、申立人の兄が申立人の当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料を納付したものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年8月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月から同年12月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を納付した。当該保険料の領収書も所持している。申立期間が未加入とされ、申立期間の保険料が還付とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を昭和49年3月に納付したことを示す領収書を所持している。また、申立人が所持する国民年金手帳には、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された49年4月の前年度の48年8月に国民年金に任意加入した旨記載されている。

一方、社会保険庁の記録では、申立人は、昭和49年1月19日に任意加入となっていることから、申立期間については、制度上さかのぼって国民年金の被保険者となり得ず、保険料を納付することができない期間となるものの、申立期間の国民年金保険料相当額を還付された事実は認められないことから、長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかであり、制度上、被保険者となり得ないことを理由として保険料の納付を認めないのは信義則に反することなどの事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年7月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月から49年12月まで

私の妻は、夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料をさかのぼって納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和48年7月から49年12月までの期間については、申立人は、当該期間の直後から60歳になるまで国民年金保険料をすべて納付している上、納付書により保険料を納付したとする方法は、当時の過年度納付の方法と合致しており、納付したとする郵便局は、当時開設され保険料の収納業務を行っている。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された50年10月時点では、当該期間の保険料を過年度納付することが可能である上、納付したとする夫婦二人分の保険料の金額は、当該期間及び納付済みとされている50年1月から同年9月までの夫婦二人分の保険料を現年度及び過年度納付した場合の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和46年7月から48年6月までの期間については、申立人の妻が申立人の当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人の手帳記号番号が払い出された時点では、第2回特例納付が実施されているものの、納付したとする保険料の金額は、上述の現年度及び過年度保険料に加えて、申立人の当該期間のうち46年7月から48年3月までの保険料及び申立人の妻の47年5月から48年3月までの保険料を特例納付した場合の保険料額と相違するなど、申立人の妻が申立人の当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる

周辺事情も見当たらない。さらに、申立人の手帳記号番号が払い出された時点では、当該期間のうち48年4月から同年6月までの期間は、第2回特例納付の納付対象期間でないことに加え、時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年7月から49年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年7月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月から49年12月まで

私は、夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料をさかのぼって納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和48年7月から49年12月までの期間については、申立人は、当該期間の直後から60歳になるまで国民年金保険料をすべて納付している上、納付書により保険料を納付したとする方法は、当時の過年度納付の方法と合致しており、納付したとする郵便局は、当時開設され保険料の収納業務を行っている。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された50年10月時点では、当該期間の保険料を過年度納付することが可能である上、納付したとする夫婦二人分の保険料の金額は、当該期間及び納付済みとされている50年1月から同年9月までの夫婦二人分の保険料を現年度及び過年度納付した場合の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和47年5月から48年6月までの期間については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人の手帳記号番号が払い出された時点では、第2回特例納付が実施されているものの、納付したとする保険料の金額は、上述の現年度及び過年度保険料に加えて、申立人の当該期間のうち昭和47年5月から48年3月までの保険料及び申立人の夫の46年7月から48年3月までの保険料を特例納付した場合の保険料額と相違するなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

い。さらに、申立人の手帳記号番号が払い出された時点では、当該期間のうち48年4月から同年6月までの期間は、第2回特例納付の納付対象期間ではないことに加え、時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年7月から49年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 6373

第1 委員会の結論

申立人の平成6年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年10月

私は、平成6年10月に会社を退職し、区役所で国民年金の再加入手続をした時に6年11月からの就職の話をして、6年10月分の納付書を作成してもらい1万円前後の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間は国民年金保険料をすべて納付している上、学生時代に国民年金に任意加入しているなど、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間は1か月と短期間であり、再加入契機、再加入時期、再加入場所、納付した期間、納付方法及び納付場所の申立人の記憶は具体的である上、申立人が納付したとする金額は申立期間の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年11月から7年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年11月から7年2月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、市役所出張所で納付したはずである。その年の、年末調整でも保険料控除を行っており、その記載がある年末調整の「保険料控除申告書」の写しも所持している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行っており、申立期間は4か月と短期間で、国民年金手帳記号番号が払い出された平成6年8月時点では、現年度納付することが可能な期間であり、申立期間の直前の6年10月は、国民年金保険料が納付済みとなっている。また、国民年金への加入の契機、加入時期、納付した期間、納付場所、納付時期等の申立人の記憶は具体的である上、納付したとする金額は、申立期間の保険料額と一致している。さらに、申立人は『平成6年分給与所得者の保険料控除申告書』の写を所持しており、その記載されている金額は、申立期間を含む6年10月から12月までの保険料額と一致している。加えて、申立人が一緒に保険料を納付したとする申立人の妻の申立期間の一部は納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 4 月から同年 6 月まで
② 昭和 54 年 7 月から 61 年 12 月まで
③ 昭和 62 年 4 月から同年 6 月まで

私は、昭和 54 年 7 月に会社を退職してから 1 年程経過した、昭和 55 年ごろに国民年金保険料の未納通知がきたので、国民年金の加入手続を行った。その際、父親から保険料を納めるようにと 10 万円をもらい、未納分を納付した。その後は口座振替で納付している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、3 か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 60 年 4 月時点では、納付することが可能な期間である上、申立期間前後の国民年金保険料は過年度納付されていることを踏まえると、当該期間のみ納付されていないのは不自然である。

しかしながら、申立期間①及び②については、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

申立期間①及び②のうち昭和 54 年 7 月から 57 年 12 月までの期間は、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された 60 年 4 月の時点では時効により保険料を納付できない期間である上、申立期間①は平成 20 年 3 月の厚生年金保険の記録統合により生じた未納期間である。また、申立人は別の国民年金手帳に関する記憶は無いなど、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

申立期間②のうち 58 年 1 月から 60 年 2 月までの期間は、申立人の国民年金

手帳記号番号が払い出された時点では過年度納付が可能な期間ではあるが、申立人が父親からもらって納付したとする 10 万円では当該期間の納付に必要な保険料額と大幅に異なっている上、申立人は保険料をまとめて納付した時期の記憶が曖昧であり、申立人に 10 万円を渡したとする父親から当時の状況を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。

申立期間②のうち 60 年 3 月から 61 年 12 月までの期間は申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点で現年度納付が可能な期間であるが、申立人の、当該期間の保険料の納付場所及び納付方法等についての記憶が曖昧である上、申立人は当該期間直後の保険料を平成元年 3 月に過年度納付しており、申立人が当該期間の保険料を口座振替で納付したとする主張は不自然であるなど、申立人が保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 6376

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年9月から63年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年9月から63年6月まで

私は会社を退職した後、国民健康保険の加入手続とほぼ同時に国民年金の再加入手続も行い、保険料は夫の分と一緒に銀行から納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年4月以降は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の、申立期間の国民年金への再加入手続の契機、納付方法、納付場所等についての記憶は具体的である上、申立人が一緒に保険料を納付したとする夫は、申立期間の保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年4月から2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年3月から平成2年3月まで

私は、昭和61年に地元の美容院に転職し、少し経ってから国民年金に加入した。国民年金保険料は、納付書が届いたので信用金庫で支払った。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成元年4月から2年3月までの期間は、国民年金手帳記号番号が払い出された平成元年11月時点では、保険料を現年度納付することが可能な期間であり、申立人の、国民年金への加入の契機、納付方法、納付場所、納付回数等の記憶は具体的である上、納付したとする金額は、当該期間の保険料額とおおむね一致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち昭和61年3月から平成元年3月までの期間については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された平成元年11月時点では、当該期間のうち昭和61年3月から62年9月までの期間は、時効により保険料を納付できない期間であるとともに、昭和62年10月から平成元年3月までの期間は、過年度納付することが可能な期間であるが、申立人は過年度納付をした記憶もなく、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年4月から2年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年11月から46年3月までの国民年金保険料については免除され、46年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年11月から46年3月まで
② 昭和46年4月から同年12月まで

私は、会社を退職後、定職に就いていなかったため、区役所出張所で国民年金保険料の免除申請手続きをした。5か月の免除期間の後は母が保険料を納付してくれた。申立期間①の保険料が免除とされておらず、申立期間②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は厚生年金保険から国民年金への切替手続きを当該期間当初の昭和45年11月ごろに適切に行っていることが確認できる上、申立人は、国民健康保険と同時に国民年金の加入手続きをし、国民健康保険料は免除とならずに最低額を納付し、国民年金保険料については免除の承認を受けたと具体的に説明しているなど、申立内容に不自然さは見られない。また、申立期間②については、申立人の当該期間の国民年金保険料を納付していたとする母親は、当該期間の自身の保険料が納付済みであり、当時、申立人が住民登録していた市が保有する申立人の被保険者名簿の当該期間の納付記録欄には「47.2」と記載があり、市では、この記載は昭和47年2月に当該期間の保険料を納付したことを示すとしているなど、当該期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和45年11月から46年3月までの国民年金保険料については免除され、46年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年2月から59年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められ、うち59年1月から同年9月までの期間については、付加保険料を含めて納付しているものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年2月から60年10月まで

私は、昭和57年1月に入社した会社で、自分で国民年金に加入するよう
に言われたため、当時居住していた市で、国民年金の加入手続を行った。
その後も、転居するたびに、住所変更手続を行い、送付されてきた納付書
を使って、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とさ
れていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和57年2月から59年9月までの期間については、申立
人の国民年金手帳の記号番号は57年8月に払い出されており、この時点で、
当該期間の国民年金保険料を過年度納付及び現年度納付することが可能であ
ったこと、申立人の特殊台帳及び申立人が当時居住していた市が保管する被保
険者名簿に当該期間中の住所変更履歴が記載されていることから、当該期間の
納付書は申立人に送付されていたものと考えられること、また、社会保険庁の
オンライン記録により、申立人は、59年1月に付加保険料納付の申出を行っ
ていることが確認できることなど、当該期間について保険料を納付していたと
する申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和59年10月から60年10月までの期間
については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料
(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は当該期間の保険料の納付場所及び
納付金額等に関する記憶が曖昧である上、申立人は、59年9月以降5回の住
所変更登録を行っているが、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人が

平成4年から居住している現住所への住所変更は18年12月に行われており、前住所が昭和59年9月の転居前住所であることから、その間の国民年金に関する住所変更手続きを行っておらず、当該期間に係る納付書は送達されなかったと考えられること、また、申立期間直後の60年11月から62年3月までの厚生年金保険の被保険者期間は、平成18年12月に統合されたものであり、厚生年金保険加入に伴う国民年金の資格喪失手続きが行われていなかったと推察されることなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和57年2月から59年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められ、うち59年1月から同年9月までの期間については、付加保険料を含めて納付しているものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から58年3月まで

私は、昭和53年ごろ新聞か区報で特例納付のことを知り、国民年金に加入して、国民年金保険料を一括納付した。その後は納付書が定期的に届き、保険料を納め続けた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、当該期間は12か月と短期間である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和53年7月時点は第3回特例納付の実施期間であり、申立人は、当該特例納付及び過年度納付により手帳記号番号払出前の約16年間の未納期間の保険料をすべて納付しているなど、申立人の納付意識は高かったものと考えられ、申立期間の保険料のみを納付しなかったとすることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年4月から60年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から平成6年12月まで

昭和46年2月に婚姻した私の妻は、46年ごろに、私の国民年金の加入手続を行い、49年4月に離婚するまで私の国民年金保険料を納付してくれていた。離婚後は、59年ごろまで自分で保険料を納付していた。また、59年には、保険料の免除制度があることを教えてもらい、申請免除手続きを行い、59年ごろから平成6年12月まで保険料を免除されていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間のうち、国民年金保険料を納付していたとする昭和45年4月から59年3月までの期間については、当時婚姻していた申立人の妻及び申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び婚姻中の保険料の納付に関与しておらず、離婚後保険料を納付したとする申立人は、保険料の納付方法、納付場所、納付額等の納付状況に関する記憶が曖昧である上、保険料を納付していたとされる申立人の妻から当時の納付状況を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。また、申立人の妻は、婚姻中の保険料が未納となっているなど、申立人の妻及び申立人が申立人の当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された48年7月時点では、当該期間の一部は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

2 申立期間のうち、国民年金保険料を免除されたとする昭和59年4月から60年3月までの期間については、申立人は、申請免除を行った具体的な時期等の記憶は曖昧であるものの、申立人が所持する「国民年金保険料についてのおたずね」（申立人が当時居住していた区の担当部署名等が付記されている。）及び「回答用紙」には、昭和46年度から57年度までの保険料が未納となっていることから、保険料の免除を希望するかどうかも含め、申立人の事情を聴取する旨記載されており、申立人は、回答用紙に保険料の免除を希望すると記載していることから、保険料の免除を希望する旨区役所に回答し、所定の申請免除手続きを行い、当該期間の保険料を免除されたと考えられるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、引き続き国民年金保険料を免除されていたとする昭和60年4月から平成6年12月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、申立人は免除申請手続きの状況に関する記憶が曖昧である上、免除申請手続きは、年度を単位として行うことから、当該期間の免除申請手続き回数は10回に及び、行政側においてこれだけの回数^{あいまい}の事務処理誤りが起こることも考えにくいなど、申立人が当該期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和59年4月から60年3月までの国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から同年3月まで

私は、国民年金加入当初は母に国民年金保険料を納付してもらっていたが、昭和45年4月から就職する直前の昭和46年3月までの45年度には、母から納付書を渡され、私が保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間直前の国民年金保険料を納付しており、申立期間は3か月と短期間である。また、母親から納付書を渡され保険料を納付するようになったとする説明は具体的である上、納付書により保険料を納付したとする方法は、申立人が母親から納付書を渡されたとする昭和45年度当初に居住していた区の納付方法と合致しており、保険料を納付したとする郵便局は、当時開設され、保険料の収納を取り扱っているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 6387

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年6月

私は、昭和47年6月に国民年金の加入手続をし、申立期間の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は1か月と短期間である。また、申立人が所持する国民年金手帳には、昭和47年6月に国民年金に任意加入した旨記載されており、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された47年7月に申立期間の保険料を現年度納付することが可能であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から61年3月まで

私は、昭和61年6月に3か月分ずつ4回に分割した納付書を作成してもらい、国民年金保険料をさかのぼって納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入以降国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間は12か月と短期間である。また、申立人は、昭和61年6月に申立期間の保険料の納付書を受け取ったが納付することができず、市役所で3か月分ずつに分割した納付書の交付を依頼し、送付を受けた納付書により4回に分けて申立期間の保険料を納付したとする説明は、具体的であり、申立人が当時居住していた市及び管轄社会保険事務所の過年度保険料収納業務の実施状況とも合致している上、保険料を納付したとする金融機関は、当時開設され、過年度保険料の収納を取り扱っているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年7月から45年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和42年1月から43年3月まで
② 昭和43年7月から45年5月まで
③ 平成12年9月

私の国民年金保険料は、申立期間①及び②については、父親が加入手続きを行い、納付しており、申立期間③については妻が納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、当初、父親から見せられた青色の用紙に基づいて国民年金保険料を納付したと説明していたところ、その後、申立人が居住していた町の役場が父親あてに発行した青色の保険料納入通知書が発見されたことから、父親が申立人から保険料を受け取り、納付していたものと推認できる。また、申立人はその後の保険料も父親が申立人から保険料を受け取り、納付していたと説明しており、その金額は当時の保険料とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①及び③については、申立人の父親又は妻が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間①については、申立人は国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続き及び保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。また、申立期間③については、夫婦二人分の保険料を納付していたとする妻は納付状況の記憶が曖昧であるほか、申立人の妻の当該期間の保険料は納付済みとなっているが、平成13年9月に60歳以降の任意加入をした同

日に当該期間の保険料をさかのぼって納付していることが社会保険庁の記録で確認でき、申立人の保険料も一緒に納付したか記憶に無いなど、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年7月から45年5月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年4月から同年6月まで
② 昭和52年10月から53年3月まで
③ 昭和53年10月から54年3月まで

私は、厚生年金保険の被保険者でなくなったので、区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、当該期間は3か月と短期間である上、申立人は、国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和53年3月時点で、当該期間前の51年1月から52年3月までの国民年金保険料を過年度納付し、当該期間後の52年7月から53年3月までの保険料をさかのぼって現年度で納付していることを踏まえると、当該期間の保険料を納付していたものと考えるのが自然である。

しかしながら、申立期間②及び③については、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人は、当該期間の保険料の納付時期及び納付金額の記憶が曖昧である上、申立人の納付記録は、当該期間以外にも全般にわたって短期間の保険料の未納及び過年度納付が散見されることから、当該期間の保険料を遅滞なく納付していたものとは考え難いなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から同年3月まで
私は、昭和49年4月ごろ、昭和49年度の12か月分の国民年金保険料をまとめて納付した。申立期間の保険料が免除とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の前後の保険料を納付している上、申立期間は3か月と短期間である。また、納付書により保険料を納付したとする方法は、申立人が当時居住していた市の納付方法と合致しており、納付したとする市の出張所は、当時開設され、保険料の収納を取り扱っている。さらに、申立人は、昭和49年度のうち申立期間を除く9か月分の保険料を前納しているところ、当該市では、申立期間の前年度には、前納保険料は当該年度12か月分をまとめて納付させていたことから、申立期間当時も同様の取扱いだったと考えられる上、制度上既に納付した保険料を還付することはできず、保険料を還付したとする記録も見当たらない。加えて、申立人の妻は、申立期間の保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から46年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月から46年12月まで

私たち夫婦は、長女が生まれた昭和44年か、長男が生まれた47年に国民年金に加入し、47年1月ごろに夫婦二人分の申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付するとともに、その後は、妻が厚生年金保険に加入するまで夫婦二人分の保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和44年4月から46年12月までの期間については、申立人は、当該期間直後から60歳になるまで国民年金保険料をすべて納付している。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、当該期間の直前の44年3月に払い出されていることが確認できる上、納付書で納付したとする方法は、申立人が当時居住していた区の納付方法と合致し、納付したとする区の出張所及び郵便局は、当時開設され、保険料の収納を取り扱っている。さらに、申立人の妻は、当該期間のうち44年4月から45年3月までの保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和40年3月から44年3月までの期間については、申立人夫婦が申立人の当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、保険料をさかのぼって納付したとする47年1月時点では、第1回特例納付が実施されているものの、申立人は、特例納付の^{あいまい}手続の状況、保険料の納付月数、納付額等の記憶が曖昧であるなど、申立人夫婦が申立人の当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から46年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から46年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年10月から44年3月まで
② 昭和45年4月から46年12月まで

私たち夫婦は、長女が生まれた昭和44年か、長男が生まれた47年に国民年金に加入し、47年1月ごろに夫婦二人分の申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付するとともに、その後は、私が厚生年金保険に加入するまで夫婦二人分の保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、当該期間直後から平成11年11月に厚生年金保険に加入するまで国民年金保険料をすべて納付しており、当該期間の直前の保険料も納付済みである。また、納付書で納付したとする方法は、申立人が当時居住していた区の納付方法と合致し、納付したとする区の出張所及び郵便局は、当時開設され、保険料の収納を取り扱っているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人夫婦が申立人の当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、保険料をさかのぼって納付したとする昭和47年1月時点では、第1回特例納付が実施されているものの、申立人は、特例納付の状況、納付月数、納付額等の記憶が曖昧であるなど、申立人夫婦が申立人の当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月から46年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から同年6月までの国民年金保険料（同年6月については、付加保険料を含む。）については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から同年6月まで

私の弟は、私の国民年金の加入手続きを行い、自身の分と一緒に私の国民年金保険料を納付してくれていた。また、昭和49年6月からは、付加保険料も納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間の前後の保険料は納付済みとなっている上、申立期間は3か月と短期間である。また、申立人が所持する国民年金手帳及び社会保険庁が保管する年度別納付状況リストには、昭和49年6月に付加保険料の納付を申し出た旨記載されているとともに、申立期間直後の保険料は付加保険料も含めて納付されている。さらに、申立人の保険料を納付したとする申立人の弟は、申立期間を含むすべての期間の保険料が納付済みとなっており、49年5月から60歳になるまでおおむね付加保険料も含め納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料（昭和49年6月については、付加保険料を含む。）を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年12月から8年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年12月から8年5月まで

私は、平成7年12月に会社を退職後、市役所で国民健康保険の加入手続を行い、その際、国民年金の再加入手続も行うよう勧奨され、国民年金の再加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付した。申立期間が未加入とされ、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料を納付している上、当該期間は、6か月と短期間である。また、再加入手続を行い、保険料を納付したとする市役所は、当時、再加入手続及び保険料の収納を取り扱っている。さらに、国民健康保険の加入手続の際、国民年金の再加入を勧奨されたとする説明は、申立人が当時居住していた市の国民年金業務実施状況と合致している上、申立人は、申立期間中の平成8年1月に国民健康保険に加入していることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年7月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで

私は、昭和38年ごろ、郵便局で勧められたことをきっかけに、国民年金に加入し、国民年金制度発足当初から3年分の国民年金保険料をさかのぼって納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和38年7月から39年3月までの期間については、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の所持する領収証書により、申立期間直後の昭和39年度分の保険料を昭和40年10月1日に過年度納付していることが確認でき、この時点で当該期間も過年度納付することが可能であったなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和36年4月から38年6月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が所持する40年7月に発行された国民年金手帳により、同年4月から同年9月までの保険料を同年9月30日に現年度納付していることが確認でき、申立人はこの時に申立期間直後の昭和39年度分の過年度納付書を受け取ったと考えられるが、この時点では当該期間の保険料は時効により納付することができない期間であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、現在所持している国民年金手帳以外に手帳を所持した記憶は無いと説明しているなど、別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和38年7月から39年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの期間、昭和37年度のうち6か月、39年度のうち6か月及び昭和44年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和37年度のうち6か月
③ 昭和39年度のうち6か月
④ 昭和44年4月から同年9月まで

私は、国民年金の加入手続をした後、独身時代は自宅に来ていた集金人に国民年金保険料を納付し、結婚後は夫が私の保険料を一緒に納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は、12か月又は6か月といずれも短期間である上、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和37年1月に払い出されており、申立期間の保険料を現年度納付することが可能である。また、申立期間①、②及び③については、自宅で集金人に納付していたとする保険料額は当時の保険料額とおおむね一致する上、申立人が居住していた区では36年7月から区役所職員による保険料の集金が行われていたこと、申立期間④については、申立人の保険料を一緒に納付し、申立人の未納分の保険料をさかのぼって納付したとする夫は、46年4月に手帳記号番号が払い出され、申立期間を含む自身の保険料を第1回特例納付及び過年度納付しており、この手帳記号番号の払出時点で申立人の当該期間の保険料を過年度納付することが可能であったことなど、申立人が申立期間①、②及び③の保険料を、申立人の夫が申立期間④の保険料を納付していたとする申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年8月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年8月から43年3月まで

私は、昭和50年に結婚したとき、母から私の国民年金手帳を渡され、「20歳から納付しているから、これからは自分で続けなさい。」と言われたので、以後は自身で国民年金保険料を納付してきた。また、母から、申立期間の保険料は兄夫婦の分と私の分を一緒に納付していたとも聞いている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後は、昭和61年4月に第3号被保険者となるまで国民年金保険料はすべて納付済みであり、申立期間当時、申立人の母親が申立人の保険料と一緒に納付していたとする兄及び義姉は申立期間を含め60歳到達時まで保険料をほぼ納付済みである上、母親自身は再開5年年金を完納している。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は20歳到達直後の41年9月ごろに払い出されており、申立期間の保険料を現年度納付することが可能であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 11 月 20 日から 32 年 10 月 10 日まで
② 昭和 36 年 5 月 1 日から 38 年 2 月 20 日まで

平成 20 年 3 月に、社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、脱退手当金をもらった記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の間にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、これを失念するとは考え難い。

また、未請求となっている被保険者期間と申立期間である 2 回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である上、脱退手当金が支給されたとする額は、法定支給額と 2,045 円相違している。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た申立人の申立期間に係る標準賞与額は、申立人が主張する標準賞与額（賞与支払年月日は平成15年6月27日）であったと認められることから、申立期間に係る標準賞与額を150万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 6 月

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無い旨の回答をもらった。賞与からの控除が確認できる役員賞与支払明細書を提出するので、申立期間の標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保有する平成15年6月支給の賞与支払明細書から、申立人は、同年6月27日に賞与を支給され、標準賞与額の上限額（150万円）に相当する厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

一方、A社が加入する厚生年金基金の平成15年6月の賞与掛金記録では、標準賞与額の上限額（150万円）に相当する掛金の記録が確認できる上、事業主は、申立期間当時、厚生年金保険及び厚生年金基金への資格の得喪や標準賞与額の届出様式は複写式であり、社会保険事務所と厚生年金基金に対し当該複写式届出書をもって届け出たと供述している。

これらを総合的に判断すると、事業主が申立人の主張する標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、標準賞与額の上限額（150万円）とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、平成 15 年 6 月 10 日の記録（98 万 2,000 円）を取り消し、申立期間の記録を 150 万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 6 月

平成 15 年 6 月においては、10 日と 27 日の 2 回の賞与の支給があった。厚生年金基金の記録は、両方を合算した額とされているが、厚生年金保険の記録は 10 日支給分のみとされている。厚生年金基金の記録が正しいので、厚生年金保険の記録を訂正願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の平成 15 年 6 月の厚生年金保険の標準賞与額は、社会保険庁の記録では、同年 6 月 10 日の 98 万 2,000 円のみ記録されている。

しかしながら、A社が保有する平成 15 年 6 月支給の賞与支払明細書から、申立人は、同年 6 月の賞与を同年 6 月 10 日及び同年 6 月 27 日の 2 回支給されていることが確認できる上、当該明細書では、同年 6 月 10 日は 98 万 2,000 円に相当する厚生年金保険料を、また、同年 6 月 27 日は 51 万 8,000 円に相当する厚生年金保険料（標準賞与額の上限額である 150 万円から、社会保険庁の記録により確認できる平成 15 年 6 月 10 日に支給された標準賞与額 98 万 2,000 円との差額）を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

一方、A社が加入する厚生年金基金の平成 15 年 6 月の賞与掛金記録では、当該月支給分を合算し、標準賞与額の上限額（150 万円）に相当する掛金の記録が確認できる上、事業主は、申立期間当時、厚生年金保険及び厚生年金基金への資格の得喪や標準賞与額の届出様式は複写式であり、社会保険事務所と厚生年金基金に対し当該複写式届出書をもって届け出たと供述している。

これらを総合的に判断すると、事業主が申立人の主張する標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支払明細書の控除保険料額から、平成15年6月10日の記録（98万2,000円）を取り消し、申立期間の記録を150万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た申立人の申立期間に係る標準賞与額は、申立人が主張する標準賞与額（賞与支払年月日は平成15年6月27日）であったと認められることから、申立期間に係る標準賞与額を150万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年6月

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無い旨の回答をもらった。賞与からの控除が確認できる役員賞与支払明細書を提出するので、申立期間の標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保有する平成15年6月支給の賞与支払明細書から、申立人は、同年6月27日に賞与を支給され、標準賞与額の上限額（150万円）に相当する厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

一方、A社が加入する厚生年金基金の平成15年6月の賞与掛金記録では、標準賞与額の上限額（150万円）に相当する掛金の記録が確認できる上、事業主は、申立期間当時、厚生年金保険及び厚生年金基金への資格の得喪や標準賞与額の届出様式は複写式であり、社会保険事務所と厚生年金基金に対し当該複写式届出書をもって届け出たと供述している。

これらを総合的に判断すると、事業主が申立人の主張する標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、標準賞与額の上限額（150万円）とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た申立人の申立期間に係る標準賞与額は、申立人が主張する標準賞与額（賞与支払年月日は平成15年6月27日）であったと認められることから、申立期間に係る標準賞与額を150万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年6月

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の標準賞与額の記録が無い旨の回答をもらった。賞与からの控除が確認できる賞与明細書を提出するので、申立期間の標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保有する平成15年6月支給の賞与明細書及びA社が保有する賞与支払明細書から、申立人は、同年6月27日に賞与を支給され、標準賞与額の上限額（150万円）に相当する厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

一方、A社が加入する厚生年金基金の平成15年6月の賞与掛金記録では、標準賞与額の上限額（150万円）に相当する掛金の記録が確認できる上、事業主は、申立期間当時、厚生年金保険及び厚生年金基金への資格の得喪や標準賞与額の届出様式は複写式であり、社会保険事務所と厚生年金基金に対し当該複写式届出書をもって届け出たと供述している。

これらを総合的に判断すると、事業主が申立人の主張する標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、標準賞与額の上限額（150万円）とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA医院における資格喪失日に係る記録を平成元年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月31日から同年4月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A医院に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同医院には、平成元年3月31日まで勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び事業所からの回答により、申立人は、A医院に平成元年3月31日まで継続して勤務していたことが認められる。

また、社会保険庁においてA医院における厚生年金保険の被保険者資格喪失日が平成2年3月31日と記録されていることが確認できる従業員から提出された給料支払明細書によると、当該従業員の給与から同年3月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらのことから判断して、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成元年2月の社会保険庁の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについ

ては、事業主は納付したと主張するが、これを確認できる関連資料等はない。

一方、申立人の資格喪失日について、事業主がこれを平成元年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日と届け出たと考えられ、その届出の結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和58年9月13日に、資格喪失日に係る記録を同年12月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年9月13日から同年12月20日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間の保険料控除が確認できる給与明細書があるので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

在籍証明書及び給与明細書により、申立人が申立期間にA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、上記給与明細書において確認できる保険料控除額から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格の取得及び喪失に係る届出を行ったにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 58 年 9 月から同年 11 月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成6年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月31日から同年4月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。
同期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び事業主の供述から、申立人はA社に申立期間まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成6年2月の社会保険事務所の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の厚生年金保険の被保険者資格の喪失日を誤って平成6年3月31日として届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成6年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月31日から同年4月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。
同期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び事業主の供述から、申立人はA社に申立期間まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成6年2月の社会保険事務所の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の厚生年金保険の被保険者資格の喪失日を誤って平成6年3月31日として届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和31年2月1日から同年4月28日までの期間について、事業主は、申立人が同年2月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年4月28日に喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、5,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和30年6月26日から同年8月まで
②昭和31年2月1日から同年4月28日まで
③昭和31年5月から同年8月まで
④昭和31年10月から32年6月まで
⑤昭和32年7月21日から同年9月1日まで
⑥昭和32年11月1日から同年12月31日まで
⑦昭和33年5月24日から同年8月ごろまで
⑧昭和33年8月ごろから同年10月まで
⑨昭和33年11月
⑩昭和33年12月から34年1月ごろまで
⑪昭和34年1月ごろから同年2月ごろまで
⑫昭和34年11月1日から35年1月31日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうちの申立期間①、B社に勤務した申立期間②、C社に勤務した申立期間③、D社に勤務した申立期間④、E社（現在は、F社）に勤務した期間のうちの申立期間⑤、G社に勤務した期間のうちの申立期間⑥、H社に勤務した期間のうちの申立期間⑦、I社に勤務した申立期間⑧、J社

(現在は、K社)に勤務した申立期間⑨、L社に勤務した申立期間⑩、M社(現在は、N社)に勤務した申立期間⑪及びO社に勤務した期間のうちの申立期間⑫の加入記録が無い旨の回答をもらった。勤務があったことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、B社で勤務していたと申し立てているところ、社会保険事務所の同社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓かつ同一生年月日の被保険者が記録されており、当該記録は、基礎年金番号に未統合となっている。

そして、当該被保険者名簿において、申立人と同姓で記録されているのは当該被保険者のみであるところ、申立期間②当時、申立人と同一業務に就いていた従業員の一人名は、申立人と同姓の従業員がいたことを記憶しており、その従業員の名前が、申立人と同じ「P」又は申立人の名前と類似の「Q」であった旨供述している。

また、申立人は、B社に勤務していた時期に定時制の高校に通っていたと供述しているところ、申立期間②当時の従業員の一人名は、定時制の高校に通う申立人と同姓の従業員がいたことを記憶している。

これらのことから、上記の申立人と同姓かつ同一生年月日の被保険者の記録は、申立人の未統合の厚生年金保険被保険者記録であり、事業主は、申立人が昭和31年2月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年4月28日に喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、当該未統合の厚生年金保険被保険者記録から、5,000円とすることが妥当である。

2 申立期間①については、申立人は、昭和30年8月末までA社に勤務していたと申し立てている。

しかし、A社は既にその事業を廃止しており、同社から申立人の申立期間①における勤務の状況や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、申立人はA社における同僚を2人記憶していたが、そのうちの1人は、申立人のことを記憶しておらず、もう1人は、所在不明のため、供述を得ることができなかった。

さらに、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿から申立期間①当時厚生年金保険に加入していたことが確認できる26人の従業員に照会したところ、そのうちの19人から回答があったが、申立人のことを記憶している者はいなかった。

申立期間③について、複数の従業員の供述から、期間は明らかでないが、申立人が、C社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は、入社時における自身の身分を「見習い工」としているところ、C社で社会保険事務手を担当していた従業員は、「申立期間③当時、見習い工は社会保険の手続対象とされていなかったと思う。」と供述しており、また、複数の従業員が、同社では3か月から半年くらいの試用期間があった旨供述している。

そこで、社会保険事務所のC社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間③当時に被保険者であったことが確認できる複数の従業員に照会し、当該従業員が同社に入社したとする時期を確認し、これと当該被保険者名簿における資格取得日とを比較したところ、入社から資格取得日までの期間が、3か月ないし2年程度あることが確認でき、当該従業員のうちの一人は、「社会保険の手続がとられていない期間の給与明細書を持っているが、それによると、健康保険料や厚生年金保険料は控除されていない。」と供述している。

申立期間④について、D社の業務内容に関する申立人の説明が、ほかの従業員の供述と符合することから、期間は明らかでないが、申立人が、D社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録では、D社は、昭和32年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間④においては、厚生年金保険の適用事業所ではなく、同社の所在地を管轄する法務局においても、商業登記の記録は確認できない。

また、申立人はD社における同僚を記憶していないため、社会保険事務所の同社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、同社が適用事業所となった昭和32年10月1日に被保険者資格を取得した5人の従業員に照会したところ、3人から回答があったが、申立人を記憶している者はおらず、そのうちの1人は、「会社が社会保険に加入する前に、自分の給与から厚生年金保険料が控除されていた記憶は無い。」と供述している。

申立期間⑤について、申立人は、昭和32年8月末までE社（現在は、F社）に勤務していたと申し立てている。

しかし、F社は、申立期間⑤当時のE社の従業員に関する資料を保有していないことから、申立人の申立期間⑤における勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認することができないとしている。

また、社会保険事務所のE社に係る厚生年金保険被保険者名簿から申立期間⑤当時厚生年金保険に加入していたことが確認できる30人の従業員に照会したところ23人から回答があったが、そのうち22人は申立人のことを記憶しておらず、1人は、申立人のことを記憶していたものの、その退職時期

は覚えていなかった。

申立期間⑥について、申立人は、昭和 32 年 12 月末まで G 社に勤務していたと申し立てている。

しかし、G 社は、申立期間⑥当時の同社の従業員に関する資料を保有していないことから、申立人の申立期間⑥における勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認することができないとしている。

また、申立人が記憶している同僚は、その所在が不明なため、社会保険事務所の G 社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間⑥当時厚生年金保険に加入していたことが確認できる 12 人の従業員に照会したところ、8 人から回答があったが、そのうち 7 人は申立人のことを記憶しておらず、1 人は、申立人のことを記憶していたものの、その退職時期は覚えていなかった。

申立期間⑦について、申立人は、昭和 33 年 8 月ごろまで H 社に勤務していたと申し立てている。

しかし、H 社の事業を継承した R 社は、申立期間⑦当時の H 社の従業員に関する資料を保有していないことから、申立人の申立期間⑦における勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認することができないとしている。

また、申立人が記憶している 2 人の同僚及び社会保険事務所の H 社に係る厚生年金保険被保険者名簿から申立期間⑦当時厚生年金保険に加入していたことが確認できる 9 人の従業員に照会したところ、8 人から回答があったが、そのうち 6 人は申立人のことを記憶しておらず、2 人は、申立人のことを記憶していたものの、その退職時期は覚えていなかった。

申立期間⑧について、I 社の従業員の供述から、期間は明らかでないが、申立人が、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録では、I 社は、昭和 34 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間⑧においては、厚生年金保険の適用事業所ではなく、同社の所在地を管轄する法務局においても、商業登記の記録は確認できない。

また、申立人は I 社の代表者及び同僚 2 人を記憶しているところ、そのうち、所在の判明した同僚の 1 人は、同社が適用事業所となった昭和 34 年 8 月 1 日より前に給与から厚生年金保険料を控除されたか否かについては覚えていないとしながらも、自らが入社して 1 年を経過した同年 8 月ごろに、厚生年金被保険者証を手渡された旨供述している。

申立期間⑨について、申立人は、J 社に勤務していたと申し立てている。

しかし、K 社は、申立期間⑨当時の J 社の従業員に関する資料を保有していないことから、申立人の申立期間⑨における勤務の状況や厚生年金保険料

の控除について確認することができないとしている。

そこで、社会保険事務所のJ社に係る厚生年金保険被保険者名簿から申立期間⑨当時厚生年金保険に加入していたことが確認できる19人に照会したところ、12人から回答があったが、申立人のことを記憶している者はいなかった。

また、J社の従業員の一人は、当時、短期間で辞めていく従業員が多かったことから、同社においては2か月から3か月の試用期間を経た後に社会保険の手続を取っていた旨供述している。

申立期間⑩について、申立人の同僚の供述から、期間は明らかでないが、申立人が、L社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録では、L社は、昭和36年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間⑩においては、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、L社の事業を継承したS社は、申立期間⑩当時のL社の従業員に関する資料を保有していないことから、申立人の申立期間⑩における勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認することができないとしている。

また、上記同僚は、「自分は昭和34年ごろからL社に勤めていたが、会社が社会保険に加入する前に、自分の給与から厚生年金保険料が控除されたことは無い。」と供述している。

申立期間⑪について、申立人は、M社に勤務していたと申し立てている。

しかし、N社は、申立期間⑪当時のM社の従業員に関する資料を保有していないことから、申立人の申立期間⑪における勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認することができないとしている。

また、申立人はN社における同僚を2人記憶していたが、そのうちの1人は、申立人のことを記憶しておらず、もう1人は、所在不明のため、供述を得ることができなかった。

さらに、社会保険事務所のM社に係る厚生年金保険被保険者名簿から申立期間⑪当時厚生年金保険に加入していたことが確認できる6人の従業員に照会したところ、申立人のことを記憶している者はいなかった。

申立期間⑫について、申立人は、昭和35年1月末までO社に勤務していたと申し立てているところ、申立人の当時の上司は、「忘年会又は新年会で、申立人の送別会みたいなことを行った記憶がある。」と供述している。しかし、当該上司は、忘年会又は新年会が申立人の在職中に行われたのか、退職後に行われたのかを記憶していないことから、当該供述をもって、申立人の申立期間⑫に係る勤務の実態を確認することはできない。

また、O社は、申立期間⑫当時の同社の従業員に関する資料を保有してい

ないことから、申立人の申立期間⑫における勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認することができないとしている。

さらに、社会保険事務所の〇社に係る厚生年金保険被保険者名簿から申立期間⑫当時厚生年金保険に加入していたことが確認できる 17 人の従業員に照会したところ、そのうちの複数の者は、申立人のことを知っていたものの、申立人の退職時期を憶えている者はいなかった。

このほか、申立人の申立期間①、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪及び⑫における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪及び⑫に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年1月1日から同年12月31日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の報酬額に見合う標準報酬月額と相違していることが判明したので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたところ、申立人がA社における被保険者資格を喪失した平成3年12月31日より後の4年4月8日付けで、申立人を含む3人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、申立期間に係る標準報酬月額は8万円に減額訂正されていることが確認できる。

このことについて、A社の二人の代表取締役等に照会を行ったものの、そのうちの一人は、同社の経理に関する資料を保有しておらず、もう一人からは、回答を得ることができなかった。

また、元従業員の一人は、「会社が分裂し、大量の退職者が出たため、業務の継続が困難となった。給料の遅配が2、3か月続いたため、平成4年3月に退職した。」と供述していることから、当時、A社は、厚生年金保険料等の支払に苦慮していたと推認される。

一方、A社の商業登記簿謄本によると、申立人は同社の取締役であったこと

が確認できるが、複数の従業員は、「申立人は、申立期間当時、建設設計担当であり、経理・社会保険事務担当ではなかった。」と供述していることから、申立人が、上記減額訂正に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記のような減額訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 53 万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年12月8日から42年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を41年12月8日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和43年6月27日から同年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を43年6月27日に、資格喪失日に係る記録を同年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、43年6月は2万6,000円、同年7月は2万2,000円、同年8月は2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係るこれらの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年12月8日から42年2月1日まで
② 昭和42年9月1日から同年10月1日まで
③ 昭和43年6月27日から同年10月1日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうちの申立期間①及び③並びにB社に勤務した申立期間②の加入記録が無い旨の回答をもらった。給料支払明細書があるので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、複数の同僚の供述並びに申立人から提出された昭和41年12月及び42年1月の分の給料支払明細書により、申立人は、申立期間にA社に継続して勤務し、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主に

より給与から控除されていたことが認められる。

なお、C社とA社は、社名は異なるものの、実質的には同一の事業所であったと認められるところ、上記の給料支払明細書に記載されている申立期間①に係る会社名は、A社ではなくC社となっているが、商業登記簿上、C社は昭和41年12月7日に解散しており、また、A社は、同年11月25日に設立されていることが確認できることから、申立期間①について、A社における被保険者期間とすることが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、当該給料支払明細書に記載されている支給合計額から、3万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録では、A社は、昭和42年1月27日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①においては、厚生年金保険の適用事業所ではないが、複数の従業員が、当時の従業員数は30人以上であると供述していることから、同社は、申立期間①においても、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を備えていたものと認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散しており、当時の代表者も死亡しているため、確認することはできないが、申立期間①において、同社は適用事業所としての要件を備えながら、社会保険事務所に適用事業所となった旨の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間③については、申立人から提出された給料支払明細書により、申立人がA社に継続して勤務し、当該期間のうち、昭和43年6月から同年8月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれの基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、給料支払明細書の保険料控除額又は支給合計額から、昭和43年6月を2万6,000円、同年7月を2万2,000円、同年8月を2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を

記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和43年6月から同年8月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間③のうち、昭和43年9月の事業主による申立人の厚生年金保険料の控除については、当該月の保険料が控除される43年10月の給料支払明細書において厚生年金保険料が控除されておらず、このほか、当該月の厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、これを認めることはできない。

3 申立期間②について、申立人から提出された給料支払明細書により、申立人がB社に勤務していたことは認められる。

しかし、当該給料支払明細書において、厚生年金保険料の控除額欄に金額の記載はあるものの、厚生年金保険料としては著しく低額であり、当該給料支払明細書における支給合計額に見合う金額となっておらず、また、当該給料支払明細書においては、健康保険の保険料は控除されていない。

さらに、当該給料支払明細書における支給合計額に基づき失業保険料を計算すると、おおむね記載されている控除額に近い金額となっており、これらのことから、当該給料支払明細書における厚生年金保険料の控除額欄に記載されている金額は厚生年金保険料ではないものと認められる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和34年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名： 男
基礎年金番号：
生 年 月 日： 昭和13年生
住 所：

2 申立内容の要旨

申 立 期 間： 昭和32年10月1日から34年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社B営業所に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和29年11月1日から34年3月31日まで勤務しているので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和29年11月1日から34年3月31日までA社B営業所に勤務し、その間、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、社会保険事務所の記録では、昭和32年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

一方、申立人から提出された社員旅行の集合写真（申立人は、その撮影時期は不明と供述している。）には、申立人を含む20人が写っているところ、そのうち、昭和31年11月に入社した1人の従業員は、「この旅行は、自分の入社後2、3年後ではないか。」と供述しており、32年4月に入社した2人の従業員は、「入社した年に、社員旅行に行った記憶は無い。社員旅行には春によく行っていた。」と供述していることから、当該写真は、申立期間中の33年春ごろに撮られた写真であることが推認できる。

また、申立人は、「A社B営業所に勤務していた間は、定時制高校に通い、3月下旬に卒業後、別の就職先を探し5月の連休明けに面接を受けて入社が決まった。」と供述している。この事実経過の説明は、具体性があり、かつ、定時制高校の卒業記録及び別会社において昭和34年5月6日に資格取得の届出がなされていることとも符合する。

これらのことから判断すると、申立人は、昭和34年3月31日までA社B営業所に勤務していたことが認められる。

そして、上記の二人の従業員は、申立人の勤務形態に変更は無く、一貫して配送担当であった旨供述していることから、厚生年金保険料の控除が継続して行われていたと考えるのが相当であり、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和32年9月の社会保険事務所の記録から、9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主が、昭和32年10月1日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月から34年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を、平成4年12月から5年9月までは50万円、同年10月から6年6月までは53万円、同年7月から7年9月までは47万円、8年2月から9年5月までは44万円、同年6月から同年9月までは28万円、同年10月及び同年11月は26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年12月1日から7年10月1日まで
② 平成8年2月1日から9年12月31日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうちの申立期間①及び②に係る標準報酬月額が、現実の報酬に見合う標準報酬月額と相違していることが判明したので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 社会保険庁のオンライン記録では、平成7年1月6日付けで、申立人を含む3人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、5年10月の定時決定（53万円）、6年7月の随時改定（47万円）及び同年10月の定時決定（47万円）が取り消され、4年12月の随時改定（8万円）が記録された結果、申立期間①に係る標準報酬月額は8万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人及びほかの役員は、「代表取締役から、さかのぼって標準報酬月額を引き下げた手続をした、と聞いた。」と供述している。

一方、A社の商業登記簿謄本によると、申立人は同社の取締役であったことが確認でき、また、従業員の一人名は、申立人が同社の経理担当役員であつ

た旨供述している。

このことについて、申立人は、「確かに、自分は経理担当役員だったことがあり、社会保険事務にもかかわっていた。しかし、昭和62年8月ごろに経理担当を外され、それからは、これらの事務に一切関与していない。」と供述しているところ、A社の代表取締役は、「申立人は、役員ではあったが、営業担当の役員であり、社会保険の手続等に関する権限は有していなかった。」と回答しており、また、別の従業員の一人は、同社における給与計算や社会保険事務手続は、当該代表取締役及びその配偶者がその自宅で行っており、申立人は、当該業務に関与していなかった旨供述していることから、申立人が、上記減額訂正に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、平成7年1月6日付けで行われたさかのぼった訂正処理は事実即したものと考え難く、社会保険事務所が行った当該訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡^{そきゅう}及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、平成4年12月から5年9月までは50万円、同年10月から6年6月までは53万円、同年7月から7年9月までは47万円とすることが必要である。

- 2 社会保険庁のオンライン記録では、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、当初、平成8年2月から9年5月までは44万円、同年6月から同年9月までは28万円、同年10月及び同年11月は26万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった9年12月31日より後の10年3月4日付けで、申立人を含む3人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、申立期間②に係る標準報酬月額は9万2,000円に減額訂正されていることが確認できる。

しかし、社会保険事務所において、このような遡^{そきゅう}及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

一方、当該減額訂正が行われた当時においても、申立人は、上記のとおり、A社の社会保険事務を担当していなかったと認められることから、申立人が当該減額訂正に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、平成8年2月から9年5月までは44万円、同年6月から同年9月までは28万円、同年10月及び同年11月は26万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額
は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の
申立期間に係る標準報酬月額を、平成4年12月から5年11月までは47万円、
同年12月から7年9月までは53万円、8年2月から9年5月までは50万円、
同年6月から同年9月までは28万円、同年10月及び同年11月は26万円に訂
正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年12月1日から7年10月1日まで
② 平成8年2月1日から9年12月31日まで
③ 平成9年12月31日から10年1月16日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社
に勤務した期間のうちの申立期間①及び②に係る標準報酬月額が、現実の報
酬に見合う標準報酬月額と相違していることが判明したので、正しい記録に
訂正してほしい。また、同社には、平成10年1月15日まで継続して勤務し
ていたため、同社における資格喪失日を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 社会保険庁のオンライン記録では、平成7年1月6日付けで、申立人を
含む3人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の
場合、5年10月の定時決定(47万円)、5年12月の随時改定(53万円)及
び6年10月の定時決定(53万円)が取り消され、4年12月の随時改定(8
万円)が記録された結果、申立期間①に係る標準報酬月額は8万円に減額訂
正されていることが確認できる。

また、申立人及びほかの役員は、「代表取締役から、さかのぼって標準報
酬月額を引き下げる手続をした、と聞いた。」と供述している。

一方、A社の商業登記簿謄本によると、申立人は同社の取締役であったことが確認できるが、同社の代表取締役は、「申立人は、役員ではあったが、営業担当の役員であり、社会保険の手続等に関する権限は有していなかった。」と回答しており、また、従業員の一人は、同社における給与計算や社会保険事務手続は、当該代表取締役及びその配偶者がその自宅で行っており、申立人は、当該業務に関与していなかった旨供述していることから、申立人が、上記減額訂正に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、平成7年1月6日付けで行われたさかのぼった訂正処理は事実即したものと考え難く、社会保険事務所が行った当該訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡^{そきゅう}及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、平成4年12月から5年11月までは47万円、同年12月から7年9月までは53万円とすることが必要である。

2 社会保険庁のオンライン記録では、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、当初、平成8年2月から9年5月までは50万円、同年6月から同年9月までは28万円、同年10月及び同年11月は26万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった9年12月31日より後の10年3月4日付けで、申立人を含む3人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、申立期間②に係る標準報酬月額は9万2,000円に減額訂正されていることが確認できる。

しかし、社会保険事務所において、このような遡^{そきゅう}及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

一方、当該減額訂正が行われた当時においても、申立人は、上記のとおり、A社の社会保険事務を担当していなかったと認められることから、申立人が当該減額訂正に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、平成8年2月から9年5月までは50万円、同年6月から同年9月までは28万円、同年10月及び同年11月は26万円とすることが必要である。

3 申立期間③について、A社の代表取締役、営業担当取締役及び従業員の供述等から、申立人が、申立期間③において、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険庁のオンライン記録では、A社は、上記のとおり、平成

9年12月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間③においては、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、上記代表取締役は、申立期間当時のA社の従業員に関する資料を保有していないことから、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認することができないとしている。

さらに、上記営業担当取締役は、A社においては平成9年12月に支給された給与が最終給与であり、その後、給与は支給されていなかったとしている。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を、平成7年10月から10年3月までは59万円、同年4月から12年8月までは30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年10月1日から12年9月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A事業所に勤務した期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が、実際の給与額に見合う標準報酬月額と相違していることが判明したので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成7年10月から10年3月までは59万円、同年4月から12年8月までは30万円と記録されていたところ、A事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった12年9月1日より後の13年1月10日付けで、申立人を含む3人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、申立期間に係る標準報酬月額は9万2,000円に訂正されていることが確認できる。

しかし、社会保険事務所において、このような遡及^{そきゆう}により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

一方、A事業所の前身のB事業所の商業法人登記簿謄本によると、申立人は、平成6年8月*日にB医院の理事長を辞任した旨が同年10月*日に登記されており、上記の減額訂正が行われた当時において、申立人はA事業所の理事長ではなかったことが確認できる。

また、複数の従業員は、申立人は給与計算や社会保険事務手続には関与していなかった旨供述しており、そのうちの一人は、当時、A事業所の給与計算や社会保険事務手続を行っていたのは、申立人の後任の理事長であったと供述している。

これらのことから、申立人が、上記減額訂正に関与していたとは考え難い。

以上を総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、平成7年10月から10年3月までは59万円、同年4月から12年8月までは30万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年4月1日から12年9月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A事業所に勤務した期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が、実際の給与の額に見合う標準報酬月額と相違していることが判明したので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、50万円と記録されていたところ、A事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成12年9月1日より後の13年1月10日付けで、申立人を含む3人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、申立期間に係る標準報酬月額は9万2,000円に訂正されていることが確認できる。

しかし、社会保険事務所において、このような^{そきゅう}遡及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た50万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和27年7月1日から同年8月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を27年7月1日に、資格喪失日に係る記録を同年8月1日とし、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
現 住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年5月30日から29年10月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和27年5月30日から継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する昭和27年7月分の給料明細表、29年4月分と推認される給料明細表及び元同僚等の供述から判断すると、申立人は、27年5月30日からA社に継続して勤務していたことが認められる。

そして、昭和27年7月分の給料明細表により、申立人は、申立期間のうち、27年7月1日から同年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内

であることから、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、昭和27年7月分の給料明細表において確認できる保険料控除額から、6,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録では、A社は、昭和29年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においては適用事業所となっていない。しかし、申立人の同僚に、A社の当時の従業員数について照会したところ、5人から10人程度であったとしていることから、同社は、申立期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に事業を廃止しており、事業主に確認することはできないが、当該期間において、同社は適用事業所の要件を満たしながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和27年5月30日から同年7月1日までの期間及び同年8月1日から29年10月1日までの期間について、申立人は、29年4月分と推認される給料明細表を保有しているところ、当該給料明細表によると、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていない。

また、上記のとおり、A社は、申立期間においては、厚生年金保険適用事業所ではない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月15日から38年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を37年4月15日、資格喪失日に係る記録を38年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を37年4月は2万2,000円、同年5月から同年12月までは2万8,000円、38年1月から同年6月までは3万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月1日から38年7月1日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和35年10月に一度A社を退職して大学院に入り、36年10月に再就職しているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の二人の従業員（一人は昭和37年4月15日に、もう一人は同年4月20日にそれぞれ入社）が、「自分が入社したころには、申立人は同社に正社員として勤務しており、毎日出社して働いていた。」と供述しており、同社の複数の従業員が、「昭和38年7月ごろまで申立人はA社で勤務していた。」と供述していることから、申立人は、少なくとも37年4月15日から38年7月1日まで同社で勤務していたことが認められる。

また、A社の事業主及び社会保険事務担当者は、「A社では、社員全員を厚生年金保険に加入させていた。」と供述しており、同社の複数の従業員が供述した当時の同社の従業員数と社会保険事務所が保管する同社の厚生年金保険

被保険者名簿上の被保険者数がおおむね一致するため、当時の会社においては、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、昭和37年4月から38年6月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和37年4月から38年6月までの期間に係る標準報酬月額については、申立人と同年代であり、同じ職種で勤務していた従業員の標準報酬月額の推移から、昭和37年4月は2万2,000円、同年5月から同年12月までは2万8,000円、38年1月から同年6月までは3万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したと主張しているが、これを確認できる関連資料は無い。また、被保険者資格の取得及び喪失並びに当該期間に行われるべき事業主による被保険者報酬月額算定基礎届のいずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和37年4月から38年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和36年10月1日から37年4月15日までの期間については、A社の社会保険事務担当者は、「申立人は、最初は少しだけ会社に来て、しばらくしてから毎日会社に来るようになり、社員として働くようになった。」と供述している。

また、A社は既に解散しており、事業主は当時の従業員や厚生年金保険に関する資料を破棄しているため、申立人の当該期間に係る勤務の実態や厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成14年8月から15年8月までの期間については、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を44万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成15年9月から16年6月までの期間については、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を44万円に訂正することが必要である。

さらに、申立期間のうち、平成15年7月23日、同年12月25日及び16年7月23日について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録をそれぞれ22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成15年9月から16年6月までの標準報酬月額、15年7月23日、同年12月25日及び16年7月23日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年8月1日から16年7月1日まで
② 平成15年7月23日
③ 平成15年12月25日
④ 平成16年7月23日
⑤ 平成16年12月22日

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社(現在は、B社)に勤務していた期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額より低く、A社におい

て勤務していた申立期間②、③及び④の標準賞与額が実際に賞与から控除されていた保険料に見合う標準賞与額より低い上、同社の関連会社であるC社に勤務していた申立期間⑤の標準賞与額が記録されていないことが判明した。申立期間当時の保険料控除額が確認できる給与支給明細書を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、平成14年8月から15年8月までの期間について、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、14年10月4日付けで、同年10月の定時決定44万円の記録が取り消され、同年8月にさかのぼって11万円に訂正され、申立人と同様の減額処理がA社において被保険者となっている11名についても確認できる。

このことについて、B社の代表者は、「当時は、経営が苦しかったため、厚生年金保険料を含む社会保険料を滞納しており、社会保険事務所の担当者から、滞納額を解消する方法として従業員の標準報酬月額を引き下げる方法を提案され、それに同意して当該訂正処理を行った。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、平成14年10月4日付けで行われた^{そきゅう}遡及訂正処理は事実^{そきゅう}に即したものと考^{そきゅう}え難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由はなく、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該^{そきゅう}遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の平成14年8月から15年8月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た44万円に訂正することが必要である。

申立期間①のうち、平成15年9月から16年6月までの期間については、申立人から提出のあった当該期間の給与支給明細書及びB社から提出のあった賃金台帳によると、社会保険庁に記録されている標準報酬月額は11万円であるが、標準報酬月額44万円に相当する厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の標準報酬月額については、給与支給明細書及び同社の賃金台帳において確認できる保険料控除額から、44万円とすることが妥当である。

また、申立期間②、③及び④については、申立人から提出のあった給与支給明細書及びB社から提出のあった賃金台帳によると、平成15年7月23日、同年12月25日及び16年7月23日に支給された賞与に係る社会保険庁に記録されている標準賞与額は10万円であるが、標準賞与額22万円に相当する厚生年

金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額（22 万円）に基づく保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の平成 15 年 9 月から 16 年 6 月までの期間に係る標準報酬月額、申立期間②、③及び④に係る標準賞与額の届出誤りを認めていることから、給与支給明細書等で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額及び標準賞与額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する当該期間の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間⑤については、社会保険庁のオンライン記録から、申立人は、平成 16 年 12 月 21 日に A 社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失しており、同日に C 社において被保険者資格を取得しているところ、B 社から提出のあった賃金台帳から、申立期間⑤の賞与は、A 社において支給されたものであることが確認できる。

一方、厚生年金保険法では、第 19 条において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する」とされていることから、申立人の主張する平成 16 年 12 月 22 日は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和62年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年10月31日から同年11月1日まで

ねんきん特別便によると、A社の資格喪失日が昭和62年10月31日となっているが、同社には同年10月末日まで勤務したはずであり、年金手帳に記載されている同社の資格喪失年月日も同年11月1日と記録されているので、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった年金手帳における厚生年金保険の記録欄には、A社の被保険者となった日は昭和62年8月16日、被保険者でなくなった日は同年11月1日と記載されているところ、当該記録欄には、同社の事業所印が押されており、同社の事業所印を申立人や社会保険庁などが作成するとは考え難いことから、当該記録欄の記載は、同社の担当者が行ったものとするのが自然である。

また、申立人は、A社を退職した際に、事業主から上記年金手帳を返却され、当該記載がなされていたと供述していることから、同社の担当者が記載したことがうかがわれる。

さらに、現在のB社によると、申立期間は合併前の期間であり、当時の資料を保管していないことから、詳しいことは不明であるが、A社の担当者が記載

したと考えられるとしている。

以上のことから、申立人は、昭和 62 年 10 月末日まで A 社に勤務し、同日まで厚生年金保険の被保険者としての資格を有していたものと考えられる。

加えて、申立人は、社会保険庁のオンライン記録において、昭和 62 年 11 月 1 日から国民年金に加入し、その保険料を納付していることが確認できる。これは、申立人が、A 社を同年 10 月 31 日に退職し、翌 11 月 1 日に厚生年金保険の資格を喪失したことにより、同日から国民年金に切り替えたと考えるのが妥当であり、上記年金手帳の記載内容とも一致する。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険庁のオンライン記録から 18 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 62 年 11 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 10 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 10 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は平成17年5月17日、資格喪失日は18年4月2日であると認められることから、申立人の同社における厚生年金保険の被保険者資格取得日及び資格喪失日を訂正することが必要である。

なお、平成17年5月から18年3月までの期間の標準報酬月額については、11万円とすることが必要である。

また、申立人は、上記期間のうち、平成17年5月及び同年6月について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額を、17年5月は41万円、同年6月は11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（11万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年5月ごろから18年3月末ごろまで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる当時の給与明細書を提出するので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった申立期間に係る給与明細書、A社の当時の代表者及び申立人が記憶していた同僚の供述、申立人の申立期間当時の居住区における国民健康保険の加入記録等から判断すると、申立人が同社に平成17年5月から18年4月1日まで在籍していたことが認められる。

また、上記給与明細書により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を

事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

一方、社会保険庁のオンライン記録では、平成17年5月17日に申立人がA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得し、被保険者報酬月額算定基礎届に基づく同年9月の標準報酬月額の定時決定が行われている記録が有るにもかかわらず、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった18年5月13日以降の同年10月18日に、これらの記録が取り消されていることが確認できる。

また、社会保険事務所が保管するA社に係る滞納処分票の記録では、申立人の勤務日数が1か月に10日、勤務時間が10時から18時までであることから、厚生年金保険の被保険者資格を取り消すように同社の代表者に指導した旨の記録が確認できる。

しかし、A社の当時の代表者は、「申立人とは業務契約を締結しており、申立人は会社の社員とおおむね同じ業務に従事していた。また、申立人は、パート以上の存在として継続して勤務しており、事業所とは常用的な使用関係にあった。」旨供述している。このことは、同社から提出のあった申立人の申立期間当時の勤務時間に係る記録により勤務の実態が確認でき、また、上記のとおり、申立人から提出のあった申立期間に係る給与明細書により、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できることから、申立人が事業主と使用関係にあったことは明らかである。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人の厚生年金保険の被保険者資格をさかのぼって取り消す処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立人の被保険者資格について有効な記録訂正があったとは認められない。したがって、申立人のA社における資格取得日は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成17年5月17日、資格喪失日は、上記のとおり、申立人に係る国民健康保険の加入記録等から判断すると、18年4月2日であると認められる。

また、平成17年5月から18年3月までの標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た11万円とすることが妥当である。

次に、上記期間のうち、平成17年5月及び同年6月については、申立人から提出のあった当該期間に係る給与明細書により、申立人は、その主張する標準報酬月額（17年5月は41万円、同年6月は11万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これら

の標準報酬月額の内いずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人に係る平成17年5月及び同年6月の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、17年5月は41万円、同年6月は11万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの平成17年5月及び同年6月に係る標準報酬月額の訂正の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成 15 年 8 月に係る標準報酬月額を 50 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 8 月 1 日から 16 年 7 月 30 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、代表取締役としてA社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。当時、滞納保険料の支払について、同社所在地を管轄する社会保険事務所からの呼出しに応じて妻が同事務所に行き、担当職員の提案を受け入れて厚生年金保険の被保険者資格の喪失手続を行ったが、標準報酬月額の減額に係る届出を行った記憶は無い。また、当該職員の指導により、その後同日中に、居住していた区を管轄する社会保険事務所において健康保険の任意継続被保険者の資格取得手続を行った。標準報酬月額の減額処理は、社会保険事務所による改ざん以外の何ものでもないので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成 15 年 8 月から 16 年 6 月までの期間は 50 万円と記録されていたところ、まず、16 年 7 月 30 日に、15 年 9 月から 16 年 6 月までの期間について 12 万 6,000 円へとさかのぼって減額訂正されるとともに、同日に申立人が同社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理が行われていることが確認できる。次に、その後の 16 年 8 月 10 日に、15 年 8 月の 1 か月間のみについて 12 万 6,000 円へとさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社の所在地を管轄する法務局から提出のあった同社に係る閉鎖事項全部証明書により、申立人は、申立期間及び申立てに係る標準報酬月額の減額処理が行われた当時、代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、申立期間及び申立てに係る標準報酬月額の減額処理が行われた当時、A社が、厚生年金保険料を含む社会保険料を滞納しており、その支払に苦慮していた旨供述している。

- 2 申立期間のうち、平成15年8月1日から同年9月1日までの期間については、上記1のとおり、16年8月10日に、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額がさかのぼって減額処理されているところ、社会保険事務所が保管するA社に係る滞納処分票において、該当欄に「全喪：平成16年7月30日（被保険者0人）」と記載され、かつ、当該記載に重ねて「完結」印が押印されていることが確認できる。このことから判断すると、16年7月30日に、社会保険事務所において、同社に係る滞納処分関係事務が終了したものと考えるのが自然である。なお、当該記載及び押印には、取消しや訂正の跡は無い。

また、申立人の妻は、平成16年7月30日に、A社の滞納保険料の処理について交渉を行うため社会保険事務所に出向き、申立人の代理として、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所に対して提出した旨供述している。

さらに、申立人から提出のあった「健康保険任意継続被保険者資格取得申請受理通知書」（以下「通知書」という。）により、申立人が居住していた区を管轄していた社会保険事務所長が、申立人の健康保険任意継続被保険者資格取得日を「平成16年7月30日」として同日付けで「確認」していることが確認できるにもかかわらず、申立人から提出のあった「厚生年金保険の期間照会について（回答）」には、上記社会保険庁のオンライン記録と同様、申立人について、A社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日である平成16年7月30日以降の同年8月10日に、被保険者報酬月額変更届に基づく15年8月の標準報酬月額の随時改定（50万円から12万6,000円に減額）処理が行われている旨の、上記通知書の内容とは明らかに矛盾した記載が確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額をさかのぼって減額する処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立人の標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められない。したがって、申立人の申立期間のうち、平成15年8月1日から同年9月1日までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た50万円とすることが必要である。

- 3 申立期間のうち、平成15年9月1日から16年7月30日までの期間につ

いては、上記1のとおり、同年7月30日に、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額がさかのぼって減額処理されているところ、申立人から提出のあった上記通知書により、申立人が居住していた区を管轄していた社会保険事務所長が、申立人の健康保険任意継続被保険者資格取得時（平成16年7月30日）の標準報酬月額を「12万6,000円」として同日付けで「確認」していることが確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録では、上記滞納処分票においてA社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなったとされている平成16年7月30日に申立人が同社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理が、同日に行われていることが確認でき、これは、上記標準報酬月額の減額処理が行われた日と一致している。

これらのことから、申立人は、「当時、社会保険関係の事務手続については妻が行っていたが、被保険者資格の喪失手続は行ったものの、標準報酬月額の減額処理に係る届出を行った記憶は無い。」旨主張しているものの、代表取締役であった申立人の代理として社会保険関係の事務手続を行っていた申立人の妻が、申立人の標準報酬月額の減額処理に関与していたものと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役であった申立人は、会社の業務としてなされた当該行為に責任を負うべきであり、自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間のうち、平成15年9月1日から16年7月30日までの期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、平成9年10月から10年9月までの期間は41万円、同年10月及び同年11月は44万円、16年4月から17年6月までの期間及び18年4月から同年12月までの期間は共に47万円とされているところ、これらの額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の記録から、9年10月から10年11月までの期間は36万円、16年4月から17年6月までの期間及び18年4月から同年12月までの期間は共に22万円とされている。

しかしながら、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額(41万円、44万円及び47万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、上記記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録を、平成9年10月から10年9月までの期間は41万円、同年10月及び同年11月は44万円、16年4月から17年6月までの期間及び18年4月から同年12月までの期間は共に47万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額(36万円及び22万円)に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立人の申立期間のうち、平成18年7月1日及び同年12月25日における標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

しかしながら、申立人は、これらの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、上記記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を、18年7月1日は30万円、同年12月25日は29万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :

生年月日：昭和40年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：① 平成9年10月1日から10年12月1日まで
② 平成16年4月1日から17年7月1日まで
③ 平成18年4月1日から19年1月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①、②及び③の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違していることが判明した。また、申立期間②及び③の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、社会保険事務所に対して訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間①、②及び③の訂正記録は給付に反映されていないので、給付されるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、②及び③については、申立人は標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申し立てているが、特例法に基づき、標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間①については、A社の当時の経理担当責任者が、「当時、A社では、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していた。また、社会保険事務所に対する申立てに係る報酬月額の訂正の届出については、賃金台帳により確認の上行ったので、当該報酬月額に間違いは無い。」旨供述していることや、社会保険庁のオンライン記録上の、申立人の当該期間の前後の期間に係る標準報酬月額の記録から判断すると、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

申立期間②及び③については、申立人から提出のあった給与明細書により、申立人は、これらの期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立てに係る訂正の届出書において確認できる報酬月額から、平成9年10月から10年9月までの期間

は 41 万円、同年 10 月及び同年 11 月は 44 万円とし、申立期間②及び③の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる報酬月額から、共に 47 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立てに係る報酬月額の訂正の届出を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に社会保険事務所に対して提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、給与明細書等において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額等に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間①、②及び③の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間③のうち、平成 18 年 7 月 1 日及び同年 12 月 25 日については、申立人から提出のあった賞与明細書により、申立人は、同年 7 月 1 日及び同年 12 月 25 日に、A 社から賞与の支払を受け、同年 7 月 1 日は 30 万円、同年 12 月 25 日は 29 万 2,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③のうち、平成 18 年 7 月 1 日及び同年 12 月 25 日の標準賞与額については、賞与明細書において確認できる保険料控除額又は賞与額から、同年 7 月 1 日は 30 万円、同年 12 月 25 日は 29 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 4 申立期間②のうち、平成 17 年 7 月 1 日については、A 社は、21 年 2 月 9 日に、社会保険事務所に対して、申立人に係る 17 年 7 月 1 日の厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出し、厚生年金保険法第 75 条の規定により、記録訂正は行われたものの保険給付には反映されていない。

一方、特例法に基づき、あっせんの対象となる事案は、事業主が厚生年金保険被保険者の負担すべき保険料を控除していた事実があることが要件とされているところ、申立人から提出のあった上記期間に係る賞与明細書により、申立人は、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立期間②のうち、平成 17 年 7 月 1 日に係る厚生年金保険料の事業主による賞与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②のうち、平成17年7月1日に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成4年5月1日から5年1月1日までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を36万円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間のうち、平成5年1月1日から同年12月13日までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を、5年1月から同年3月までの期間は53万円、同年4月から同年11月までの期間は36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年5月1日から5年1月1日まで
② 平成5年1月1日から同年12月13日まで

社会保険庁の記録では、A社に勤務した期間のうちの申立期間①及びB社に勤務した申立期間②について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間①及び②の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成4年5月から同年12月までの期間は36万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった5年1月21日以降の6年4月28日に、申立人を含む8人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、当該期間について8万円へと訂正されていることが確認できる。社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正する処理を行う合理的な

理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 36 万円とすることが必要である。

一方、申立期間②については、社会保険庁のオンライン記録において、申立人の B 社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成 5 年 1 月から同年 3 月までの期間は 53 万円、同年 4 月から同年 11 月までの期間は 36 万円と記録されていたところ、7 年 11 月 22 日に、5 年 1 月から同年 11 月までの期間について 9 万 2,000 円へとさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録では、申立人以外の B 社の 9 人の被保険者について、申立人と同様、平成 7 年 11 月 22 日に 5 年 10 月の標準報酬月額の定時決定が取り消された上で標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

さらに、B 社の当時の社会保険事務担当者は、「申立てに係る標準報酬月額の減額処理が行われた当時、B 社の経営状況は悪化しており、これに伴い、厚生年金保険料を含む社会保険料を滞納していた。」旨供述している。

これらを総合的に判断すると、平成 7 年 11 月 22 日に行われた、標準報酬月額をさかのぼって減額訂正する処理は事実即したものと考えることは難しく、申立人について 5 年 1 月 1 日にさかのぼって標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められない。このため、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、5 年 1 月から同年 3 月までの期間は 53 万円、同年 4 月から同年 11 月までの期間は 36 万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を24万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年3月1日から10年3月2日まで

社会保険庁の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成9年3月から10年2月までの期間は24万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年3月2日に、当該期間について9万2,000円へとさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正する処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た24万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年2月1日から5年3月5日まで

社会保険庁の2万件調査により、A社に勤務した申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明したので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成3年2月から5年2月までの期間は53万円と記録されていたところ、同社が適用事業所でなくなった5年3月5日の後の同年3月8日付けで、申立人を含む3名の役員及び従業員の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、3年2月から5年2月までの期間は8万円へと訂正されていることが確認できる。社会保険事務所に於いて、このようにさかのぼって記録を訂正する処理を行う合理的な理由は見当たらない。

一方、A社における商業登記簿謄本から、申立人は、申立期間当時、同社の取締役であったことが確認できる。

しかしながら、申立人の妻は、申立期間において、申立人はA社の取締役であったが、営業担当であり、このような減額訂正について知らなかったと供述

しており、また、同社の社会保険委員であった従業員は、申立人は営業担当で勤務し、社会保険の手続に関与しておらず、減額訂正されたことについても社内で話したことはなかったと供述している。これらのことから、申立人は当該標準報酬月額の減額処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要である。

東京厚生年金 事案5735

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における被保険者記録のうち、申立期間に係るそれぞれの資格喪失日及び資格取得日を取り消し、申立期間の標準報酬月額を、3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年11月21日から44年9月1日まで
② 昭和44年10月1日から45年2月16日まで
③ 昭和45年3月25日から同年7月20日まで

ねんきん特別便により、A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。

しかし、A社には、申立期間も継続して勤務し、厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において昭和43年10月1日に厚生年金保険の資格を取得し、同年11月21日に資格を喪失後、44年9月1日に同社において再度資格を取得し、同年10月1日に資格を喪失し、45年2月16日に資格を取得、同年3月25日に資格を喪失、同年7月20日に資格を取得しており、43年11月21日から44年9月1日までの期間、同年10月1日から45年2月16日までの期間及び同年3月25日から同年7月20日までの期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、申立期間当時、A社の役員であった3名は、同社に勤務していた従業員はすべて厚生年金保険に加入させており、保険料も控除していたと

供述しており、これらの者のうち、支配人として各営業所を管理していた取締役は、「申立人のように1か月等短期間のみ厚生年金保険に加入させるなどの雇用形態は無く、社員は厚生年金保険に全員加入させ、保険料も控除していた。自分も厚生年金保険の記録に空白があるが、この間も継続して勤務し保険料を控除されていた。」と供述している。また、上記取締役の前任者は、「自分の厚生年金保険の記録に空白は無く、自分の後任者の支配人の記録に空白があることはあり得ないことで、社員は皆厚生年金保険料を控除されていた。」と供述している。

また、申立人が申立期間当時勤務していた営業所において、申立人と同様に運転手として勤務していた同僚3名は、申立人は申立期間も運転手として継続して勤務しており、保険料も控除されていたと思うと供述している。また、ほかの職種の同僚は、「申立人をよく覚えており、入社して途中で辞めたことはない。社員は同じように厚生年金保険料を控除されていた。」と供述している。

さらに、当委員会からの照会に回答のあった従業員等のうち20名は、申立人が申立期間も勤務していたとし、21名は、A社には特別な雇用条件は無く、従業員は厚生年金保険料を控除されていたと供述している。そして、14名は、自身はA社には継続して勤務していたにもかかわらず、被保険者記録が無い期間があるが、この期間も保険料は控除されており、記録の無い理由が分からないと供述している。

一方、社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同様に被保険者資格の取得及び喪失を繰り返している被保険者が多数確認できる。また、申立人と同一時期に厚生年金保険の資格を取得している被保険者の厚生年金保険の加入記録をみると、昭和43年10月1日に資格取得した従業員の約8割、44年9月1日に資格取得した従業員のほとんど、45年2月16日に資格取得した従業員の約9割が申立人の資格喪失日と同一の日付で資格を喪失し、1か月のみの加入期間となっており、同社に係る厚生年金保険被保険者の記録は不自然なものとなっている。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、標準報酬月額については、申立期間①、②及び③前後の申立人の標準報酬月額から判断し、いずれの期間とも3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主から保険料を納付したか否かについて確認することはできないが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務

所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東京厚生年金 事案 5736 (事案 1823 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和17年6月1日、資格喪失日に係る記録を19年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から19年4月1日まで

A社(現在は、B社)に昭和15年3月23日から勤務しており、労働者年金保険法が施行された17年6月からの申立期間は肉体労働者として勤務していたので、前回申立てが認められなかったことに納得できないので再申立てをいたします。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、B社の社員台帳及び在籍証明書から、申立人は、A社に継続して勤務していたことは確認できるものの、当委員会の照会に対し、当該期間は他の社員の給仕、集金、または出荷係の業務をしていたと供述していたこと、申立人が営業の業務に従事していたとする同僚の供述があったこと等から、申立人は、労働者年金保険制度の適用対象の肉体労働者ではなかったものと認められて、既に当委員会の決定に基づく平成21年3月18日付け総務大臣の年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

しかしながら、今回の再申立てに当たって、申立人から、昭和17年3月からは、A社で機械部門の仕上工の中の出荷係だったとの供述があり、また、申立人と同じ仕上工であり、18年4月から労働者年金保険の加入記録がある3年下の同僚も、申立人は出荷係であったと供述し、申立人の供述と一致してい

る。

また、前回の調査において、申立人が申立期間に営業に従事していたと供述した同僚は、その記憶は間違いであり、申立人が営業に従事していたのは戦後のことであると供述している。

さらに、申立人が今回新たに名前を挙げた、同種の業務に従事していた3名の同僚のうち、所在不明な1名を除く2名は、社会保険事務所の被保険者台帳において、昭和17年1月1日の労働者年金保険の準備期間開始から加入していることが確認できる（ただし、同年1月1日から5月31日までは適用準備期間）。

これらのことから、申立人は、肉体労働者として同社に申立期間に勤務し、労働者年金保険の対象者であったことが確認できる。

また、B社は、同社が保存している資料から、申立人の労働者年金保険の加入記録は確認できなかったとしているものの、昭和17年の被保険者台帳がすべて揃っているかどうかは不明であると回答している。

さらに、社会保険事務所のA社に係る被保険者名簿をみると名簿の順番が不明であり、多数の欠落がみられるなど、必ずしも十分に整備されたものとなっていない状況がみられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記同僚の標準報酬月額から120円とすることが妥当である（ただし、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、当該標準報酬月額を1万円とする。）。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和17年6月から19年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間のうち平成元年12月から5年10月までの期間に係る標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年6月1日から5年11月21日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、平成元年6月1日から5年11月21日までの標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成元年12月から5年10月までの期間は53万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成6年5月1日）の後の8年5月28日に、申立人を含む6名の標準報酬月額の記録がさかのぼって引き下げられており、申立人の場合は、元年12月から5年10月までの期間に係る標準報酬月額の記録が47万円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本から、申立人は、平成元年5月30日から同社の取締役であったことが確認できる。しかし、申立人は、「当時は、飲食店営業の統括管理担当の取締役であり、厚生年金保険の手続は、代表取締役の弟である取締役が行っていた。訂正処理された平成8年5月には既に同社を退職している。」旨、複数の従業員が、「申立人は飲食事業の担当であり、経理・社会

保険事務は代表取締役の弟が担当していた。」旨それぞれ供述していることや、当該事業所において申立人の雇用保険の加入記録が認められ、求職者給付を受給していたことが確認できることなどから、申立人が自身等の標準報酬月額 of 訂正に関与していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち、平成元年12月から5年10月までの期間に係る標準報酬月額については、社会保険事務所において、当該訂正処理をさかのぼって行う合理的な理由は無く、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円とすることが必要である。

また、申立期間のうち、平成元年6月から同年11月までの期間の厚生年金保険の標準報酬月額は47万円であり、減額されていないことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間のうち、平成元年6月から同年11月までの期間に係る標準報酬月額について記録の訂正は必要ない。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成5年8月1日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立期間①の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間①の標準報酬月額を30万円に訂正することが必要である。

申立期間②について、申立人のB社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成6年1月1日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立期間②の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間②の標準報酬月額を26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年1月1日から5年8月1日まで
② 平成5年8月1日から6年1月1日まで

A社に平成5年12月31日まで継続して勤務していたが、社会保険庁の戸別訪問（2万件調査）により、勤務した期間の一部が厚生年金保険の加入期間から抜けていたり、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明したので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、社会保険庁のオンライン記録により、A社は、平成5年8月9日付けで、申立人を含めて11人が同年7月31日に遡^{そきゅう}及して厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、厚生年金保険の適用事業所に該当しなく

なったことが確認できるが、同社に係る商業登記簿謄本により、同社は全喪日以降も法人格を有していたことが確認できることから、申立期間①において厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

また、申立人は、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述により、申立期間①もA社に継続して勤務していたことが確認できることから、平成5年7月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失する合理的な理由は見当たらない。

一方、社会保険庁のオンライン記録により、上記全喪処理日と同日の平成5年8月9日付けで、A社は、申立人を含む4人の標準報酬月額（そきゅう）の記録が遡及して減額訂正されており、申立人の標準報酬月額について、4年1月から5年6月までの期間は30万円から20万円に訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所がこのような訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失及び標準報酬月額について、適切な処理が行われたとは認められず、申立人のA社における資格喪失日を平成5年8月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を事業主が社会保険事務所に当初届け出た30万円に訂正することが必要である。

- 2 申立期間②について、社会保険庁のオンライン記録により、B社は、平成6年3月7日付けで、申立人を含めて30人が5年12月31日に遡及して厚生年金保険（そきゅう）の被保険者資格を喪失し、厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった旨の処理が行われているが、6年1月1日から同年3月7日までの間に、6人が同社で被保険者資格を取得していることが確認できることから、5年12月31日に遡及して全喪処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人は、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述により、申立期間②も継続して勤務していたことが確認できることから、平成5年12月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失する合理的な理由は見当たらない。

一方、社会保険庁のオンライン記録により、B社は、上記全喪処理日と同日の平成6年3月7日付けで、申立人を含む31人の標準報酬月額（そきゅう）の記録が遡及して減額訂正されており、申立人の標準報酬月額について、5年8月から同年11月までの期間は26万円から12万6,000円に訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所がこのような訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失及び標準報酬月額について、適切な処理が行われたとは認

められず、申立人のB社における資格喪失日を平成6年1月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を事業主が社会保険事務所に当初届け出た26万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成5年8月1日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立期間①の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間①の標準報酬月額を平成4年1月から同年9月までは32万円、同年10月から5年7月までは34万円に訂正することが必要である。

申立期間②について、申立人のB社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成6年1月1日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立期間②の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間②の標準報酬月額を34万円に訂正することが必要である。

申立期間③について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間③の標準報酬月額を34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間③に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年1月1日から5年8月1日まで
② 平成5年8月1日から6年1月1日まで
③ 平成6年1月1日から同年3月21日まで

A社に平成6年3月20日まで継続して勤務していたが、社会保険庁の戸別訪問（2万件調査）により、次のように厚生年金保険の被保険者期間が抜

けていたり、標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明したので、正しい記録に訂正してほしい。

申立期間①について、社会保険庁の記録では、平成5年7月31日にA社で厚生年金保険の被保険者資格を喪失しており、標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。

申立期間②について、社会保険庁の記録では、平成5年12月31日にB社で厚生年金保険の被保険者資格を喪失しており、標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。

申立期間③について、社会保険庁に記録されている標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、社会保険庁のオンライン記録により、A社は、平成5年8月9日付けで、申立人を含めて11人が同年7月31日に遡及^{そきゅう}して厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなったことが確認できるが、同社に係る商業登記簿謄本により、同社は全喪日以降も法人格を有していたことが確認できることから、申立期間①において厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

また、申立人は、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述により、申立期間①もA社に継続して勤務していたことが確認できることから、平成5年7月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失する合理的な理由は見当たらない。

一方、社会保険庁のオンライン記録により、上記全喪処理日と同日の平成5年8月9日付けで、A社は、申立人を含む4人の標準報酬月額の記録が遡及^{そきゅう}して減額訂正されており、申立人の標準報酬月額については、4年1月から同年9月までの期間は32万円、同年10月から5年6月までの期間は34万円が、それぞれ20万円に訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所がこのような訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失及び標準報酬月額について、適切な処理が行われたとは認められず、申立人のA社における資格喪失日を平成5年8月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を事業主が社会保険事務所に当初届け出た4年1月から同年9月までの期間は32万円、同年10月から5年7月までの期間は34万円に訂正することが必要である。

- 2 申立期間②について、社会保険庁のオンライン記録により、B社は、平成

6年3月7日付けで、申立人を含めて30人が5年12月31日に遡^{そきゅう}及して厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった旨の処理が行われているが、6年1月1日から同年3月7日までの間に、6人が同社で被保険者資格を取得していることが確認できることから、5年12月31日に遡^{そきゅう}及して全喪処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人は、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述により、申立期間②も継続して勤務していたことが確認できることから、平成5年12月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失する合理的な理由は見当たらない。

一方、社会保険庁のオンライン記録により、B社は、上記全喪処理日と同日の平成6年3月7日付けで、申立人を含む31人の標準報酬月額^{そきゅう}の記録が遡及して減額訂正されており、申立人の標準報酬月額については、5年8月から同年11月までの期間は34万円が12万6,000円に訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所がこのような訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失及び標準報酬月額について、適切な処理が行われたとは認められず、申立人のB社における資格喪失日を平成6年1月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を事業主が社会保険事務所に当初届け出た34万円に訂正することが必要である。

- 3 申立期間③について、C社における複数の元従業員は、「実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と社会保険庁の標準報酬月額が大きく相違している。」と回答している。

また、C社の元従業員から提出された平成6年1月から同年4月までの給与明細書により、実際に給与から控除されていた保険料額に見合う標準報酬月額（22万円）と社会保険庁に記録されている標準報酬月額（8万円）が大きく相違していることが確認できることから、同社では申立期間③当時、実際の給与から控除されていた保険料額に見合う標準報酬月額とは異なる標準報酬月額を社会保険事務所に届け出たものと推認できる。

さらに、申立人は、「申立期間③も申立期間②と同様に給与が支給され、厚生年金保険料が控除されていた。」と供述しており、申立人の申立期間③に係る標準報酬月額が12万6,000円に減額された事情はうかがえない。

これらを総合的に判断すると、申立期間③について、申立人は、その主張する標準報酬月額（34万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務

の履行については、事業主からは何も回答が無いが、複数の元従業員から「実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と社会保険庁の標準報酬月額が大きく相違している。」との供述があることから、事業主は、申立人の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和49年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年5月1日から50年2月21日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A事業所に勤務した申立期間の記録が無い旨の回答をもらったが、同事業所には昭和49年5月1日から勤務していたので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録及びA事業所の総務事務担当者の「入社時より、申立人の給与から保険料を控除していた。」との回答により、申立人が昭和49年5月1日から同事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和50年2月の社会保険庁の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立期間に係る被保険者資格の取得届が社会保険事務所に提出された場合には、その後被保険者報酬月額算定基礎届を提出することになるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から申立人の申立期間に係る資

格取得届は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年1月から16年9月までの申立期間について、事業主が社会保険事務所に当初届け出た申立人の厚生年金保険の標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額を47万円に訂正することが必要である。

また、申立人の平成16年10月から19年8月までの申立期間について、申立人が事業主により給与から控除されていた保険料は、標準報酬月額（平成16年10月から17年5月までは44万円、同年6月から19年8月までは20万円）に見合う額であったことが認められることから、申立人の標準報酬月額に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成16年10月から19年8月までの期間について、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年1月1日から19年9月1日まで

社会保険庁の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明したので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 社会保険庁のオンライン記録により、A社では、平成16年11月10日付けで取締役及び申立人の二人の標準報酬月額が^{そきゅう}遡及して減額訂正されており、申立人の標準報酬月額は、14年10月、15年9月及び16年9月の算定が取り消され、14年1月から16年9月までの期間は47万円が9万8,000円に訂正されていることが確認できる。

上記申立人の標準報酬月額の見直しについて、A社の現在の代表取締役からは何も確認できず、申立期間当時の同社の経理担当者からも、申立人の給与が訂正後の標準報酬月額（9万8,000円）に見合う額に減額されたことをうかがわせる供述は無い。

また、社会保険事務所の管理するA社に係る滞納処分票により、申立期間当時、同社では社会保険料を滞納していたことが確認でき、A社の商業登記簿謄本により、申立人は、同社の役員でなかったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成16年11月10日付けで行われた当該標準報酬月額の訂正処理は事実と即したものと認められず、有効な記録訂正があったとは認められないため、申立人の標準報酬月額を事業主が社会保険事務所に当初届け出た14年1月から16年9月までの期間は47万円に訂正することが必要である。

- 平成16年10月から19年8月までの期間について、申立人は、23万円の標準報酬月額に見合う保険料を事業主により給与から控除されていたと主張しているが、申立人から提出された17年4月、同年7月、19年6月、同年7月分の給与明細書の厚生年金保険料控除額及び16年、17年分の源泉徴収票の社会保険料控除額並びに平成18年度、19年度の地方税の課税証明書により、申立人が事業主により給与から控除されていた保険料は、標準報酬月額（平成16年10月から17年5月までは44万円、同年6月から19年8月までは20万円）に見合う額であったことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から何も回答が無いが、給与明細書等において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、平成16年10月から19年8月までの長期間にわたり一致しないことから、事業主は、給与明細書等で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額を社会保険事務所に届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成9年1月16日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年3月7日から9年1月16日まで

A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額と相違している。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、A社に平成9年1月15日まで勤務していたことが認められる。

一方、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の加入記録は、平成9年1月16日に被保険者資格を喪失しているところ、資格喪失後の同年4月2日を処理日として、同年1月16日の資格喪失日が同年1月15日に訂正されるとともに、申立人の標準報酬月額は8年3月から同年8月までは36万円が9万8,000円に、同年9月から同年12月までは36万円が15万円に遡^{そきゅう}及して減額訂正されていることが確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、A社においては、厚生年金保険被保険者の資格取得日が申立人と同日である従業員6名についても、申立人と同様に資格喪失日及び標準報酬月額が遡^{そきゅう}及して訂正されている。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人に係る厚生

年金保険被保険者の資格喪失日及び標準報酬月額記録の訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、有効な記録訂正があったものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日を、事業主が当初社会保険事務所に届け出た平成9年1月16日に訂正し、また、8年3月から同年12月までの標準報酬月額については、事業主が当初社会保険事務所に届け出た36万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成6年3月から8年9月までの厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月1日から11年12月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額がそれ以前の標準報酬月額より低くなっている。同社では取締役として勤務していたが、社会保険事務手続に関与できる立場になかったため、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成6年3月から8年9月までは26万円と記録されていたが、8年3月29日を処理日として、6年3月から8年2月までの記録が遡^{そきゅう}及して9万8,000円に減額訂正されている。

また、当該処理日において申立人以外の4名の役員の記録も、同様に遡^{そきゅう}及訂正処理が行われているが、社会保険事務所において、このような訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

なお、A社の商業登記簿謄本から、申立人は申立期間当時、同社の取締役であったことが確認できるが、申立期間当時の同社の複数の役員及び従業員は、申立人は作業現場を担当している取締役であり、社会保険事務手続に関与する立場にはなかったと供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

また、A社において申立期間当時、社会保険事務所との折衝を担当していた

役員は、上記の処理日当時、同社は相当額の厚生年金保険料を滞納していたことから、社会保険事務所と滞納保険料の支払について交渉し、同社の事業主及び経理責任者であった事業主の妻の同意の下で、申立人の標準報酬月額を引き下げたと供述している。

これらを総合的に判断すると、平成8年3月29日付けで行われた申立人の標準報酬月額の遡^{そきゅう}及訂正処理は事実^{そきゅう}に即したものととは考え難く、上記訂正期間において有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡^{そきゅう}及訂正処理の結果として記録されている申立人の6年3月から8年9月までに係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た26万円に訂正することが必要である。

一方、社会保険庁のオンライン記録によると、申立期間のうち、平成8年10月から11年11月までの標準報酬月額については、通常の定時決定手続により、A社の事業主から社会保険事務所に届けられたものであることが確認でき、当該処理については、遡^{そきゅう}及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとはいえない。

また、当該期間について、申立人が主張する厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成8年10月から11年11月までの標準報酬月額については、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 5747 (事案 1760 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を平成4年3月から5年3月までの期間は、53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月1日から5年4月30日まで

A社に専務取締役として勤務していた申立期間の標準報酬月額について、実際の標準報酬月額より低い標準報酬月額に訂正されているため、訂正前の標準報酬月額に戻してほしいと申し立てていたことについて、同社が倒産するに至る時点で代表取締役が入院しており、専務取締役である自分が法人印を管理し、社会保険の事務手続を行ったとして記録訂正は不要との判断が出されている。自分が法人印を管理し、また、社会保険事務所に行ったのは事実であるが、これらは、標準報酬月額の減額訂正処理が行われた日の後であり、自分は減額訂正処理には関わっていないので、関係者から事実関係を再確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額が、当初、平成4年3月から5年3月までの期間は53万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった5年4月30日の後の同年5月6日を処理日として、さかのぼって11万円に減額訂正されており、このことについて、申立人は、当該処理に関わっていないので、訂正前の標準報酬月額に戻してほしいと申し立てていたものである。

これに対して、当委員会では、平成5年5月にA社が倒産する時点において、実兄である代表取締役が入院しており、専務取締役である申立人が法人印を管

理していたこと、同月には、自ら厚生年金保険料を納付すべく現金を持参して社会保険事務所に赴いていること等を理由として、専務取締役であった申立人が関与せずに社会保険事務所が標準報酬月額の減額処理を行ったとは考え難く、申立人は、自身の標準報酬月額の減額処理に同意していたものと考えることが自然であると判断し、この決定に基づき21年3月10日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、上記の決定後に、以下のとおり、A社の代表取締役から新たに思い出したとする供述が得られた。

まず、A社の関係者の供述によると、同社は平成5年4月*日に第2回目の不渡りを出して倒産に至ったものとみられるところ、同社の代表取締役は、5年4月*日に取引先が倒産したことを受けて、同社において、同年4月25日前後に、同社の会長、代表取締役及び専務取締役である申立人の3名により、今後の対応方針について話し合ったが、その際、社会保険に関する話はしなかったと供述している。

さらに、A社の代表取締役は、自身が入院した時期は平成5年5月6日ごろであり、申立人に同社の法人印を渡した時期は、同年5月10日ごろであったと供述している。

これらのことを踏まえると、申立人が社会保険事務所に行ったとされる時期は、申立人の標準報酬月額が減額訂正処理された平成5年5月6日より後であると考えられる。

なお、A社はB市に本社が置かれており、申立人は同社C工場において同工場の責任者として勤務していたところ、申立期間当時の同社C工場の社会保険事務担当者は、同工場においては、同工場従業員に係る標準報酬月額の算定届、被保険者資格の得喪に係る届出書類が作成されており、これらについては申立人も承知していたが、保険料の納付はB市の本社で行われており、従来から、同社C工場では、保険料の納付を行っていないことから、同担当者及び申立人は、保険料納付の方法さえ知らなかったと供述している。

これらのことから、申立人の標準報酬月額に係る訂正処理日において、申立人はA社の専務取締役ではあったものの、当該訂正処理に関与していなかったと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人の申立期間について標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年9月1日から同年11月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年9月1日に訂正し、同年9月及び同年10月の標準報酬月額を、1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る昭和44年9月及び同年10月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和50年2月16日から同年4月28日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B店における資格喪失日に係る記録を50年4月28日に訂正し、同年2月及び同年3月の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る昭和50年2月及び同年3月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年10月16日から44年11月1日まで
② 昭和50年2月16日から同年4月28日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の加入記録が無い旨の回答をもらった。いずれの期間においても同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 社会保険事務所の記録では、申立人は、昭和39年10月23日にA社における厚生年金保険の被保険者資格を取得し、42年10月16日に資格を喪失

後、44年11月1日に再度資格を取得しており、申立期間①の被保険者記録が無い。

しかし、在籍期間証明書及び人事記録により、申立人が、申立期間①においても、A社に継続して勤務していたことは確認できる。

また、公共職業安定所の記録では、申立人のA社における雇用保険の被保険者資格取得日は昭和44年9月1日であることが確認できるところ、同社の人事担当者は、「厚生年金保険も雇用保険も同時に手続が行われていたはずである。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①のうち、昭和44年9月1日から同年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間①のうち、昭和42年10月16日から44年9月1日までの期間について、申立人は、42年10月16日に資格喪失していることについて「結婚した時期と重なるので、勤務時間の短縮を会社をお願いしたかもしれない。」と供述している。このことは、社会保険事務所の記録上、申立人が44年11月1日にA社において厚生年金保険被保険者資格を再度取得したときの標準報酬月額（1万8,000円）が、42年10月16日に資格喪失したときの標準報酬月額（3万円）から著しく減額されていることとも符合する。

これらのことから、申立人は、当該期間において、勤務時間を短縮したために厚生年金保険被保険者資格を喪失し、その後、勤務時間が延長となったため、再度被保険者資格を取得したと考えるのが自然であり、申立人は当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、昭和44年9月及び同年10月の標準報酬月額については、同年11月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間②について、在籍期間証明書及び人事記録により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和50年4月28日にA社B店から同社C店に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、昭和 50 年 1 月の社会保険事務所の記録から、10 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和19年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険の被保険者資格取得日に係る記録を19年10月1日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額は1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から23年8月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間においても、C社を経てA社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻からの申立人の業務内容に関する供述及びB社から提出された勤務証明書により、申立人が、申立期間を含む昭和8年3月31日から26年3月15日までの期間において、A社に事務員として勤務していたことが認められる。

一方、A社では、厚生年金保険（当初は、労働者年金保険）制度開始以前から独自に年金事業を行っており、昭和19年10月より前に入社した者については、D共済組合に強制加入することとされていたところ、B社は、「申立人は、昭和8年の入社時からD共済組合に加入していたと考えられる。」と回答している。

また、昭和17年の労働者年金保険法（昭和16年法律第60号）の施行の際、

D共済組合の組合員であった者は、同法の適用除外申請を行うことにより、引き続き組合員の資格を有することができ、19年の厚生年金保険法（昭和19年法律第21号）の施行の際も、同法附則第28条では、D共済組合の組合員に係る取扱いについて、「この法律の適用についても、なお、従前の例による。」と規定しており、D共済組合の担当者は、「この取扱いに例外は無かった。」と供述している。そして、D共済組合が管理する厚生年金保険適用除外申請書の名簿に申立人の名前は確認できないものの、当該名簿には欠落部分もあることから、申立人は、当時、引き続きD共済組合の組合員としての身分を有していたものと考えられる。

さらに、上記の取扱いは、昭和23年8月の厚生年金保険法の改正によって廃止されているが、その時点でA社に勤務していた者は厚生年金保険に移行し、事務的職員及び女子については、昭和19年10月1日までさかのぼって厚生年金保険の被保険者となっているところ、D共済組合の担当者は、「申立人は、明治43年生まれであり、昭和8年に入社し、23年の時点でも在籍していたことから、本来であれば、厚生年金保険の遡及加入^{そききゆう}の対象者である。事務系の職員なので、資格取得日は19年10月1日となるはずであったと思われる。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和19年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和20年2月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA社B製作所C工場における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年8月15日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年2月1日から同年8月15日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社B製作所C工場に勤務していた申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。当該期間、同社に勤務していたので厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社B製作所C工場への入社から終戦で退社するまでの間の事実経過の説明は、具体性があり、申立人は、申立期間において同社C工場に継続して勤務していたことを認めることができる。

また、A社B製作所における当時の総務・給与担当者の厚生年金保険加入に係る供述並びに同社社史の厚生年金保険加入及び保険料負担に係る記述から判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと推認できる。

一方、A社B製作所の被保険者名簿については、戦災によりすべて焼失し、現存する被保険者名簿は、昭和21年当時、在職していた者を対象に復元されたものであることが確認できる。また、年金番号を払い出す際に作成される被保険者台帳索引票については、被保険者名簿とは異なり戦災による大規模な焼

失は免れているものの、何らかの事情によりかなりの数の番号の欠落が確認でき、これによって被保険者名簿を復元することも困難な状況にある。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなし得ない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間中に継続勤務した事実及び事業主による保険料の控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和 20 年 2 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時は保険出張所）に対し行ったと認めるのが相当であり、かつ、申立人の A 社 B 製作所 C 工場における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は同年 8 月 15 日とすることが妥当であると判断する。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱い基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を、平成2年11月から3年6月までは41万円、同年7月から4年3月までは50万円、同年4月から同年10月までは41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年11月1日から4年11月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところA社で勤務した期間のうち、平成2年11月1日から4年11月1日までの標準報酬月額が実際に支給された報酬に見合う標準報酬月額よりも大幅に低い。正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成2年11月から3年6月までは41万円、同年7月から4年3月までは50万円、同年4月から同年10月までは41万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった4年11月30日より後の同年12月15日付けで、申立人を含む3人の標準報酬月額に係る記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、申立期間に係る標準報酬月額が8万円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本により、申立人が同社の取締役であることが確認でき、また、申立人は、自分が同社の社会保険事務手を担当していた旨供述している。

しかし、A社の代表取締役であった申立人の夫は、「申立期間当時に数か月分の厚生年金保険料の滞納があった。社会保険事務所から呼出しを受け、会社

の印鑑を持って一人で出向いた。そのときに、社会保険事務所の職員から提案を受け、滞納保険料の整理のために、自分と申立人を含む3人の標準報酬月額をさかのぼって減額訂正することに同意した。社会保険事務所に行く前は、減額訂正するとは思っていなかったもので、申立人には後で説明した。」と供述していることから、申立人が上記減額訂正に同意していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記のような減額訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、平成2年11月から3年6月までは41万円、同年7月から4年3月までは50万円、同年4月から同年10月までは41万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成6年11月21日から7年10月31日までの期間については、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を34万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、平成7年10月31日から8年2月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を7年10月31日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年11月21日から7年10月31日まで
② 平成7年10月31日から8年2月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、B社に勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明したので、正しい記録に訂正してほしい。

また、A社に勤務した期間のうち、申立期間②の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、当該期間においても勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 社会保険庁のオンライン記録によると、申立人のB社における資格喪失日（平成7年10月31日）の後の平成8年3月7日付けで、申立人を含む13人の標準報酬月額に係る記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の

場合、当初 34 万円と記録されていた申立期間①に係る標準報酬月額は、20 万円に減額訂正されていることが確認できる。

このことについて、B 社の代表者及び当時の経理担当者に調査を試みたが、死亡・所在不明等により供述を得ることができなかった。

また、B 社の当時の役員は、「当時は、会社の経営が厳しく、社会保険料を滞納していたことを聞いたことがある。」と供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記のような減額訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間①において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 34 万円に訂正することが必要である。

- 2 給与明細書、給与所得の源泉徴収票及び雇用保険の加入記録により、申立人は、平成 7 年 10 月 31 日から A 社に継続して勤務し、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、上記給与明細書において確認できる保険料控除額から、34 万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録では、A 社は、平成 8 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②においては適用事業所となっていない。しかし、同社の商業登記簿謄本により、同社は、申立期間②において、法人格を有していたことが確認でき、また、申立人及び複数の同僚の勤務実態が認められることから、同社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A 社の元代表取締役は不明と回答しているが、申立期間②において、同社は適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていないと認められることから、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①については29万円、申立期間②については27万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年9月30日
② 平成17年9月15日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が年金給付に反映されない記録とされているので、年金が給付されるように記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の賃金台帳及び厚生年金保険被保険者賞与支払届（写し）により、申立人は、平成16年9月30日及び17年9月15日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、A社の賃金台帳及び厚生年金保険被保険者賞与支払届（写し）における厚生年金保険料の控除額から、申立期間①については29万円、申立期間②については27万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を、平成13年6月から同年9月までは53万円に、同年10月から14年9月までは56万円に、同年10月から15年3月までは、59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年6月1日から15年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。同社では、経営企画及び事業担当の取締役であったが、厚生年金保険関係事務に関与する立場ではなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録において、申立人がA社の厚生年金保険の被保険者資格を喪失した平成15年4月1日の後の同年5月27日付けで、13年6月から同年9月までは53万円が9万8,000円に、同年10月から14年9月までは56万円が9万8,000円に、同年10月から15年3月までは59万円が9万8,000円に、それぞれさかのぼって訂正処理されていることが確認できる。

また、A社の登記簿謄本から、申立人は、平成12年9月*日付けで取締役就任し、15年2月*日付けで辞任していることが確認できる上、申立人は、当該訂正処理が行われた同年5月27日の時点で、既に他社において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、社会保険庁のオンライン記録によると、A社において、平成 15 年 5 月 27 日付けで、標準報酬月額が遡及^{そきゆう}訂正された者は、代表取締役 2 人及び申立人を含む 4 人であることが確認できる上、同社の複数の取締役は、「当時、給料の遅配が発生していた」旨供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成 13 年 6 月から同年 9 月までは 53 万円に、同年 10 月から 14 年 9 月までは 56 万円に、同年 10 月から 15 年 3 月までは 59 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人が申立期間①に勤務していたとするA社は、当時、社会保険庁のオンライン記録によると厚生年金保険の適用事業所となっていないが、適用事業所の要件を満たしていたと認められるところ、申立人は、申立期間①のうち、昭和55年4月10日から同年10月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の同社における資格取得日に係る記録を同年4月10日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格喪失日に係る記録を平成5年2月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年3月1日から同年10月1日まで
② 平成5年1月31日から同年2月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうちの申立期間①及びB社に勤務した期間のうちの申立期間②の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間中、それぞれの会社に勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、雇用保険の加入記録及び申立人から提出のあった昭和55年分給与所得の源泉徴収票から、申立人は、申立期間①のうち、同年4

月 10 日から同年 10 月 1 日までの期間において、A 社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

そして、社会保険庁のオンライン記録によると、A 社は、昭和 55 年 10 月 1 日に適用事業所になっており、申立期間①については、適用事業所になっていない。しかしながら、同社の代表者及び従業員は、「当時の従業員数は 5 人から 6 人程度であった」旨供述していることから判断すると、同社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

また、申立期間①のうち、昭和 55 年 4 月から同年 9 月までの期間の標準報酬月額については、同年分給与所得の源泉徴収票及び申立人の A 社における同年 10 月の社会保険庁のオンライン記録から、16 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①のうちの昭和 55 年 4 月 10 日から同年 10 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主は申立人の当該期間において、A 社が適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人に係る同年 4 月から同年 9 月までの保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、B 社の代表者の「当時、申立人は営業担当として勤務していた」旨の供述及び経理担当者の「同社の退職日は月末であり、保険料は当月控除であった」旨の供述から判断すると、平成 5 年 1 月 31 日が申立人の退職日であり、申立人は同年 1 月分の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の B 社における平成 4 年 12 月の社会保険庁のオンライン記録から、53 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を平成 5 年 2 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 1 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 1 月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、平成15年4月から16年8月までは36万円、同年9月から17年3月までは38万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額はそれぞれ訂正前の34万円とされているが、申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額(36万円及び38万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の申立期間①の標準報酬月額に係る記録を、15年4月から16年3月までは36万円、同年4月から17年3月までは38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額(34万円)に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人に係る申立期間②の標準賞与額については、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準賞与額に係る記録を、平成16年7月10日は108万円、同年12月10日は72万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年4月1日から17年4月1日まで
② 平成16年7月10日及び同年12月10日

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①の標準報酬月額及び申立期間②の標準賞

与額が実際に控除されていた額に見合う標準報酬月額等と相違していることが分かった。申立期間の保険料控除額が分かる給与支払明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の当該期間における標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録によれば、当初34万円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成19年9月に、15年4月から16年8月までは36万円、同年9月から17年3月までは38万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行われないとされている。このことから、年金額計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（36万円及び38万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（34万円）となっている。

しかしながら、申立期間①については、申立人から提出のあった給料支払明細書によると、社会保険庁のオンライン記録にある標準報酬月額34万円より高い標準報酬月額に相当する額が控除されていたことが確認でき、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額は、給料支払明細書において確認できる保険料控除額及び給与支給額から、平成15年4月から16年3月までは36万円、同年4月から17年3月までは38万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②については、申立人から提出のあった給料支払明細書により、申立人は、当該期間において、平成16年7月10日及び同年12月10日に、賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく保険料を事業主により賞与から控

除されていたことが認められる。

また、申立期間②に係る標準賞与額については、給料支払明細書において確認できる保険料控除額及び賞与支給額から、平成16年7月10日は108万円、同年12月10日は72万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、標準賞与額の届出を行っていないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B工場における申立人の厚生年金保険被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和27年10月31日）及び資格取得日（同年12月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を4,500円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年10月31日から同年12月1日まで
厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社B工場に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同工場には、昭和27年7月から継続して勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険庁のオンライン記録によると、A社B工場において、昭和27年7月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年10月31日に資格を喪失後、同年12月1日に同工場において再度資格を取得しており、同年10月31日から同年12月1日までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、A社B工場において申立人と同じ勤務内容の複数の元同僚の「昭和27年10月から28年ごろまでの1年程度、申立人と一緒に同工場で勤務していた」との供述から判断すると、申立人は、申立期間において同工場に継続して勤務していたことが認められる。

そして、A社B工場の元社会保険担当者は、「すべての従業員を厚生年金保

険に加入させていた」旨供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和27年9月の社会保険事務所の記録から、4,500円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は既に死亡しており、不明であるが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和27年10月及び同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和32年6月1日から34年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B出張所における資格喪失日に係る記録を33年12月1日、同社C出張所における資格取得日に係る記録を同年12月1日に訂正し、32年6月から33年11月までの期間に係る標準報酬月額を1万4,000円、同年12月の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年10月1日から32年1月1日まで
② 昭和32年6月1日から34年1月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の加入記録が無かった。昭和31年10月1日に同社に入社し、申立期間①及び②当時は、同社B出張所及びC出張所に勤務していたので、申立期間①及び②に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、A社から提出のあった経歴書、雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和33年12月1日に同社B出張所から同社C出張所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和32年6月から33年11月までの期間に係る標準報酬月額については、32年5月の社会保険事務所の記録から1万4,000円、33年12月の標準報酬月額については、34年1月の社会保険事務所の記録から1万8,000

円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無いため不明としており、これを確認することはできないが、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格喪失届等のいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が資格喪失日を昭和32年6月1日、資格取得日を34年1月1日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る32年6月から33年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①については、A社から提出のあった経歴書等の記録により、申立人が同社B出張所に勤務していたことが認められる。

しかし、A社は、当時の資料を保管していないと回答しており、申立人の申立期間①に係る保険料控除等を確認できない。

また、申立人は、D事業所を経て、昭和31年10月1日に申立人と一緒にA社B出張所に勤務した者が申立人を含め11名いたと供述しているところ、社会保険庁の記録では、同年10月1日に同出張所において被保険者資格を取得した者は5名であり、11名全員が同年10月1日に厚生年金保険に加入した状況はみられない上、申立人が記憶している同僚2名の場合、1名は同年10月1日に被保険者資格を取得しているが、他の1名は同年11月1日に被保険者資格を取得している。

さらに、社会保険事務所のA社B出張所に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間①当時、被保険者であったことが確認できる従業員で連絡の取れた25名のうち、11名が厚生年金保険の資格取得日より1か月から11か月前に入社したと供述しており、同事業所は、従業員全員を採用後すぐに厚生年金保険に加入させていなかった状況がうかがわれる。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年9月15日

A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が年金給付に反映されない記録とされているので、年金が給付されるように記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の賃金台帳及び厚生年金保険被保険者賞与支払届（写し）により、申立人は、平成17年9月15日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、A社の賃金台帳及び厚生年金保険被保険者賞与支払届（写し）における厚生年金保険料の控除額から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保

険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間の資格喪失日は、平成6年1月17日であると認められることから、申立期間の厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、事業主が社会保険事務所に届け出た申立期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、平成4年1月から5年12月までの期間に係る標準報酬月額を15万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年1月6日から同年3月31日まで
② 平成4年3月31日から6年1月17日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与の額に見合う標準報酬月額と相違しており、さらに申立期間②の加入記録が無いことが分かった。同社での厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、A社に係る申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日が平成4年3月31日とされているが、同社の代表取締役の供述から、申立人は少なくとも6年11月ごろまで同社に勤務していたと推認できる。

さらに、社会保険庁のオンライン記録から、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成4年12月1日から1年以上が経過した6年1月17日に、前述の申立人の資格喪失日がさかのぼって記録されるとともに、4年1月及び同年2月に係る標準報酬月額については、当初15万円と記録されていたが、

さかのぼって8万円に減額訂正処理されていることが確認できる。

しかしながら、社会保険事務所において、A社が適用事業所ではなくなった後に、申立人の資格喪失日をさかのぼって記録し、また標準報酬月額をさかのぼって訂正する合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る資格喪失日の記録及び標準報酬月額の訂正について、有効な記録処理があったとは認められないことから、申立人のA社に係る資格喪失日を、前述の標準報酬月額の減額訂正処理が行われた平成6年1月17日に訂正するとともに、4年1月から5年12月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た15万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額の記録について、申立期間のうち平成3年5月から5年9月までの期間については53万円、6年4月から同年10月までの期間については53万円、同年11月から7年11月までの期間については56万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年5月1日から7年12月26日まで
社会保険庁の記録で、A社に在籍していた申立期間の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録から、申立人のA社に係る厚生年金保険加入期間のうち、平成3年5月から5年4月までの期間の標準報酬月額は、当初53万円と記録されていたが、同年5月31日に3年5月にさかのぼって8万円に減額訂正処理されていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本から、申立人は、当該減額訂正処理が行われた時点で、同社の代表取締役であったことが確認できる。

しかしながら、申立人は、社会保険の手続や保険料の納付に関する社会保険事務所との折衝は、夫と顧問の社会保険労務士が対応していた旨供述している。

また、申立人の夫は、申立期間当時において実質的にA社を代表する立場にあったのは夫自身であったこと、事務上の事情から妻である申立人を代表取締役として登記していたこと、滞納保険料に係る折衝は、夫自身が行っていたことを供述している。

さらに、複数の従業員から、A社では、申立人の夫を実際の仕事では社長と

呼んでおり、また、申立人の夫が工場に来訪した際には社長が来たと言われていた旨、申立人の夫の供述を裏付ける供述も認められる。

このほかに、申立人がA社の経営や社会保険事務に関する決定権を有していたことをうかがわせる供述や周辺事情は見当たらないことから、申立人は、A社の代表取締役として登記されていたものの、実際に代表取締役としての権限は有しておらず、社会保険関係の事務手続にも関与していなかったと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、平成5年5月31日に行われた減額訂正処理が事実即したものと考え難く、社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正する合理的な理由は見当たらず、申立人の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の平成3年5月から5年4月までの期間、及び訂正前に記録されていた4年10月の定時決定が有効であったと考えられる5年5月から同年9月までの期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、53万円に訂正することが必要と認められる。

なお、前述の遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成5年10月1日）で、申立人の標準報酬月額が8万円と記録されていることについては、当該遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、申立期間のうち、平成5年10月から6年3月までの期間については、標準報酬月額がさかのぼって減額訂正処理された形跡は認められず、当初から8万円と記録されていることが確認できることから、記録の訂正の必要があるとは認められない。

次に、申立期間のうち、平成6年4月から7年11月までの期間の標準報酬月額については、当初、6年4月から同年10月までの期間は53万円、同年11月から7年11月までの期間は56万円と記録されていたが、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった7年12月26日から2年8か月以上経過した10年9月2日に、6年4月から同年9月までの期間は8万円、同年10月から7年11月までの期間は9万2,000円にさかのぼって減額訂正処理されていることが確認できる。

また、申立人の夫は、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の手続については社会保険労務士に行かせたとしており、同社の顧問をしていた社会保険労務士も、適用事業所ではなくなった旨の手続を担当したことを認めている。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務所において、このように

さかのぼって記録を訂正する合理的な理由は見当たらず、申立人の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の標準報酬月額の記録については事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成6年4月から同年10月までの期間については53万円、同年11月から7年11月までの期間については56万円に、訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 8 月及び 57 年 11 月から 59 年 10 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 8 月
② 昭和 57 年 11 月から 59 年 10 月まで

私は、大学卒業後に勤務した会社を退職した昭和 57 年 8 月に、区役所で国民健康保険に加入するとともに国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料は、当時居住していた区の区役所で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、国民年金の加入時期及び納付金額等に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 63 年 4 月ごろに払い出されており、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年12月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年12月から53年3月まで

私は、外国から帰国後の昭和52年12月に、区役所で国民健康保険に加入するとともに国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと記憶している。申立期間について未加入とされ、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は保険料の納付方法、納付場所、納付金額等の納付状況に関する記憶が曖昧であり、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和52年12月に国民年金に加入したと主張しているが、社会保険庁の記録を精査しても申立人が国民年金に加入していたことを示す記録は確認できず、申立期間当時、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から51年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から51年10月まで

私は、昭和50年に会社を退職した際、市役所で国民年金の加入手続きを行い、その後、申立期間の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時、国民年金手帳を所持していた記憶が無いなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成7年10月以降に払い出されており、当該払出時点で申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年5月から52年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年5月から52年12月まで

私は、20歳になったころに国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた。婚姻直後から国外に居住していた間は保険料を納付できなかったが、帰国後に区役所出張所で相談したところ、夫が厚生年金保険に未加入の期間の保険料をさかのぼって納付するように言われたため、何回かに分けて納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、昭和45年3月以前に申立人が居住していた区で実施されていた保険料の納付方法及び50年8月に帰国してさかのぼって納付したとする保険料額についての記憶が曖昧である。

また、申立人が国外に居住していた昭和43年6月から50年7月までの期間については、当時の制度上、国民年金の適用除外とされていた期間であり、さかのぼって保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人の所持する国民年金手帳、昭和56年8月に申立人が国民年金に再加入した際に受け取った「国民年金のお知らせ」及び所轄社会保険事務所の年度別納付状況リストにより、申立人は53年11月に国民年金に任意加入したことが確認でき、それ以前は未加入期間であるため、制度上、さかのぼって保険料を納付することができず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年4月から15年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月から15年3月まで

私は、平成10年から国民年金保険料を免除されており、平成14年度も免除申請を行った。14年度の保険料の免除を認めない旨の通知があったが、再度免除を申請し、免除されたことを憶えている。申立期間の保険料が免除ではなく、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間の国民年金保険料が免除されていたことを確認できる関連資料が無く、申立人は、申立期間の保険料の免除を申請した時期等の記憶が曖昧である。また、申立期間当初に免除対象の範囲を限定するよう免除基準が改正されている上、申立人は、申立期間の保険料の免除を認めない旨の通知があったと説明している。さらに、申立人は、社会保険庁の記録で免除されていたことが確認できる平成10年3月から14年3月までの期間については、免除申請承認通知書を受け取ったが、申立期間については、免除申請承認通知書を受け取っていないと説明しているなど、申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年1月から平成5年10月までの期間及び5年12月から7年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年1月から平成5年10月まで
② 平成5年12月から7年3月まで

私は、昭和59年1月に会社を退職後、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の母親が国民年金の加入手続を行ったかもしれないと説明しており、申立人は、国民年金の加入手続の状況及び保険料の納付額等の納付状況に関する記憶が曖昧である上、申立期間①当時申立人と同居していた申立人の母親は、申立期間①のうち昭和59年1月から61年3月までの保険料が未納となっているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成5年12月時点では、申立期間①の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年9月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年9月から3年3月まで

私は、平成2年9月ごろ、市役所から国民年金の案内が届き、年齢的に払わなければならないと思い国民年金に加入して、国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、国民年金の加入時期、任意加入手続及び保険料の納付場所に関する申立人の記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は平成3年5月ごろに任意加入により払い出されていることから、制度上申立期間の保険料をさかのぼって納付することはできない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年11月から58年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年11月から58年9月まで

私たち夫婦は、結婚した昭和59年に妻が区の出張所で国民年金の加入手続をした。その時、担当者から「20歳からの未納分を払わないと、将来年金が満額もらえないのでさかのぼって支払った方が良い」と言われ、二人の20歳からの国民年金保険料約80万円を出張所の窓口で一括で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人夫婦の国民年金の加入手続の時期の記憶は曖昧である上、申立人夫婦の主張する保険料の納付方法及び納付場所は、当時の制度と合致していない。また、申立人の妻が納付したとする納付金額は、申立期間の保険料額とも大きく異なっている上、保険料を納付したとする昭和59年は特例納付の実施期間ではないなど申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和60年11月ごろでは、申立期間は時効により保険料が納付できない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 58 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から 58 年 9 月まで

私たち夫婦は、結婚した昭和 59 年に私が区の出張所で国民年金の加入手続をした。その時、担当者から「20 歳からの未納分を払わないと、将来年金が満額もらえないのでさかのぼって支払った方が良い」と言われ、二人の 20 歳からの国民年金保険料約 80 万円を出張所の窓口で一括で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人夫婦の国民年金の加入手続の時期の記憶は曖昧である上、申立人夫婦の主張する保険料の納付方法及び納付場所は、当時の制度と合致していない。また、申立人が納付したとする納付金額は、申立期間の保険料額とも大きく異なっている上、特例納付の実施期間ではないなど申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 60 年 11 月ごろでは、申立期間は時効により保険料が納付できない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 6384

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 9 月から 53 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 9 月から 53 年 6 月まで

私は、大学生の時、父が国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付したとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和 53 年 4 月ごろに払い出されていることから、申立期間のうち 51 年 1 月から 53 年 6 月の保険料については、現年度納付及び過年度納付することが可能であるものの、申立人は、父親が保険料をさかのぼって納付したと聞いた記憶が無い上、申立人の姉は短期大学生であった 46 年 1 月から 3 月までは未加入となっており、申立人の父親及び母親は、当該期間のうち、53 年 4 月から同年 6 月までの保険料が未納となっているなど、父親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の手帳記号番号払出時点では、申立期間のうち、昭和 50 年 12 月以前の期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月から 40 年 3 月まで
私の雇用主は、私の国民年金の加入手続を行い、昭和 36 年 4 月から 44 年 12 月に独立して開業するまで国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用主が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる雇用主及び当時一緒に働いていたとする同僚から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である上、給与から天引きされていたとする保険料の月額は、当時の保険料額と相違するなど、申立人の雇用主が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら、申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から平成4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和39年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年4月から平成4年3月まで
私の国民年金は、母親が加入手続きを行い母親、祖母及び自分で国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人、母親及び祖母が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人及びその母親は、国民年金の加入時期並びに保険料の納付方法、納付時期及び納付金額の記憶が曖昧である。また、申立人及びその母親と共に申立人の保険料を納付していたとする祖母から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、申立人、母親及び祖母が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成7年10月時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年3月から7年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月から7年7月まで

私は、留学前に妻と一緒に区役所に行き、国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は、留学中は母親に頼んで納付し、帰国後は自分で納付していたはずである。申立期間が未加入で保険料の納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は国民年金の加入手続についての記憶が曖昧である。また、申立人は妻と一緒に区役所に行き、国民年金に加入したと主張しているが、社会保険庁のオンライン記録から、妻は平成5年3月9日以前に再加入手続を行ったと考えられ、その時点では申立人は厚生年金保険の被保険者であり、申立人が当時居住していた区では厚生年金保険加入中に国民年金に加入することはできないと説明している。さらに、留学中の保険料を納付していたとする申立人の母親は保険料納付の記憶が曖昧である上、申立人は帰国後の転入手続及び納付の記憶が曖昧であるなど、申立人及びその母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 8 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 8 月から 54 年 3 月まで

私は、昭和 53 年 9 月に市役所で国民年金の加入手続きを行い、申立期間の保険料を金融機関で納付した。申立期間が未加入で保険料の納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は国民年金への加入時期、保険料を納付した期間、保険料額等の記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金の記録は、平成 9 年 1 月当時に加入していた厚生年金保険の手帳記号番号が基礎年金番号となり、当該番号にて厚生年金保険の資格喪失後の 18 年 7 月から初めて資格取得となったものと考えられ、それ以前に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、当該資格取得時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年7月から47年3月まで

私は、父が私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと聞いている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和47年5月に払い出されており、その時点で申立期間の保険料を過年度納付することは可能であったが、父親が申立人と同様に国民年金の加入手続及び保険料を納付していたとする長兄は手帳記号番号が払い出された40年4月より前の保険料が納付されていないことから、申立人の保険料を国民年金加入時にさかのぼって納付していたとは考え難いなど、父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 3 月から 50 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月から 50 年 5 月まで

20 歳になったら国民年金に加入するのは国民の義務だと親から言われていたので、私は 20 歳のときに国民年金に加入して国民年金保険料を納付してきた。一緒に働いていた同僚も同時期に国民年金に加入し、保険料を納付していたと証言している。申立期間が未加入で保険料の納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、国民年金の加入時期、保険料の納付場所及び保険料額の記憶が曖昧である上、加入当時の納付方法である集金人による印紙検認の記憶は無いと供述するなど申立期間当時の保険料の納付方法の記憶も曖昧である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 52 年 6 月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人と一緒に勤務し、同時期に国民年金に加入し保険料を納付していたとする会社の同僚の手帳記号番号が払い出された時期は、申立人と同時期の昭和 52 年 6 月ごろであるが、申立期間を含む同年 3 月以前の保険料については未納であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年7月から53年3月までの期間、平成12年5月から同年7月までの期間、13年12月及び14年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年7月から53年3月まで
② 平成12年5月から同年7月まで
③ 平成13年12月
④ 平成14年3月

私は、昭和49年6月に会社を退職後、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入^{あいまい}手続の状況、保険料の納付時期、納付額等の記憶が曖昧である。また、口座振替により保険料を納付していたとする申立期間②、③及び④については、申立人が所持する預金通帳等の出金記録には、当該期間の前後の保険料の振替が記録されているが、当該期間の保険料の振替は記録されていない。さらに、申立人の夫は、申立期間の一部の保険料が未納となっているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和53年3月時点では、申立期間①の一部は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら、申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年7月、12年9月及び同年10月、13年1月及び14年4月から16年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年7月
② 平成12年9月及び同年10月
③ 平成13年1月
④ 平成14年4月から16年3月まで

私は、昭和57年7月に国民年金に加入し、60歳になるまで、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付時期、納付場所及び納付額等の納付状況に関する記憶が曖昧である。また、社会保険庁の記録では、平成11年から16年までの間に、申立期間前後の保険料を過年度納付等により納付したことが確認でき、当該納付済みとされている保険料額は、申立人が所持する11年から16年までの給与所得者の保険料控除申告書に記載された保険料支払額とおおむね一致しているほか、11年9月14日に納付された申立期間①の保険料及び14年12月3日に納付された申立期間②のうちの12年9月の保険料は、時効により収納できないため、各々9年8月及び12年11月の保険料に充当されていることが確認できるとともに、申立人の夫は、申立期間の保険料が未納となっているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 6404

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 3 月から 51 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 3 月から 51 年 2 月まで

私は、昭和 51 年 3 月に国民年金の加入手続きを行い、同年 4 月に申立期間の保険料をさかのぼって納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付額の記憶が曖昧である上、保険料を納付したとする区役所は、過年度保険料の収納を取り扱っていないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が所持する国民年金手帳には、申立期間直後の昭和 51 年 3 月に国民年金に任意加入したことが記載されており、制度上、申立期間の保険料をさかのぼって納付できず、別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年10月から3年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年10月から3年1月まで

私は、平成5年1月に第3号被保険者の手続を行った際、国民年金保険料の未納期間を指摘された。同月に海外に転居した後、実家に納付書が届き両親が保険料を納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付したとする両親から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明確である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成5年2月時点又はその翌月時点では、申立期間の大部分又は全部が時効により保険料を納付することができない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年12月から10年3月までの期間及び13年10月から14年3月までの期間の国民年金保険料については、追納したものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年12月から10年3月まで
② 平成13年10月から14年3月まで

私は、平成15年1月ごろ、申立期間②の申請免除期間の国民年金保険料を区役所窓口で追納した。また、結婚する直前の16年6月に、申立期間①の申請免除期間の保険料を社会保険事務所で追納した。いずれのときも、領収書は発行されなかった。申立期間の保険料が免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を追納したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間②については、申立人は、平成15年1月ごろに、当該期間の追納分の保険料を、申立期間①の期間の追納分の保険料よりも先に区役所窓口で納付したと説明しているが、免除期間の保険料を追納する場合、制度上、時効との関係で、先に経過した月の分から順次行うものとされているため、申立期間①よりも先に申立期間②の保険料を追納することはできない上、区役所窓口では現金で保険料を納付することもできない。

また、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を追納したとする平成16年6月は、保険料を収納した場合には、領収済通知書が社会保険事務所において保管されていなければならない時期であるが、申立人の当該期間の追納保険料に係る領収済通知書は、所轄社会保険事務所において保管されていることが確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を追納したものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年11月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年11月から50年9月まで

私は、夫の赴任先から帰国後に、父から、母の国民年金保険料5年分を納付したので、私と妹も国民年金に任意加入するようにと勧められ、当時居住していた市の市役所で加入手続を行った。妹も私の後に任意加入している。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入時期に関する記憶が曖昧である上、母親の保険料5年分を納付したとする父親から国民年金への加入を勧められたと説明しており、社会保険庁のオンライン記録により、母親は昭和49年1月に再開5年年金に加入して5年分の保険料を納付していることが確認できることから、申立人は、同月以降に任意加入したものと考えられる。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は50年10月に任意加入したことにより払い出されており、申立人が所持する年金手帳には初めて被保険者となった日が50年10月9日と記載されていることから、申立期間は未加入期間であり、制度上保険料を納付することができない期間であること、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 6410

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 44 年 3 月まで

私は、昭和 44 年ごろに国民年金の加入手続きを行い、その後、夫に勧められ、結婚前の未納分の国民年金保険料を 20 歳までさかのぼって一括納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人から当時の納付状況等を聴取することが困難である上、国民年金の加入を勧めたとする申立人の夫も、申立期間当時の保険料の納付時期、納付場所、一括納付したとする保険料額等の納付状況に関する記憶が不明確である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 44 年 7 月ごろに払い出されており、当該払出時期から 60 歳までの保険料を納付すれば、特例納付をしなくとも年金の受給資格期間を満たすことが可能であったなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年1月及び同年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年1月及び同年2月

私は、厚生年金保険適用事業所を退職後の平成10年2月ごろ、市役所で国民年金加入への切替手続きを行い、送付されてきた納付書で国民年金保険料を納付した。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料の納付額等の納付状況に関する記憶が曖昧である。また、社会保険庁のオンライン記録により、申立人が平成2年9月に厚生年金保険被保険者となっていることが確認できるが、10年1月に第1号被保険者への種別変更をした記録は確認できず、申立期間は未加入期間であるため、制度上保険料を納付することができない期間であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、昭和63年7月ごろに払い出された申立人の国民年金手帳の記号番号は、平成9年1月に付番された基礎年金番号に統合されており、申立期間当時、別の基礎年金番号が付番されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 6 月から 61 年 3 月までの期間、61 年 4 月から 62 年 3 月までの期間及び 62 年 7 月から平成 2 年 7 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 6 月から 61 年 3 月まで
② 昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月まで
③ 昭和 62 年 7 月から平成 2 年 7 月まで

私の妻は、昭和 56 年 6 月に私の厚生年金保険の任意継続が終了するとすぐに国民年金の加入手続を行い、金融機関で国民年金保険料を納付していた。また、58 年 3 月の転居後も引き続き金融機関で保険料を納付し、62 年からは口座振替で保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 62 年 4 月ごろ払い出されており、被保険者資格取得日は 61 年 4 月 1 日となっていることが申立人の所持する年金手帳で確認できることから、申立期間①は未加入期間であり、制度上保険料を納付することができない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間②については、申立人と同時期に被保険者資格を取得している申立人の妻も保険料が未納である。

さらに、申立期間③については、申立人の妻は、当該期間の申立人の保険料を当時居住していた区で口座振替により納付していたと説明するが、振替口座に指定していたとする妻名義の預金通帳の取引記録から確認できる保険料の振替記録は、社会保険庁のオンライン記録で確認できる妻の納付記録と

一致すること、申立人は昭和 62 年 8 月から 63 年 3 月までの期間は実際に居住していた区とは別の市に住所変更していることが住民票から確認できることなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 6414

第1 委員会の結論

申立人の平成7年7月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年7月から同年12月まで

私は、60歳以降も国民年金に任意加入していたが、平成7年*月に夫が急に亡くなって、収入がなくなった。そのため、8年1月に夫の年金の死亡届出を行うとともに、私の国民年金被保険者の資格喪失の手続も一緒に行ったが、7年12月までは国民年金保険料を納付していた。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立人の夫が死亡した直後の平成8年1月に国民年金被保険者の資格喪失手続を行ったと説明しているが、申立人が所持する国民年金手帳には、平成7年7月14日付けで任意加入被保険者の資格を喪失した旨の記載及び申立人が居住する区の確認印が確認でき、その記載内容に不自然、不合理な点は見られない。また、任意加入被保険者の資格喪失により、申立期間は未加入期間であったことから、制度上、保険料を納付することができないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から45年10月までの期間、46年9月から49年3月までの期間、53年4月から54年12月までの期間及び55年7月から58年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年7月から45年10月まで
② 昭和46年9月から49年3月まで
③ 昭和53年4月から54年12月まで
④ 昭和55年7月から58年12月まで

私の国民年金の加入手続は父がしてくれた。私自身で30歳ごろに国民年金保険料を納めた時を除き、私が50歳になるまで父が保険料を納めてくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、申立期間の保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和49年9月時点では、申立期間①及び申立期間②の一部は時効により保険料を過年度納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。さらに、申立人の手帳記号番号が払い出された49年9月は第2回特例納付実施期間中であつたが、申立人は、当該払出時点から60歳までの保険料を納付すれば特例納付をしなくても年金の受給資格期間を満たすことが可能であつた。

申立期間③及び④については、戸籍の附票及び被保険者名簿から、当該期間当時、申立人は、父親とは別居していたことが確認でき、父親が申立人の保険料を納付したとすると、申立人が居住していた区で発行された納付書で保険料を納付したこととなるが、申立人は父親に納付書を送ったことは無いと説明しているなど、申立人の父親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年1月から60年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年1月から60年9月まで

私は、昭和50年に区役所出張所で国民年金の加入手続を行った。56年7月に転居し、前住所地で納付していなかった国民年金保険料をまとめて納付した。その後は、年4回自宅に届く納付書で区役所庁舎及び郵便局で納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、昭和56年7月の転居後、前住所地の区役所から郵送された納付書と新住所地の区役所から郵送された納付書を持参し、区役所庁舎で保険料を納付したとしているが、当該区役所庁舎の窓口では、過年度保険料の収納は行っておらず、申立人は納付期間及び納付方法の記憶が曖昧である。また、申立人は、その後は年4回郵送される納付書により、庁舎窓口で保険料を納付したとしているが、毎回の納付時に領収書は交付されなかったと説明するなど、納付状況に関する記憶が曖昧であること、さらに、社会保険庁の記録では、62年10月5日に過年度納付書が発行され、申立期間直後の60年10月から61年3月までの保険料を過年度納付したことが確認できるものの、当該納付時点では、申立期間の大半は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年7月から42年3月までの期間、42年6月及び同年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年7月から42年3月まで
② 昭和42年6月及び同年7月

私は、自宅に郵送されてきた納付書を使って、申立期間の国民年金保険料を納付した。昭和41年4月から42年3月までの期間及び42年4月から同年7月までの期間の保険料を郵便局で納付した領収証書を所持している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年9月16日付けの郵便局領収印が押された41年4月から42年3月までの期間及び42年4月から同年7月までの期間の国民年金保険料領収証書を所持しているが、社会保険事務所では、当該納付時点では、当該期間の保険料は時効により収納できないことから、当該納付額を原資として、納付時点で実施されていた第1回特例納付により、41年4月から同年6月までの保険料並びに42年4月及び同年5月の保険料を特例納付したものとして処理し、この処理に伴って生じた保険料の不足額を46年5月12日に申立人から徴収していることが申立人の特殊台帳から確認でき、申立期間は、この処理の過程で結果的に未納期間として生じたものと推察される。また、申立人は、当該処理が行われた後に、申立期間の保険料を特例納付したかどうかについては記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 7 月から同年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 7 月から同年 10 月まで

私の母は、私が 20 歳になった時に私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれたはずである。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、当時の保険料の納付状況について記憶が曖昧である上、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする母親は、申立人の国民年金の加入手続の時期及び申立期間の保険料の納付状況について記憶が不明確であるなど母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、当時、学生であり、申立期間は国民年金の任意加入適用期間であったことから、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 61 年 11 月時点では、申立期間の保険料をさかのぼって納付することができず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年5月24日から同年10月25日まで
② 昭和32年10月25日から33年5月8日まで
③ 昭和33年2月17日から36年2月11日まで

平成20年7月に、社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、脱退手当金を受給した覚えは無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る最終事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和36年7月17日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 17 年 7 月 6 日から 18 年 4 月 6 日まで
② 昭和 18 年 8 月 4 日から同年 8 月 20 日まで
③ 昭和 18 年 9 月 15 日から同年 10 月 8 日まで
④ 昭和 18 年 10 月 8 日から 19 年 8 月 28 日まで
⑤ 昭和 19 年 8 月 29 日から 20 年 1 月 27 日まで
⑥ 昭和 20 年 4 月 1 日から 23 年 3 月 28 日まで

63 歳の時に、社会保険事務所で年金の受給手続を行ったところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、脱退手当金をもらった記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の船員保険被保険者台帳には脱退手当金の支給記録とその算出事跡が記載されている上、申立人の脱退手当金は昭和 24 年 1 月 14 日に支給決定されており、当時が厚生年金保険及び船員保険交渉法制定前であったことを踏まえると、申立期間に係る最終事業所を退職後、船員保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月 16 日から 44 年 4 月 1 日まで
平成 12 年ごろ、社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。
しかし、退職時に会社から脱退手当金の説明は無かった上、最後にもらったのは給与のみであり脱退手当金をもらった覚えは無いほか、当時の同僚には脱退手当金の支給記録が無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所の厚生年金保険被保険者原票の申立人の前後の女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 44 年 4 月 1 日の前後 2 年以内に資格喪失した者 27 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、17 名に脱退手当金の支給記録が確認でき、全員が資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者のうち 5 名は、事業所が脱退手当金の請求手続をした旨の供述をしていることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 44 年 7 月 11 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年1月1日から31年11月1日まで
平成6年ごろ、社会保険事務所で厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知り、最近、年金問題が騒がれるようになったので申立てを行った。
脱退手当金を受給した覚えは無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金が支給されたことが記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和32年4月9日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度創設前であり、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 10 月 15 日から 40 年 6 月 18 日まで
② 昭和 40 年 6 月 21 日から 45 年 12 月 16 日まで
③ 昭和 46 年 2 月 22 日から同年 4 月 11 日まで

60 歳の時に、社会保険事務所で年金記録を確認したところ、2 回脱退手当金の支給記録があることを知った。

いずれの脱退手当金も受給した覚えは無いが、申立期間前の厚生年金保険被保険者期間については、元同僚も受給しており、あきらめている。

しかし、申立期間については、申立期間に係る最終事業所における被保険者期間が2か月であることから、事業所が脱退手当金の請求手続を行ったとは思えないので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る最終事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和46年6月8日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 5 月 1 日から同年 8 月 26 日まで
② 昭和 37 年 5 月 1 日から 41 年 4 月 21 日まで

結婚したころに、事業主であった弟から厚生年金保険を脱退したと聞いていたが、退職金や脱退手当金を受け取った覚えは無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた申立期間に係る事業所の厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 41 年 4 月 21 日の前後 2 年以内に資格喪失した者 4 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、3 名に脱退手当金の支給記録が確認でき、全員が資格喪失日から 3 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者の一人は、事業所が脱退手当金の請求手続をした旨の供述をしていることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る最終事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 41 年 7 月 30 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 5673

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 1 月 1 日から同年 9 月 20 日まで
平成 20 年 4 月ごろに、社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。
しかし、私の妻は、同じ事業所で勤務し、同日に資格喪失しているにもかかわらず脱退手当金が支給されていない上、当時、私には転勤の内示が出ており、脱退手当金の支給対象になるのか理解に苦しむので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金が支給されたことが記載されているとともに、申立人の脱退手当金の支給額は、申立期間を対象として計算されており、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 8 月 27 日から 38 年 9 月 9 日まで
平成 10 年 3 月に、社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。
しかし、脱退手当金をもらった覚えはないので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金の支給額は、申立期間を対象として計算されている上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 38 年 11 月 8 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人は、申立期間の事業所を退職後、昭和 41 年に婚姻するまでは国民年金の強制加入期間があったにもかかわらず、61 年まで国民年金に加入しておらず、年金に対する意識が必ずしも高かったとは考え難い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 9 月 1 日から 35 年 4 月 16 日まで
② 昭和 35 年 9 月 5 日から 36 年 3 月 1 日まで
③ 昭和 38 年 2 月 1 日から 39 年 6 月 10 日まで
④ 昭和 39 年 4 月 1 日から 40 年 11 月 16 日まで

平成 12 年に、年金相談センターで年金記録を確認したところ、年金の受給資格がないため一時金として受け取るしかないと言われた。

しかし、説明された一時金の金額は少額だったため受給しなかったにもかかわらず、脱退手当金が支給されたことになっており納得できないので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は、平成 12 年 5 月 16 日に重複整理の手続がとられており、申立期間の脱退手当金が同年 9 月 28 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて重複整理が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人は申立期間に係る最終事業所を退職後、国民年金の被保険者となるべきであったにもかかわらず、国民年金の加入手続を行っておらず、年金に対する意識が必ずしも高かったものとは考え難い上、申立人から聴取しても脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 9 月 22 日から 35 年 2 月 20 日まで
② 昭和 35 年 4 月 1 日から 37 年 4 月 10 日まで
③ 昭和 37 年 4 月 20 日から同年 10 月 20 日まで
④ 昭和 37 年 11 月 2 日から 42 年 2 月 11 日まで
⑤ 昭和 42 年 8 月 10 日から 43 年 7 月 1 日まで

ねんきん特別便が届き、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、当時は、脱退手当金の制度について知らなかったので、私が脱退手当金の請求手続を行うはずはなく、会社には口頭で退職を告げただけであり、会社が脱退手当金の請求手続を行うはずがないので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る最終事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 6 か月後の昭和 43 年 12 月 25 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 10 月 19 日から 34 年 4 月 16 日まで
② 昭和 35 年 4 月 25 日から 38 年 3 月 25 日まで

申立期間①はA社に勤務し、仕事は機械から流れてきた印刷物を二つ折りにすることであった。社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、記録されていた期間は短く、もっと長く勤めていた。申立期間②はB社に勤務し、仕事は鞆の「取手」を高周波で付ける作業で、同僚と二人でやっていた。社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、昭和 34 年 4 月 16 日から 35 年 4 月 25 日までであったが、もっと長く勤めていたはずであるから、申立期間①及び②について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社は、昭和 41 年 4 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主の所在も不明であることから、申立人の勤務の実態及び厚生年金保険料の取扱いを確認することができない。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、従業員に照会した結果、回答があった2人の従業員のうち1人は申立人については忘れたとし、他の1人は申立人を知らないとしている。

また、申立人が供述している仕事内容及び事業主の息子の氏名と、2人の従業員の回答が一致していることから、勤務期間の特定はできないものの、申立人はA社に勤務していたことは推認できる。

さらに、申立人は、A社を辞めた後、姉の家を6か月から7か月ほど手伝ってから、次のB社に住み込みで入社したと供述しているところ、A社における厚生年金保険被保険者の喪失日の記録は、昭和 33 年 10 月 19 日となっており、

6か月後の34年4月16日からB社において厚生年金保険の加入記録が確認できる。

申立期間②について、B社では、申立人について、当時の人事及び会計資料が保存されておらず、申立人の実際の勤務期間及び厚生年金保険料の同社における控除の有無は不明としている。

また、申立人が氏名を記憶していた同僚3人に照会をしたところ、回答のあった2人の同僚は、申立人を知っていると供述していることから、勤務期間の特定はできないものの、申立人は、B社に勤務していたことは推認できるが、当該同僚は、申立人が勤務していた期間は1か月から2か月間とも供述している。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、従業員に照会した結果、回答のあった6人の従業員のうち、3人は申立人がいたような気がするとし、3人は申立人がいたかどうか知らないと回答しているほか、回答のあった1人の従業員は、昭和36年か37年に会社で火事があったことから申立人がこの当時会社にいれば記憶しているはずと供述しており、このことを申立人に確認したところ、火事については知らないとの供述があった。

加えて、B社を退職した経緯について、申立人は、洋裁学校に入学するためとしており、同社を退職した後、1年ほどは実家に居住し、その後はC県にある4年制の洋裁学校に通い、当該洋裁学校の卒業証書の日付は昭和42年3月*日であることを供述している一方、戸籍の附票から、37年12月1日には申立人の住所がC県内にあったことは確認できるが、同期間はB社に住み込みで働いていたと供述している期間と重なっている。

これらの情報を総合すると、申立人の記憶が曖昧^{あいまい}であり、申立期間②において申立人が実際に勤務していたか否かが特定できない。

このほか、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について、申立人には具体的な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、その主張する標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 6 月 10 日から 18 年 12 月 31 日まで

A組合で勤務した期間のうち、平成 15 年の昇格に基づく昇給の事務に誤りがあったことが 20 年 12 月に判明し、15 年以降の給料、賞与について差額の支給を受けた。あわせて、15 年以降の標準報酬月額及び標準賞与額の訂正を社会保険事務所に届けたが、申立期間については、時効により、その訂正が年金の給付に反映されない。申立期間の給与明細書等を提出するので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人に係る標準報酬月額は、平成 15 年 9 月から 16 年 8 月まで 34 万円、17 年 9 月から 18 年 12 月までは 36 万円となっており、標準賞与額は、15 年 6 月は 64 万円、同年 12 月は 67 万 5,000 円、16 年 3 月は 5 万 1,000 円、同年 6 月は 66 万 1,000 円、同年 12 月は 69 万 7,000 円、17 年 3 月は 8 万 3,000 円、同年 6 月は 68 万円、同年 12 月は 71 万 6,000 円、18 年 3 月は 7 万 8,000 円、同年 6 月は 70 万 3,000 円及び同年 12 月は 73 万 8,000 円と記録されていた。

一方、A組合は、平成 15 年の昇格に基づく昇給事務に誤りがあったとして、21 年 2 月 4 日に、15 年以降の申立人に係る標準報酬月額を、それぞれ 15 年 9 月から 16 年 8 月までは 34 万円が 36 万円、17 年 9 月から 18 年 12 月までは 36 万円が 38 万円に、標準賞与額を、それぞれ 15 年 6 月は 64 万円が 70 万円、同年 12 月は 67 万 5,000 円が 71 万 7,000 円、16 年 3 月は 5 万 1,000 円が 5 万 4,000

円、同年6月は66万1,000円が72万3,000円、同年12月は69万7,000円が74万円、17年3月は8万3,000円が8万8,000円、同年6月は68万円が74万5,000円、同年12月は71万6,000円が76万3,000円、18年3月は7万8,000円が8万3,000円、同年6月は70万3,000円が77万2,000円及び同年12月は73万8,000円が79万1,000円とし、社会保険事務所に、被保険者報酬月額算定基礎届及び被保険者賞与支払届の訂正届を提出しているものの、当該手続の時点で、政府が厚生年金保険料を徴収する権利は時効により消滅していることから、当該手続によって記録訂正された部分については、厚生年金保険法第75条の規定により、当該期間は年金額の基礎となる被保険者期間にはならないとされている。

しかし、A組合は、給与等の差額を支給する際、申立人の平成15年6月から18年12月までの昇給に伴う標準報酬月額及び標準賞与額に見合う厚生年金保険料の昇給差額分を別途徴収していたとしているが、当該給与事務の誤りが判明したのは20年12月であったことから、当時の給与から昇給に伴う標準報酬月額及び標準賞与額に見合う厚生年金保険料は控除されていない。

また、申立人の申立期間に係る社会保険事務所の標準報酬月額及び標準賞与額の記録は、申立期間当時、申立人が給与から源泉控除された厚生年金保険料額の報酬月額に一致する。

ところで、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が申立期間当時、源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、仮に後日、事業主から厚生年金保険料を徴収されても、当時の給与から保険料控除されていないことから、特例法のあつせん対象にはならない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間について、その主張する標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 6 月 10 日から 18 年 12 月 12 日まで

A組合で勤務した期間のうち、平成 15 年の昇格に基づく昇給の事務に誤りがあったことが 20 年 12 月に判明し、15 年以降の給料、賞与について差額の支給を受けた。あわせて、15 年以降の標準報酬月額及び標準賞与額の訂正を社会保険事務所に届けたが、申立期間については、時効により、その訂正が年金の給付に反映されない。申立期間の給与明細書等を提出するので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人に係る標準報酬月額は、平成 16 年 9 月から 17 年 8 月まで 36 万円となっており、標準賞与額は、15 年 6 月は 69 万 7,000 円、同年 12 月は 73 万 3,000 円、16 年 3 月は 5 万 5,000 円、同年 6 月は 71 万 7,000 円、同年 12 月は 75 万 3,000 円、17 年 3 月は 8 万 9,000 円、同年 6 月は 73 万 5,000 円、同年 12 月は 76 万 9,000 円、18 年 3 月は 8 万 3,000 円、同年 6 月は 75 万 1,000 円及び同年 12 月は 78 万 3,000 円と記録されていた。

一方、A組合は、平成 15 年の昇格に基づく昇給事務に誤りがあったとして、21 年 2 月 4 日に、15 年以降の申立人に係る標準報酬月額を 16 年 9 月から 17 年 8 月までは 36 万円が 38 万円に、標準賞与額を、それぞれ 15 年 6 月は 69 万 7,000 円が 74 万 8,000 円、同年 12 月は 73 万 3,000 円が 79 万円、16 年 3 月は 5 万 5,000 円が 5 万 9,000 円、同年 6 月は 71 万 7,000 円が 77 万 1,000 円、同年 12 月は 75 万 3,000 円が 81 万 3,000 円、17 年 3 月は 8 万 9,000 円が

9万6,000円、同年6月は73万5,000円が79万4,000円、同年12月は76万7,000円が83万6,000円、18年3月は8万3,000円が9万円、同年6月は75万1,000円が82万円及び同年12月は78万3,000円が86万1,000円とし、社会保険事務所に、被保険者報酬月額算定基礎届及び被保険者賞与支払届の訂正届を提出しているものの、当該手続の時点で、政府が厚生年金保険料を徴収する権利は時効により消滅していることから、当該手続によって記録訂正された部分については、厚生年金保険法第75条の規定により、当該期間は年金額の基礎となる被保険者期間にはならないとされている。

しかし、A組合は、給与等の差額を支給する際、申立人の平成15年6月から18年12月までの昇給に伴う標準報酬月額及び標準賞与額に見合う厚生年金保険料の昇給差額分を別途徴収していたとしているが、当該給与事務の誤りが判明したのは20年12月であったことから、当時の給与から昇給に伴う標準報酬月額及び標準賞与額に見合う厚生年金保険料は控除されていない。

また、申立人の申立期間に係る社会保険事務所の標準報酬月額及び標準賞与額の記録は、申立期間当時、申立人が給与から源泉控除された厚生年金保険料額の報酬月額に一致する。

ところで、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が申立期間当時、源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、仮に後日、事業主から厚生年金保険料を徴収されても、当時の給与から保険料控除されていないことから、特例法のあつせん対象にはならない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 3 月から 57 年 12 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、昭和 53 年 3 月から 57 年 12 月 1 日までの加入記録が無いとの回答をもらった。同社に入社したのは昭和 53 年 3 月であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の従業員の供述及び当時の同僚の退職時期に関する申立人の申立内容から判断すると、申立人が、昭和 53 年 3 月から同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社の代表取締役は、申立期間当時、A社では、入社時から全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなく、当時の代表取締役が、従業員の厚生年金保険への加入の可否を判断していた旨供述している。

そこで、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に被保険者であったことが確認できる複数の従業員に照会し、同社に入社したとする時期を確認し、これと当該被保険者名簿における当該複数の者の被保険者資格取得年月日とを比較したところ、入社から厚生年金保険の資格取得日までの期間が5か月程度ある者が確認できる。

そして、B社の代表取締役は、「申立期間当時、A社では、従業員の給与から住民税も控除していたが、住所が確定しない従業員に関する事務手続を行えず、これに付随して社会保険の手続もとっていないかもしれない。申立人については、同社が所在する市内に引っ越してきたにもかかわらず、転入に係

る手続を行わなかったことから、当時の代表取締役は、申立人の厚生年金保険の資格取得に係る手続を行わなかったかもしれない。」と供述しているところ、申立人の戸籍の附票により、申立人が、入社時ではなく、昭和56年2月*日に当該市内をその住所としたことが確認できる。

また、B社の代表取締役は、「昭和56年2月4日以降については、申立人からの積極的な意思表示があれば、厚生年金保険の資格取得に係る手続を行っていたところ、それが無かったために当該手続を行わず、しばらくしてから他の従業員の方とまとめて当該手続を行ったのではないか。」と供述しているところ、社会保険事務所の記録では、昭和57年12月1日に、申立人を含む4人の従業員がA社における厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年8月1日から33年7月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、タクシードライバーとして勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における申立人の同僚の供述及び昭和32年の正月に同社の社屋前で撮影したとする従業員の集合写真により、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは認められる。

しかし、A社の現在の事務担当者は、申立期間当時、同社では、従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったと供述しており、複数の当時の従業員も、同社に勤務していた当時、厚生年金保険への加入を強制されなかった旨供述している。

また、上記集合写真には約90名の従業員が写っているが、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、当該写真が撮影された昭和32年1月当時、同社における被保険者数は約60人にすぎないことが確認できる。

これらのことから判断すると、A社は、申立期間当時、一部の従業員について厚生年金保険の加入手続を行わなかったものと考えられる。

さらに、A社が保管している申立期間当時の「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届」の写しの中に、申立人の記載は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 4 月 4 日から同年 7 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社本社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社B造船所から昭和 22 年 4 月 4 日に同社本社に転勤し、継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録により、申立人が、昭和 22 年 4 月 4 日に同社B造船所から同社本社に異動し、申立期間に同社本社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、社会保険事務所の記録では、A社本社は、昭和 22 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においては、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、A社は、同社本社が同社B造船所より遅れて厚生年金保険の適用事業所となった理由は不明であるが、同社本社が適用事業所となる前の期間において、従業員の給与から厚生年金保険料は控除していなかったはずであるとしている。

さらに、申立人が記憶している 4 人の同僚及び社会保険事務所の A 社本社に係る厚生年金保険被保険者名簿から申立人と同様に同社本社が適用事業所となった昭和 22 年 7 月 1 日に資格取得していることが確認できる複数の従業員に調査を試みたが、死亡・所在不明等により供述を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与か

らの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年11月1日から31年10月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社B営業所に勤務した期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に同社B営業所に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時のA社B営業所の従業員に関する申立人の申立内容から判断して、期間は明らかでないが、申立人が同社B営業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録では、A社B営業所は、昭和31年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうちの同日より前の期間においては、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、A社は、既にその事業を廃止しており、同社B営業所の当時の所長は死亡しているため、同社及び当該所長から、同社における申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は、A社B営業所に事務職員として入社し、その後営業職員となったと供述しているところ、当時の同僚のうちの一人は、「当時、採用後3か月の試用期間を設けていた。試用期間に実績の上がらない人については正社員とせず、3か月ごとの更新とした。その間は、社会保険に加入させていなかったと思う。」と供述している。そして、ほかの同僚の一人で、申立人が営業時に同行し二人で業務を行ったと記憶している者についても、A社B営業所における厚生年金保険の被保険者としての記録が無い。

加えて、社会保険事務所のA社B営業所に係る厚生年金保険被保険者名簿から、同社B営業所が適用事業所となった昭和31年6月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、そのうちの一人は、自分は同日より前から同社B営業所に勤務していたが、厚生年金保険に加入していない期間においては、給与から保険料は控除されていなかった旨供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年7月9日から24年5月16日まで
② 昭和34年9月30日から同年10月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に副社長として在職していた申立期間①及びB組合に理事長として在職していた期間のうち申立期間②について、加入記録が無い旨の回答をもらった。両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社の商業登記簿謄本から、申立人が申立期間①に同社の取締役であったことが確認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認ができない。

また、前述の商業登記簿謄本に記載されている代表取締役及びその他の役員4人について、社会保険庁のオンライン記録を調査したが、当該役員に係る厚生年金保険の加入記録及び連絡先を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、B組合の法人登記簿謄本から、同組合の解散日は昭和34年*月*日であり、申立人が当該期間に同組合を代表すべき理事であったことが確認できる。

しかしながら、社会保険庁のオンライン記録によると、B組合は、昭和34年9月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間

②当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立人は、解散後の厚生年金保険に係る喪失手続等は清算人が行ったと主張しているが、前述の法人登記簿謄本に記載されている清算人及び役員並びに同組合の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている従業員から、当該喪失手続等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額の記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 8 月 1 日から 12 年 6 月 14 日まで

社会保険事務所から標準報酬月額について調査を受け、A社に在職した期間のうち申立期間の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録から、申立人のA社に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成 10 年 8 月から 11 年 3 月までは 53 万円、同年 4 月から 12 年 5 月までは 26 万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった 12 年 6 月 14 日の後の同年 6 月 16 日付けで、さかのぼって 10 年 8 月から同年 10 月までは 9 万 2,000 円に、同年 11 月から 12 年 5 月までは 10 万 4,000 円に減額訂正処理されていることが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業登記簿謄本から、申立人は、平成 9 年*月*日に同社の代表取締役就任しており、申立期間当時及び前述の減額訂正処理が行われた日においても、代表取締役であったことが確認できる。

なお、申立人は、社会保険事務所が行った調査に対し、A社での自身の身分は役員であったとし、同社の事業主は自身の父親であり、社会保険に関する事務手続は父親が行っていた旨回答している。

一方、商業登記簿謄本及び申立人に係る戸籍謄本から、申立人の父親は、上記の減額訂正処理が行われた日から 8 年以上前に死亡していることが確認できる。

また、社会保険事務所が保管する A 社の滞納保険料に係る納付の折衝の経過に関する資料には、申立人の氏名が事業主欄に記録されているほか、申立人の兄が社会保険事務所の担当者に対して、申立人が経理も担当していると説明したことが記載されている。

さらに、当該資料に記録される申立人と社会保険事務所担当者の折衝の経過から、申立人は、平成 12 年 5 月 8 日に、A 社の資金繰りが悪く、保険料を納付できない状況である旨を説明して、前述の減額訂正処理が行われる 10 日前の同年 6 月 6 日には、近日中に社会保険事務所を訪れ、同社が厚生年金保険適用事業所ではなくなるための手続を行いたい旨を、社会保険事務所の担当者に告げていることから、申立人は、このころに、滞納していた保険料を清算するために申立人自身の標準報酬月額を引き下げる手続についての説明を受け、前述の減額訂正に係る手続を行ったと考えるのが自然である。

これらの事情を考え合わせると、申立人に係る厚生年金保険の標準報酬月額の減額訂正及び同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の手続に、A 社の代表取締役である申立人が関与せず、自身の標準報酬月額を減額することについて同意していなかったとは考え難い。

これらの事実及びこれまでに収集した資料を総合的に判断すると、申立人は、A 社の代表取締役として、自身の標準報酬月額の減額処理について同意していたと認められ、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額の記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 9 月 1 日から 6 年 1 月 31 日まで
社会保険庁の記録では、A社に在籍していた申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与から実際に控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録から、申立人のA社に係る厚生年金保険加入期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、当初、平成 4 年 9 月から 5 年 12 月までの期間については 41 万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった 6 年 1 月 31 日の後の同年 2 月 28 日に、4 年 9 月までさかのぼって 22 万円に減額訂正処理されていることが確認できる。

しかしながら、A社の商業登記簿謄本から、申立人は、平成 3 年 11 月 29 日に同社の代表取締役就任し、前述の減額訂正処理が行われた時点においても同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 6 年 1 月 31 日）に手形が不渡りとなった旨供述していることから、申立人は、申立期間当時において厚生年金保険料を含む社会保険料の支払に苦慮していたものと考えられる。

さらに、申立人は、社会保険事務所に対し、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった旨の手続は自分自身が行ったとしている。

これらのことを考え合わせると、A社の代表取締役であった申立人が関与す

ることなく、社会保険事務所において、一方的に申立てに係る標準報酬月額の減額処理がなされたとは考え難く、申立人が自身の標準報酬月額の減額を承知していたものと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した資料を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自身の標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額の記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 3 月 1 日から同年 11 月 22 日まで

社会保険庁の記録では、A社に在職していた申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与から実際に控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録から、申立人のA社における厚生年金保険加入期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が、当初、平成 5 年 3 月から同年 10 月まで 50 万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年 11 月 22 日以後の同年 12 月 24 日に、同年 3 月までさかのぼって 20 万円に減額訂正処理されていることが確認できる

一方、A社に係る商業登記簿謄本から、申立人は、平成 4 年 11 月 30 日に同社の代表取締役役に就任しており、前述の減額訂正処理が行われた当時も、代表取締役となっていることが確認できる上、社会保険庁のオンライン記録から、申立人は事業主と記録されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時において、A社は、厚生年金保険料を滞納しておらず、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の届出を社会保険事務所に対して行ったのは自身ではない旨主張している。

しかしながら、A社が社会保険料の口座振替に利用していた金融機関の、平成 4 年 12 月から 6 年 2 月までの期間に係る取引履歴から、厚生年金保険料が振り替えられた実績が確認できる月は 4 年 12 月分のみであるほか、同社が厚

生年金保険の適用事業所でなくなった理由について、申立人は、「同社の土地及び建物が銀行の抵当にとられ処分されたため。」と供述していることから、申立期間当時、同社は、厚生年金保険料を含む社会保険料の納付に苦慮していたものと認められる。

さらに、申立人は、A社に係る社会保険の手続は経理担当者が行っていたとしているが、社会保険庁のオンライン記録では、当該経理担当者が同社で厚生年金保険に加入していた記録は見当たらない。

加えて、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日と同日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できるのは、申立人のみである。

これらの事情を考え合わせると、申立人は、A社の代表取締役として、前述の適用事業所ではなくなった旨の手続を行ったと考えられ、申立人自身が申立に係る標準報酬月額の特減訂正について承知していなかったとは考え難い。

これらの事実及びこれまでに収集した資料を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自身の標準報酬月額の特減処理に関与しながら、当該特減処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の特減を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 1 日から 18 年 9 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与の額に相当する標準報酬月額と異なっているため、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の可否を判断することとなる。

しかしながら、申立人から提出された申立期間に係る給与明細書により申立人は当該期間において、社会保険庁による申立人の標準報酬月額の記録に見合う報酬月額を超える給与額を得ていたことは確認できるものの、申立人から提出された上記給与明細書の保険料控除額を基に算定した標準報酬月額は、社会保険庁の申立人に係る標準報酬月額と一致している。

これらのことから、A社は、社会保険庁の記録どおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を申立人の給与から控除していたものと認められる。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことが確認できる関連資料

及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 3 月 1 日から 7 年 8 月 31 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。同社では、厚生年金保険関係事務には関与していなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成 6 年 3 月から同年 10 月までは 53 万円、同年 11 月から 7 年 7 月までは 59 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった 7 年 8 月 31 日より後の 8 年 2 月 14 日付けで、申立人を含む 2 人の標準報酬月額に係る記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、6 年 3 月から同年 10 月までは 8 万円に、同年 11 月から 7 年 7 月までは 9 万 2,000 円に訂正されていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本によると、申立人は、同社の設立時において代表取締役であったが、昭和 63 年 12 月 31 日にその職を退任し、平成 2 年 12 月 31 日には取締役も退任しており、上記の減額訂正が行われた当時、申立人は同社の役員でなかったことが確認できる。

しかしながら、複数の元従業員は、申立人はA社の初代代表取締役であり、役員退任後も実質的な経営者であった旨供述していることから、申立人は、社会保険事務に係る同社の意思決定について一定の権限を有していたと認めら

れる。

また、A社の複数の役員及び従業員は、平成6年ごろから同社の経営状況が悪くなった旨供述していることから、当時、同社は厚生年金保険料等の支払に苦慮していたと考えられる。

さらに、元従業員の一人名は、「当時、申立人はA社において総務・経理責任者の立場として経理事務担当者に指示していた。」と供述しているところ、別の一人名は、「当該経理事務担当者は、社会保険事務所から呼び出されて、度々、社会保険事務所に行っていた。」と供述しており、これらのことから、申立人が上記減額訂正に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、自らの標準報酬月額記録訂正に同意しながら、当該減額処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年11月1日から6年4月30日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、代表取締役としてA社に勤務した期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が、現実の報酬に見合う標準報酬月額と相違していることが判明したので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人が代表取締役を務めていたA社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成6年4月30日より後の同年6月6日付けで、当初50万円と記録されていた申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、さかのぼって15万円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、申立人及び申立人の配偶者の供述から、上記の減額訂正処理が行われた当時、当該配偶者が、A社の社会保険事務及び給与計算を担当していたと認められるところ、当該配偶者は、「会社をたたむことが決まったので、社会保険事務所に出席して、申立人の資格喪失に係る手続を行った。保険料を滞納していた記憶は無い。」と供述している。

しかし、A社の取引先の金融機関から提出された取引明細証明書によると、全体的な納付状況はおおむね良好ではあるが、平成5年10月分、6年2月分及び同年3月分の厚生年金保険料等が引き落とされていないことが確認できる。

また、A社の従業員の一人は、当時の同社の経営状況について、「平成6年1月ごろから経営状況が悪化し、資金繰りに奔走していたのを覚えている。」

と回答しており、これらのことから、当時、同社には厚生年金保険料等の滞納があり、申立人の配偶者は、申立人の資格喪失に係る手続きを行った際、上記減額訂正に同意したものと考えるのが自然である。

しかしながら、申立人の回答等から、申立人は、A社の経営について権限を有しており、かつ、業務執行に係る申立人の妻の行動は代表取締役である申立人の責任のもとに行われていたと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年5月1日から同年11月30日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が、現実の報酬に見合う標準報酬月額と相違していることが判明したので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成5年11月30日より後の6年2月10日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録が、さかのぼって30万円から9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本により、申立人は同社の取締役であったことが確認でき、また、申立人は、「自分はA社で経理担当者として勤務していた。」と供述している。

さらに、申立人及び申立人の娘であるA社の代表者は、社会保険料の支払状況や上記の減額訂正について覚えていないとしているところ、申立人は、「何度か社会保険事務所に行ったことがある。」と供述しており、当該代表者は、「申立人と一緒に社会保険事務所へ何度か行ったことがある。手続は申立人が行っていた。」と供述していることから、申立人が、上記の減額訂正にかかわっていなかったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社の取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に職務上かかわりながら、当該減額処理が有効なものでは

ないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 10 月 1 日から 9 年 8 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に支給された報酬に見合う標準報酬月額と相違していることが判明したので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人が代表取締役を務めていたA社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 9 年 8 月 1 日より後の 10 年 11 月 17 日付けで、申立人を含む二人の標準報酬月額に係る記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、当初 59 万円と記録されていた申立期間に係る標準報酬月額は、9 万 8,000 円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、申立人及び複数の従業員の供述から、A社は、当時、厚生年金保険料等の支払に苦慮していたと考えられる。

また、申立人は、上記の減額訂正について、自分は関与していない旨主張しているが、A社が適用事業所でなくなった旨の手続については、「平成 9 年 5 月ごろからA社の経営環境が悪化し、滞納保険料が発生したため、社会保険事務所に相談して約束手形を 5、6 枚預け、さらに、電話加入権も担保に入れた。その後、社会保険事務所の職員から、1、2 年休んだらどうかと勧められたので、社会保険から脱退する手続をとった。」と供述しており、これらの状況から、同社の代表取締役であった申立人が一切関与すること無く、上記の減額訂正処理が行われたとは考え難い。

以上の事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役であった申立人が、自らの標準報酬月額記録の訂正に関与又は同意しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年11月18日から5年7月23日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた申立期間について、船員保険の加入記録が無い旨の回答があった。当該期間に同社で勤務したことは確かなので、船員保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社は、申立期間当時、「B丸」と「C丸」の2隻の船舶を所有していたところ、申立人から提出された船員手帳の写しにより、申立人の「B丸」に係る雇入年月日が平成3年11月21日、雇止年月日が同年12月20日、「C丸」に係る雇入年月日が同日、雇止年月日が5年7月23日であることが確認できる。

また、A社の元取締役業務部長は、「申立人を申立期間に船員として雇い入れた。」と供述しており、申立人の船員手帳の雇入契約関係欄に記入されている「B丸」と「C丸」の船長は、申立期間に申立人と一緒に勤務していた旨供述している。

これらのことから、申立人が、申立期間において、A社が所有する船舶に乗船していたことは認められる。

一方、「B丸」の船長も、A社における船員保険の加入記録が無い。

このことについて、「B丸」の船長は、「A社に入社したとき、自分は年金をもらっていた。年金の受給を停止し、船員保険に加入して船員保険料と厚生年金保険料を控除されるよりも、船員保険に加入せずに年金の受給を継続し、保

険料を控除されない方が得策であるので、同社と相談の上、船員保険に加入しなかった。」と供述している。

そして、社会保険庁のオンライン記録では、申立人も「B丸」の船長と同様に、申立期間において年金を受給していることが確認できる。

また、A社の元取締役業務部長は、「B丸」の船長の厚生年金受給と船員保険未加入は記憶しており、「申立人についても同様であったかもしれない。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険の被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 10 月 1 日から平成 7 年 6 月 24 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社における被保険者期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が、現実の報酬に見合う標準報酬月額と相違していることが判明したので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 63 年においては、A社並びに同社の子会社のB社及びC社の計3社から、平成元年から7年5月までの期間においては、B社及びC社の計2社から報酬を受けており、A社が、それぞれの会社からの報酬を合算して社会保険事務所に届け出ているはずであると申し立てている。

そして、申立人から提出された銀行の普通預金通帳の写しにより、申立人が、申立期間において、厚生年金保険における最高等級の標準報酬月額に見合う給与がB社から振り込まれていたことは確認できる。

しかしながら、A社は、申立期間当時の同社の従業員に関する資料を保有していないことから、申立人の申立期間における給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができないとしている。

また、厚生年金基金及び健康保険組合の記録でも、申立期間に係る標準報酬月額は、いずれも社会保険庁の管理する厚生年金保険の記録と一致していることが確認できる。

さらに、A社の当時の代表取締役、総務担当者、社会保険事務担当者及び経

理担当者は、従業員給与から社会保険事務所に届け出た標準報酬月額よりも高い標準報酬月額に基づいて、保険料を控除することは無い旨供述している。

加えて、社会保険庁のオンライン記録では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、不自然な記録訂正の形跡は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年12月25日から28年4月1日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社で勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。しかし、同社には昭和26年12月25日から28年3月31日まで勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の代表者の娘及び複数の同僚の供述から、申立人が、申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、申立期間当時の資料を保有していないことから、申立期間における申立人の給与からの厚生年金保険料控除について確認することができないとしている。

また、申立人はA社に経理を担当する事務員として勤務していたと述べているところ、上記代表者の娘及び複数の従業員は、A社には、申立期間当時、申立人のほかにもう一人女性事務員が勤務していたと供述しているが、社会保険事務所の記録では、当該女性事務員についても、同社における厚生年金保険の加入記録が無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和53年6月1日から54年1月1日までの期間については、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間のうち、平成12年11月1日から16年2月12日までの期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年6月1日から54年1月1日まで
② 平成12年11月1日から16年2月12日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間①の加入記録が無いとの回答をもらった。また、同社で勤務した期間のうち、申立期間②の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。同社では代表取締役で勤務したが、申立期間①及び②を正しい記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、複数の従業員の供述から、申立人は、昭和53年6月からA社に代表取締役として勤務していることは推認できるが、社会保険庁のオンライン記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所になったのは、54年1月1日であり、申立期間は適用事業所にはなっていない。

また、申立人は、昭和53年8月に自身と従業員5名の厚生年金保険の資格取得届を社会保険事務所に提出し、厚生年金保険料を給与から控除していたと供述している。しかしながら、申立人が一緒に当該取得届を提出したとしている従業員の直前の勤務先である事業所での厚生年金保険の資格喪失

日は同年10月21日であることが確認できる。

さらに、A社において、申立期間①に勤務した複数の従業員は、申立期間①の厚生年金保険料は控除されていないと供述している。

これらのことから、当該期間は、A社の複数の従業員の供述のとおり、申立人を含む同社の従業員は厚生年金保険に加入しておらず、厚生年金保険料も控除されていなかったものと推認される。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の給与からの控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②のうち、平成12年11月1日から15年4月1日までの期間については、社会保険庁のオンライン記録により、同年4月9日付けで申立人の当該期間に係る標準報酬月額記録が62万円から9万8,000円にさかのぼって訂正処理されていることが確認できる。

また、法務局のA社の閉鎖事項全部証明書により、申立人は申立期間及び遡^{そきゆう}及訂正処理日（平成15年4月9日）において、代表取締役であったことが確認できる。

一方、申立人は申立期間当時、申立人自身がA社における社会保険事務を担当していたが、3か月以上の厚生年金保険料の滞納は無く、標準報酬月額の訂正に係る届出を社会保険事務所に届け出た記憶が無い旨を述べている。

しかしながら、申立人は、社会保険事務所との滞納保険料の整理について話をした記憶があり、社会保険事務所の職員から「滞納がある。」との連絡により面談し、「給与を10万円に落とせば、一つ方法がある。」旨言われたと供述している。

また、当該期間に係る滞納処分票において、A社の代表取締役である申立人が複数回にわたり滞納保険料の処理について社会保険事務所と協議を行った旨の記載が確認できることから、申立人は、同社における厚生年金保険関係事務に関与していたものと認められ、当該期間に係る標準報酬月額の減額に同意していたものとするのが自然である。

なお、申立期間②のうち、平成15年4月1日以降の期間は、同年8月7日付けで同年9月の算定基礎届が処理されており、社会保険事務所において標準報酬月額がさかのぼって訂正処理されていないことから、記録の訂正は認められない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る減額処理に同意しながら、当該処理が有効なもの

ではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 1 月 1 日から 6 年 12 月 31 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成 6 年 12 月 31 日以降の 7 年 1 月 13 日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が、5 年 1 月から 6 年 10 月までの期間については 53 万円から 17 万円に、同年 11 月は 53 万円から 38 万円にそれぞれさかのぼって訂正されていることが確認できる。

なお、申立人は、「当該訂正処理が行われた日は入院していたため、私は当該訂正処理のことを知らなかったし、関与していない。」と供述している。

しかし、A社の精算手続を依頼されていた顧問弁護士は、「当時は、会社を清算できるほどの資金が無く、社会保険料の滞納はあったかもしれない。」と供述している。

また、申立人は、「入院した際に会社の代表者印を顧問弁護士に預けた。」「入院中に社会保険事務所の担当者が訪ねてきた際に、顧問弁護士を紹介した。」と供述しており、当該弁護士は、「申立人の標準報酬月額の減額訂正処理について、社会保険事務所の担当者から説明は受けていないが、A社が適用

事業所に該当しなくなる際の手続は自分が行い、複数の書類に代表者印を押した記憶がある。」と供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、会社側からの手続行為なくして当該訂正処理が行われたとは考え難く、申立人は、自ら当該訂正処理に関与していないとしても、A社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成5年12月1日から7年10月31日までの期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

また、申立人の申立期間のうち、平成7年10月31日から8年3月31日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年12月1日から8年3月31日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に代表取締役として勤務した一部期間の厚生年金保険の加入記録が無く、標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明したので、申立期間について、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成5年12月から7年9月までの期間については、社会保険庁のオンライン記録から、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった7年10月31日以降の同年12月28日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が、5年12月から6年10月までの期間について、53万円から11万円に、同年11月から7年9月までの期間について、59万円から11万円にそれぞれさかのぼって訂正されていることが確認できる。

なお、申立人は、会社は当該^{そきゅう}遡及訂正手続に関与していなかったはずであると供述している。

しかし、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書には、会社で使用していた社判が押されており、訂正後の標準報酬月額となって

いることが確認できる。

また、A社の社会保険関係の事務手続を行っていたB協会は、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなる際の手続や当該^{そきゆう}遡及訂正手続を行ったかは不明だが、もし行ったとしても事業所からの申出に基づいて行っていると回答している。

これらのことから、当該^{そきゆう}遡及訂正処理については、事業主からの届出に基づき行われたものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、当該期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

申立期間のうち、平成7年10月31日から8年3月31日までの期間については、C市から提出のあった国保資格状況（個人履歴）から、申立人は、当該期間は国民健康保険に加入していたことが確認できる上、社会保険庁のオンライン記録により、申立人の国民年金の加入状況を確認したところ、当該期間は免除申請期間であることが確認できることから、申立人が、A社において厚生年金保険に加入していたとは考え難い。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②において、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 10 月 1 日から 45 年 3 月 1 日まで
② 昭和 49 年 10 月 1 日から 50 年 7 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社（現在は、B社）において勤務していた期間のうち申立期間①の標準報酬月額及びC社に勤務していた期間のうち申立期間②の標準報酬月額が、実際の給与支給額に見合う標準報酬月額より低額であることが判明したので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿から、申立人の標準報酬月額は、被保険者資格取得時（昭和44年6月21日）の4万2,000円が、44年10月の定時決定時には7等級低い2万4,000円に減額され、45年3月の随時改定で12等級高い6万円に増額されていることが確認できるところ、申立人は、給与が下がった記憶は無いと申し立てている。

しかし、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同時期に同社に在職していた複数の従業員の標準報酬月額の推移を確認したところ、3人の従業員について、標準報酬月額が減額されている例があることが確認できる。

また、申立人は、A社において顧客の信用調査や集金業務をしていたと供述しているが、当該被保険者名簿から複数の従業員に照会したところ、2人の従

業員が「集金業務を行っていた従業員については歩合給があり、給与が下がることもあった。」と供述している。

さらに、B社は、当該期間当時の厚生年金保険に関する資料を保有していないため、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除については不明であると回答している。

申立期間②については、社会保険事務所が保管するC社の厚生年金保険被保険者名簿から、申立人の標準報酬月額、昭和49年7月の随時改定の12万6,000円が、49年10月の定時決定時には1等級低い11万8,000円に減額され、50年7月の随時改定で3等級高い14万2,000円に増額されていることが確認できる。申立人は、給与が下がった記憶は無いと申し立てている。

しかし、社会保険事務所が保管するC社の厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同時期に同社に在職していた複数の従業員の標準報酬月額の推移を確認したところ、6人の従業員について、標準報酬月額が減額されている例があることが確認できる。

また、C社は、当該期間当時の厚生年金保険に関する資料を保有していないため、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除については不明であると回答している。

さらに、C社が加入していたD厚生年金基金の申立人に係る標準報酬月額の記録は、社会保険事務所の記録と一致していることから、同社は、社会保険事務所に記録どおりの届出を行ったものと認められる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 3 月 21 日から同年 4 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。A社には、昭和 63 年 10 月から平成 4 年 3 月末日まで継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は既に解散していることから、申立期間当時の代表取締役等に照会したところ、「当時、自分は公職に就いており、業務のすべてを任せていた者も死亡しているため、厚生年金保険の取扱いや厚生年金保険料の控除について確認することができない。」と供述している。

また、申立人の雇用保険の加入記録は、平成 4 年 3 月 20 日に離職となっており、厚生年金保険の資格喪失日の記録と合致している。

さらに、A社の当時の給与事務担当者によれば、給与の締め日（20 日）を退職日とすることがほとんどであったと供述しているところ、社会保険事務所の同社に係る被保険者記録を見ると、同社の従業員は、半数以上が申立人と同様に各月の 21 日付けで厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

加えて、申立人の当時の上司から提出された勤務表（1 か月前に作成）によると、申立人は、平成 4 年 3 月 31 日までの勤務予定となっているが、当該勤務表で確認できる従業員のうち、申立人と同日まで勤務予定の記載がある者でも、申立人と同様に同年 3 月 21 日に厚生年金保険の資格を喪失している者が

確認できる。

また、申立人は、A社に平成4年3月末日まで継続して勤務していたと主張しているが、当時の複数の同僚は、申立人が同社に在籍していたことは記憶しているものの、詳細な退職日については不明であると供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年11月1日から4年7月31日まで

A社に代表取締役として勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、申立期間前と比べて低い額になっている。申立期間当時の標準報酬月額は53万円だったので、同期間の記録を正しく訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、社会保険庁の記録において、当初、53万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成4年7月31日）より後の平成4年9月1日に、さかのぼって9万8,000円に減額訂正処理されていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本から、申立人は同社の代表取締役となっていることが確認できる。

また、申立人及び従業員の供述により、申立期間当時、A社は資金繰りに苦勞していたこと、同社の金融機関の口座取引記録等から、厚生年金保険料を期限内に納付せず滞納していたことがうかがわれる。

さらに、申立人によると、申立人自身が会社の代表者印を管理し、社会保険事務所において、詳細は不明であるが、複数の書類に押印し手続を行ったと供述していることから判断すると、申立人が関与せずに標準報酬月額の減額訂正がなされたことは考え難く、申立人は、自身の標準報酬月額を減額訂正することに関与していたものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役であった申立人が、標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該処理が有効なものではないと主

張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 6 月 1 日から 7 年 5 月 26 日まで

A社に代表取締役として勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が減額されている。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録において、当初、平成 5 年 6 月から 6 年 10 月までの期間は 53 万円、同年 11 月から 7 年 4 月までの期間は 59 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 7 年 5 月 26 日）の後の同年 6 月 26 日付けで、さかのぼって 5 年 6 月から 6 年 9 月までの期間は 44 万円、同年 10 月から 7 年 4 月までの期間は 30 万円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿において、申立人は同社の代表取締役となっていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時にA社における厚生年金保険料の滞納があったことを認めており、社会保険事務所からの呼出しを受け、申立人自身の標準報酬月額を引下げる処理を行う旨の説明を受けたとしている。以上のことから、申立人は、自身の標準報酬月額を減額訂正することに関与していたものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として自らの標準報酬月額の減額処理について関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和39年8月1日から40年6月30日まで
②昭和41年10月1日から42年5月19日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間①及びB社に勤務した申立期間②の加入記録が無い旨の回答をもらった。これらの事業所では、トラックによる配達業務に従事していたので、申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A社の当時の従業員の供述及び申立人による同社に勤務していた当時の状況についての具体的な供述から判断すると、期間を特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認することができる。

一方、社会保険事務所の記録では、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、また、同社の当時の代表者は、申立人や当時の状況等を全く記憶していないため、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

また、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿から申立期間①当時及びその前後の期間に厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員のうち、連絡の取れた複数の従業員について、本人の同意を得た上で雇用保険の加入記録を確認したところ、いずれも、雇用保険の被保険者資格取得日が、社会保険事務所の記録上の厚生年金保険の被保険者資格取得

日と一致していることが確認できる。このことから、申立期間①当時、同社では、採用した従業員について、厚生年金保険と雇用保険に一体として同時に加入させる取扱いを行っていたことがうかがわれるところ、申立人の申立期間①における雇用保険の加入記録は無い。

さらに、上記被保険者名簿を確認したところ、申立人の名前は記載されておらず、健康保険番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

- 2 申立期間②については、B社から提出のあった人事記録及び申立人に係る「運転者台帳」により、申立人が申立期間②のうち、昭和41年10月4日から42年3月31日までの期間、同社に勤務していたことは認められる。

一方、B社では、申立期間②当時の従業員の厚生年金保険等に係る資料を保存していないため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができないと回答している。

また、社会保険事務所のB社に係る厚生年金保険被保険者名簿から申立期間②当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員に照会したところ、連絡の取れた複数の従業員が、申立期間②当時、同社では入社後に試用期間を設け、当該期間は従業員を厚生年金保険に加入させていなかった旨供述している。また、これらの従業員が入社したと供述している時期から上記被保険者名簿における厚生年金保険の被保険者資格取得日までの期間を見ると、いずれも1か月ないし18か月となっていることが確認できる。

さらに、これらの従業員のうち1人は、同社への入社から厚生年金保険に加入するまでの期間に厚生年金保険料の給与からの控除は無かった旨供述している。これらのことから、同社では、申立期間②当時、採用した従業員について、入社してから相当期間経過後に厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

さらに、上記人事記録では、申立期間②当時、B社には54人の従業員が入社していることが確認できるところ、上記被保険者名簿では、申立期間②当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員は13人しかおらず、このことから同社では、申立期間②当時、入社した従業員すべてを厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがわれる。

加えて、上記被保険者名簿を確認したところ、申立人の名前は記載されておらず、健康保険番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

- 3 このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 6 月 1 日から 10 年 3 月 16 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、代表取締役としてA社に勤務した期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成 9 年 6 月から 10 年 2 月までの期間は 59 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年 3 月 16 日以降の同年 3 月 17 日に、当該期間について 9 万 2,000 円へとさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社の所在地を管轄する法務局から提出のあった同社に係る閉鎖事項全部証明書等により、申立人は、申立期間及び上記標準報酬月額の減額処理が行われた当時、代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「申立期間当時、A社の経営状況は悪化しており、これに伴い、厚生年金保険料を含む社会保険料を滞納していた。」旨供述している。

さらに、申立人は、「申立てに係る標準報酬月額の減額処理が行われた当時、社会保険事務所から滞納保険料の処理について働きかけがあり、同事務所の担当職員の提案を受け入れて関係書類の該当欄に代表者印を押した。」旨供述している。

加えて、社会保険庁のオンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成10年3月16日に申立人が同社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理が、同年3月17日に行われていることが確認でき、これは、申立てに係る標準報酬月額減額処理が行われた日と一致している。

また、金融機関から提出のあったA社の口座振替の記録によれば、平成8年10月、9年5月及び同年10月ないし10年2月の7か月分の社会保険料について振替が確認できず、当該振替不能金額の合計額は、社会保険庁の訂正後の標準報酬月額の記録を基に算定した、申立人の社会保険料減額分の合計額とほぼ一致している。

これらのことから、A社の代表取締役であった申立人は、自らの標準報酬月額を減額して同社の滞納保険料に充当する必要がある旨の説明を受け、これに伴い、自らの標準報酬月額減額に同意していたものと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っているA社の代表取締役であった申立人は、会社の業務としてなされた当該行為に責任を負うべきであり、自らの標準報酬月額減額に同意しながら、これを有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 7 月 1 日から 15 年 7 月 31 日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、代表取締役としてA社に勤務した期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成 11 年 7 月から 12 年 9 月までの期間は 59 万円、同年 10 月から 13 年 12 月までの期間は 62 万円、14 年 1 月から同年 5 月までの期間は 53 万円、同年 6 月から 15 年 6 月までの期間は 62 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年 7 月 31 日以降の同年 8 月 5 日に、11 年 7 月から 15 年 6 月までの期間について 9 万 8,000 円へとさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社の所在地を管轄する法務局から提出のあった同社に係る履歴事項全部証明書により、申立人は、申立期間及び上記標準報酬月額の減額処理が行われた当時、代表取締役であったことが確認できる。

また、社会保険事務所が保管するA社に係る滞納処分票の記録では、申立期間当時、同社が厚生年金保険料を含む社会保険料を滞納していることが確認でき、上記標準報酬月額の減額処理が行われた当時には、当該滞納保険料の納付について申立人と社会保険事務所の担当者が交渉を行うなどの記載があり、そ

の支払に苦慮していたことが認められる。

さらに、申立人は、上記標準報酬月額の減額処理が行われた当時、社会保険事務所に出席し、滞納保険料の処理について同事務所の担当職員の提案を受け入れ、これに基づき、同事務所に対して標準報酬月額の減額等に係る届出を行ったことを認めている。

これらのことから、A社の代表取締役であった申立人は、自らの標準報酬月額を減額して同社の滞納保険料に充当する必要がある旨の説明を受け、これに伴い、同社の代表取締役としての責任を取り、自らの標準報酬月額の減額に同意していたものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っているA社の代表取締役であった申立人は、会社の業務としてなされた当該行為に責任を負うべきであり、自らの標準報酬月額の減額に同意しながら、これを有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 7 月 16 日から 4 月 1 月 31 日まで
社会保険庁の記録では、A社に勤務した申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成 2 年 7 月から 3 年 12 月までの期間は 53 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった 4 年 2 月 1 日以降の同年 2 月 26 日に、当該期間について 8 万円へとさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、社会保険事務所に対する「質問応答書」において、厚生年金保険の標準報酬月額を引き下げる記録の訂正が行われた平成 2 年 7 月 16 日から 4 月 1 月 31 日までの期間、A社の役員の立場にあった旨回答しており、また、同社の所在地を管轄する法務局から提出のあった同社に係る履歴事項全部証明書等により、申立人は、上記標準報酬月額の減額処理が行われた当時、役員（監査役）であったことが確認できる。

また、A社の当時の取締役は、「申立人は経理事務に精通しており、滞納していた厚生年金保険料を含む社会保険料の処理についても、経理担当責任者として総務担当者にはアドバイスをしていた。」旨供述している。

さらに、申立人は、上記標準報酬月額の減額処理が行われた当時、A社の経

営状況は悪化しており、これに伴い、同社が厚生年金保険料を含む社会保険料を滞納していたことを認めている。

加えて、申立人は、上記標準報酬月額の減額処理が行われた当時、社会保険事務所からの呼出しに応じて自ら同事務所に出向き、A社の経理担当責任者として交渉を行い、滞納保険料の処理について社会保険事務所の担当職員の提案を受け入れ、これに基づき、同事務所に対する標準報酬月額の減額等に係る届出に関与したことを認めている。

これらのことから、申立人は、A社における社会保険関係事務に職務上関与し、また、社会保険事務所の担当職員から、自身等の標準報酬月額を減額して同社の滞納保険料に充当する必要がある旨の説明を受け、これに伴い、自身等の標準報酬月額の減額に同意していたものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の役員（監査役）及び経理担当責任者として自らの標準報酬月額の減額に職務上関与し、同意しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 5 月 1 日から 5 年 5 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A事業所に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に同事業所に勤務していたのは確かなので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、アルバイト・パートとして、1か月に4日程度の頻度でA事業所に勤務していた旨申し立てている。

しかし、A事業所から提出のあった健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書及び同資格喪失確認通知書により、事業主が、平成5年11月1日を申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日として、また、7年5月1日を同資格喪失日として、それぞれ届け出ていることが確認でき、これは社会保険事務所の記録と一致している。また、同事業所は、「申立人は平成5年11月1日から7年5月1日までの期間に当事業所に勤務していた。」旨回答していることから、申立人の申立期間における勤務の実態や厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

また、申立人は、申立期間当時の同僚を記憶しておらず、また、A事業所の当時の代表者及び社会保険事務担当者並びに社会保険庁のオンライン記録から申立期間同時に同事業所において厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員に照会したものの、これらの者のいずれからも、申立人の申立期間における勤務の実態や厚生年金保険料の給与からの控除について確認する

ことができなかった。

さらに、上記従業員のうち、複数の者は、「申立期間当時、A事業所には、外部から専門職がアルバイト・パートとして複数名派遣されており、それぞれ1週間に1日程度の頻度で勤務していた。また、同事業所ではこれらの者を厚生年金保険に加入させていなかった。」旨供述している。

加えて、公共職業安定所の記録では、申立人のA事業所における雇用保険の被保険者資格取得日が平成5年11月1日、離職日が7年4月30日であることが確認でき、これは社会保険事務所の厚生年金保険の記録と一致している。また、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案5733

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年1月20日から56年7月11日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間の昭和55年の源泉徴収票には社会保険料の金額が記載され会社の印鑑も押されているので、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、申立人から提出のあった源泉徴収票及び申立人の供述から、申立人が当時、A社（現在は、B社）においてマネキンとして働いていたことは認められる。

しかしながら、A社は、「申立期間当時、マネキンとして勤務していた従業員は厚生年金保険に加入させていなかった。」と回答している。また、当時A社に勤務し、総務課に所属していた社員2名は、正社員以外のマネキンやアルバイトについては、厚生年金保険に加入させていなかったと記憶していると供述している。

さらに、当時A社は、C厚生年金基金に加入しており、当該基金へ照会した結果、申立人の加入記録は無いとの回答が得られ、また、基金への届出と厚生年金保険の届出は複写式用の紙を使用していたと回答している。

加えて、A社に係る昭和55年1月から56年7月までの厚生年金保険被保険者名簿の健康保険証整理番号に欠番は無く、申立人の氏名は確認できない。

一方、申立人は、昭和55年の源泉徴収票に社会保険料の金額が記載されていることから、厚生年金保険及び健康保険組合に加入し、保険料を控除されてい

たと主張するが、源泉徴収票に記載されている給与支払金額を基に当時の保険料率により算定した厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料の合計は、源泉徴収票に記載された社会保険料の金額と約10万円相違している上、56年の源泉徴収票には、社会保険料の金額が記載されていないことから、当該源泉徴収票をもって、申立人が厚生年金保険に加入していたと推認することは困難である。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による控除については、申立人も明確な記憶が無い上、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年3月31日から平成元年4月3日まで
② 昭和58年12月1日から平成7年8月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務していた申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無いとの回答をもらった。勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。また、同社に勤務していた期間のうち、申立期間②については、給与額が月額40万円であるにもかかわらず、標準報酬月額がその半額程度に減額されていたので、調査の上、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 雇用保険の加入記録及び同僚の供述から、申立人が、申立期間①においてA社に勤務していたことは認められる。

しかし、A社は、社会保険事務所の記録によると、昭和62年3月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、再度、平成元年4月3日に適用事業所になっていることから、申立期間①は適用事業所となっていない。

また、社会保険事務所の記録から、A社が適用事業所ではなくなった昭和62年3月31日に、申立人と同様に、厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、再度、適用事業所となった平成元年4月3日に被保険者資格を取得した者が

申立人のほかに6名いることが確認できる。

さらに、A社は、平成11年2月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているため、申立人の厚生年金保険への加入に関する資料は無く、事業主は既に死亡しているため、申立人の申立期間①における勤務の状況や厚生年金保険料の控除等について確認できない。

加えて、申立人が記憶している同僚1名は、A社が適用事業所でなくなった昭和62年3月31日に、「事業主から、厚生年金保険料が支払えなくなり、その結果として厚生年金保険の被保険者資格を喪失することになるので、国民年金に加入するよう指導された。」と供述しており、当該同僚は申立期間①に国民年金に加入していることが確認できる上、申立人は、申立期間のほぼ全期間（昭和62年3月31日から平成元年3月31日まで）において、政府管掌健康保険の任意継続被保険者となっており、申立期間①において当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者ではなかったものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立人は、A社における給与額が40万円であったと主張しているところ、当時の同社の代表者の妻の供述により、申立人が申立期間②において40万円程度の報酬を得ていたことはうかがえる。

また、申立人は、「平成7年8月にA社を退職する際に当時の事業主が、標準報酬月額を実際の給与額の半額程度として社会保険事務所に届け出たと言っていた。」と供述している。

さらに、当時の代表者の妻は、会社の経営が苦しくなったため、従業員等の給与から実際の報酬額より低い標準報酬月額に見合う保険料を控除し、当該届出は当時の代表者が行っていたと供述している。

このことから、申立人についても、上記申立人及び代表者の妻の供述どおり、標準報酬月額を実際の給与額の半額程度として社会保険事務所に届け出て、当該標準報酬月額に見合う保険料控除がされていたものと考えられる。

また、社会保険事務所の記録によると、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主による厚生年金保険料の控除について確認できない上、同僚等から申立てどおりの厚生年金保険料が給与から控除されていることを確認できる関連資料及び供述は得られなかった。

さらに、上記1に記載のとおり、申立人が厚生年金被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこと

は認められない。

このほか、申立期間②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②において、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 3 月 30 日から同年 4 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には平成 5 年 3 月末まで勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に平成 5 年 3 月末まで勤務したため、同年 4 月 1 日が正しい資格喪失日であると申し立てているが、社会保険事務所の記録によると、同社は、平成 10 年 4 月 28 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の従業員に係る資料は入手できず、当時の代表者等とは連絡が取れないことから、申立人の申立期間における勤務の状況や厚生年金保険料の控除については確認できない。

また、A社は、公共職業安定所の記録では、申立期間において、雇用保険の適用事業所となっておらず、申立人の離職日を確認できない。

さらに、申立人が提出した同社に係る平成 5 年分源泉徴収票において、厚生年金保険料の控除額及び退職日が記載されていないことが確認できる。

加えて、A社に係る被保険者縦覧照会回答票において、申立期間前後における他の従業員の厚生年金保険の資格喪失日を確認したところ、13 名のうち、1 日付けの資格喪失者は 1 名のみで、他の従業員 12 名が 25 日から末日までの間に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、申立人は、申立期間について、国民年金に加入し、その保険料を納付

していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 9 月 15 日から 36 年 10 月 31 日ごろまで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A省（現在は、B省）C局に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間も勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA省C局に勤務していたと申し立てているが、社会保険事務所の記録によると、A省C局は、昭和34年の国家公務員共済制度発足に伴い、同年11月5日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同局では、申立人の厚生年金保険への加入等に関する資料は保存されておらず、申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認できないとしている。

また、社会保険事務所のA省C局に係る被保険者名簿により、申立人と同日の昭和33年9月15日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、申立人と同日の34年9月15日に被保険者資格を喪失している職員が30数名いることが確認できる。

さらに、上記職員のうち、住所が判明した25名に照会したところ、20名から回答があり、そのうち2名は申立人が勤務していた記憶があるが、厚生年金保険への加入状況については不明であるとしている。そして、当該2名はA省C局に引き続き勤務したものの、申立期間の共済年金の加入記録が無いと供述している。

加えて、厚生年金保険の資格喪失後、共済年金に加入した職員1名は、「厚

生年金保険から国家公務員共済制度に移行するという説明があった。」旨供述しており、また、B省D室は、「同局の人事記録には申立人の氏名は記録されていないので不確かではあるが、賃金職員（非常勤職員）として1年以上継続して勤務した職員については、処遇を安定させるために国家公務員共済組合への加入を認めることにしたのではないか。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 11 月から 4 年 4 月まで

申立期間にA社（現在は、B社）に勤務していたが、同期間の厚生年金保険の加入記録が無い。退職する時の勤務は1日勤務であった。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人はA社に勤務していたことを申し立てている。

しかしながら、申立人は週3日程度の勤務であったと供述しているところ、A社の事業主は、「申立人の週の勤務日数からすると、申立人は、アルバイトだったと思われるが、アルバイトは週に4日以上勤務と4日未満の勤務の者がおり、4日未満の勤務のアルバイトは厚生年金保険に加入させていない。」と供述している。

また、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に同社で被保険者資格を有している従業員36名に照会したところ、9名から回答があったが、いずれの従業員も申立人を記憶していない。

さらに、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人は申立期間において国民年金被保険者となっており、当該期間は、国民年金保険料が全額申請免除される手続きが行われた期間となっている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 12 月 1 日から平成 5 年 10 月 25 日まで
A社に勤務していた申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無いので、同期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主及び同僚の供述により、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、A社は、昭和 57 年 10 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間のうち同日以降は適用事業所としての記録は確認できない。

また、A社の事業主は、「A社は、厚生年金保険の適用事業所でなくなった後、昭和 58 年にはB社の事務所に移動しており、このときから事実上、事業を行っておらず、申立人に給与を支給していない。」と供述しているほか、事業主は、申立期間当時の資料は保存していないと供述しており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認できない。

さらに、申立人は、当時居住していた区において、申立期間のすべてを含む昭和 50 年 7 月 24 日から平成 10 年 12 月 1 日まで国民健康保険に加入していることが確認できる。

加えて、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿には、健康保険証の番号に欠番は無く、記載内容に不自然さはみられない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月 1 日から 49 年 10 月上旬まで
申立期間にA社に勤務していたが、同期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の同僚及び総務・経理担当者の供述により、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社において、申立期間当時に厚生年金保険の被保険者資格を有している従業員 10 名から当時在籍していた従業員の名前を聴取し、社会保険事務所が保管する同社の厚生年金保険被保険者名簿と照らし合わせたところ、申立人のほか 11 名の従業員の名前が、上記の被保険者名簿に無く、同社においては、従業員すべてを厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、申立期間当時のA社の総務・経理担当者は、同社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も死亡していることから、申立期間当時の従業員に対する厚生年金保険の取扱いについては不明としている。

さらに、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿の健康保険証番号に欠番は無く、記載内容に不自然さはみられない。

なお、社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 4 月から国民年金に加入しており、54 年 9 月まで国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 4 月 1 日から 7 年 4 月 1 日まで

代表取締役を務めていたA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、申立期間に受け取っていた報酬額と異なるので、同期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、平成 4 年 4 月から 6 年 3 月までは 53 万円と記録されていたところ、6 年 4 月 4 日を処理日として、4 年 4 月以降の標準報酬月額が 24 万円に^{そきゅう}遡及して減額訂正されており、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった7年4月1日の後の同年4月28日を処理日として、5年4月から7年2月までの標準報酬月額が24万円から9万8,000円に^{そきゅう}遡及して減額訂正され、その後、同年5月8日を処理日として7年3月31日であった資格喪失日が同年4月1日に訂正された上、同年3月の標準報酬月額が9万8,000円とされたことが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本によると、申立人は、申立期間及び標準報酬月額の減額訂正処理日並びに資格喪失日の訂正処理が行われている平成7年5月8日において、同社の代表取締役であることが認められる。

また、申立人は、A社における社会保険の事務手続は、事務員にすべて任せており、自身は関与していなかったと供述しているが、社会保険庁のオンライン記録によると、当該事務員は平成3年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる上、同僚の供述からも、当該事務員は上

記の各訂正処理が行われた時点においては既に退職していたことが認められる。

さらに、申立人の申立期間にA社に在籍していた従業員3名に照会したところ、いずれも社内の社会保険事務手続には関与しておらず、また、上記の事務員の退職後は申立人が社内の各種事務手続を行っていたと回答していることから、申立人が同社において社会保険事務を行っていたと考えるのが自然であり、申立人が上記の厚生年金保険に係る訂正処理に関与していなかったとは考え難い。

なお、社会保険庁のオンライン記録によると、平成6年10月の算定基礎届が、同年4月4日を処理日として行われた後の訂正後の標準報酬月額と同額の24万円届けられていることが確認できることから、同届出の際、事業主である申立人は、自身の4年4月からの標準報酬月額を認識していたものと考えられるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役であった申立人が、自らの標準報酬月額の減額処理について、その処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、平成 11 年 9 月 30 日まで勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した給与支払明細書から、申立人がA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社は、平成 11 年 9 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時、同社は適用事業所となっていない上、申立人の雇用保険の加入記録は、同年 9 月 25 日までとなっている。

また、A社の事業主は、同社における厚生年金保険料の給与からの控除方法は翌月控除であり、同社は平成 11 年 9 月 30 日の会社決算日に会社を解散させることとしていたため、同年 9 月の給与からは同年 8 月分の厚生年金保険料は控除したものの、同年 9 月分の厚生年金保険料は控除しなかったと供述している。

さらに、A社が加入する厚生年金基金及び健康保険組合における申立人に係る被保険者資格の喪失日の記録は、社会保険庁のオンライン記録と同じく、申立人の資格喪失日は平成 11 年 9 月 30 日となっている。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日まで
A社には、平成元年 8 月 31 日まで勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同期間も勤務していたので被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に平成元年 8 月 31 日まで勤務していたことを申し立てている。

しかしながら、A社は平成 5 年 11 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主は当時の記憶が明確ではないことから、申立人の申立期間当時の事情について確認できない。

また、雇用保険の加入記録によると、申立人は、平成元年 8 月 30 日に離職していることが確認でき、これは申立人の厚生年金保険の被保険者資格の喪失日に係る記録と合致している。

さらに、当時のA社の社会保険事務担当者を含む複数の従業員に照会したが、申立人が平成元年 8 月 31 日まで勤務していたとする供述は得られず、申立人の申立期間における勤務実態を確認できない。

加えて、上記で回答のあった従業員のうち 1 名は、A社において、従業員の厚生年金保険に関する事務は適正に行われていたと供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 9 月から同年 12 月ごろまで
② 昭和 35 年 2 月から 36 年 6 月ごろまで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間①及びB社に勤務した申立期間②について加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間①及び②も勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の同僚の供述から、期間は明らかでないが、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録では、申立てに係る事業所であるA社は、C市D地区に所在するE社という名称で厚生年金保険の適用事業所になっているところ、E社は、昭和 37 年 6 月 5 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①においては、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、社会保険事務所のE社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、同社が適用事業所となった昭和 37 年 6 月 5 日に被保険者資格を取得した複数の従業員に照会したところ、そのうちの一人は、「自分は昭和 36 年 8 月に入社した。入社してから 1 年ぐらいは国民健康保険に加入しており、その間は、自分の給与から厚生年金保険料が控除されることはなかった。」と供述している。

申立期間②について、申立人は、昭和 35 年 2 月から 36 年 6 月ごろまでB社に勤務していたと申し立てている。

しかし、社会保険事務所の記録では、B社は、昭和40年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②においては、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、B社は既にその事業を廃止しており、代表者は死亡しているため、同社及び当該代表者から、申立人の申立期間②における勤務の状況や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

さらに、社会保険事務所のB社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、同社が適用事業所となった昭和40年8月1日に被保険者資格を取得した複数の従業員に照会したところ、そのうちの一人は、「自分は昭和38年4月に入社した。当時の手書きの給与明細書によると、入社当初は給与から厚生年金保険料が控除されていない。」と供述しており、ほかの一人は、「自分は昭和40年4月ごろに入社した。入社した当時は、厚生年金保険に加入しておらず、給与から厚生年金保険料は控除されることはなかった。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 9 月 1 日から 10 年 7 月 31 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社で勤務した期間のうち、平成 9 年 9 月 1 日から 10 年 7 月 31 日までの期間に係る標準報酬月額が実際に支給された給与に見合うそれよりも大幅に低い。申立期間に係る標準報酬月額を正しく訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人が代表取締役を務めていたA社は、平成 10 年 7 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、同日より後の同年 8 月 6 日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、さかのぼって 50 万円が 16 万円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社から事務を受託していた社会保険労務士及び申立人は、当時、同社に厚生年金保険料等の滞納があった旨供述している。

また、上記社会保険労務士は、「申立人が、滞納保険料の整理のために社会保険事務所に出席したと聞いている。」と供述しており、申立人も「自分で直接社会保険事務所に出席したか、社会保険労務士に書類を手渡したかについては記憶がはっきりしないが、自分の標準報酬月額をさかのぼって減額することに同意した。」と供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 6 月 1 日から 11 年 8 月 31 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社で勤務した期間のうち、平成 7 年 6 月 1 日から 11 年 8 月 31 日までの標準報酬月額が実際に支給された給与に見合う標準報酬月額よりも大幅に低い。申立期間における標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人の標準報酬月額については、当初、平成 7 年 6 月から 10 年 3 月までは 59 万円、同年 4 月から 11 年 7 月までは 17 万円と記録されていたところ、申立人が代表取締役を務めていたA社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年 8 月 31 日より後の同年 9 月 3 日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、9 万 2,000 円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社から事務を受託していた社会保険労務士及び申立人は、申立期間当時、同社に厚生年金保険料等の滞納があった旨供述している。

また、上記社会保険労務士は、申立人がA社の社会保険事務に携わっていた旨供述しており、申立人は、「滞納保険料のことで社会保険事務所から何度も呼び出され、自分一人で行ったときと社会保険労務士に同行してもらったときがある。滞納保険料を数回に分けて現金で支払った途端に社会保険から脱けるように言われた。」と供述していることから、申立人が上記減額訂正処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、

自らの標準報酬月額の減額訂正処理に関与しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

東京厚生年金 事案 5762

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 8 月 1 日から 8 年 6 月 21 日まで
厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が、実際に支給された報酬に見合う標準報酬月額と相違していることが判明したので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成 4 年 8 月から 6 年 5 月までは 47 万円、同年 6 月から同年 10 月までは 53 万円、同年 11 月から 7 年 9 月までは 59 万円、同年 10 月から同年 12 月までは 50 万円、8 年 1 月から同年 5 月までは 20 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった 8 年 6 月 29 日より後の同年 8 月 7 日付けで、申立人を含む 4 人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、4 年 8 月から 6 年 10 月までは 8 万円、同年 11 月から 8 年 5 月までは 9 万 2,000 円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本により、申立人が同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、社会保険事務については、専務の一人に任せていた旨供述しており、上記減額訂正について、「3人の専務たちが話し合っただけで決めたことだ」と供述している。そこで、当該3人の専務に照会を試みたものの、いずれも死亡・所在不明等により、供述を得ることができなかった。

これらの状況から、申立人は、代表取締役として社会保険事務に係る事業所

の意思決定について権限を有していたと認められるところ、上記減額訂正の届出について、申立人が関与もしくは同意をしていなかったとは考え難い。

以上の事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役であった申立人が、自らの標準報酬月額記録訂正に関与もしくは同意しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 7 月から 32 年 8 月まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社において経理及び社会保険事務に従事していたとする従業員の供述から、期間は特定できないものの、申立人が同社で燃料品配達車の助手として勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、社会保険庁のオンライン記録によると、A社は昭和 32 年 3 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同日以降は適用事業所となっていない。

また、申立期間当時のA社の事業主及び経理担当役員の連絡先は不明であることから、申立人の勤務実態や厚生年金保険料控除等について確認できない。

さらに、申立人は、A社で同僚だったとする運転手の氏名を記憶していたが、社会保険事務所が保管する同社の厚生年金保険被保険者名簿に当該同僚の氏名は無く、連絡先も把握できないことから、申立内容に係る事情を聴取できない。

加えて、上記のA社において経理及び社会保険事務に従事していたとする従業員は、「申立人はA社の営業所で働いていたが、同社と直接の雇用関係は無く、同社から給与は支払われていなかった。申立人は営業所長に個人的に雇われており、賃金も営業所長から支払われていたはずであり、同社の厚生年金保険には加入していなかった。」と供述している。なお、同従業員は、「A社は昭

和 32 年 3 月 * 日に倒産しており、それ以降の申立人については分からない。」と供述している。

そして、社会保険事務所が保管している A 社の厚生年金保険被保険者名簿の健康保険証の番号に欠番は無く、同名簿に不自然な記載はみられない。

このほか、申立人の申立期間に係る事業主による厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 9 月 1 日から 12 年 2 月 29 日まで
A社に代表取締役として勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額となっていない。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成 11 年 9 月から 12 年 1 月までは 30 万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった 12 年 2 月 29 日の後の同年 3 月 13 日に、当該標準報酬月額の記録は、さかのぼって 12 万 6,000 円に減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、A社の商業登記簿謄本によると、申立人は、平成 12 年 3 月 13 日の標準報酬月額の訂正処理日において、同社の代表取締役であることが確認できる。

また、申立人は、A社が平成 12 年 1 月か 2 月ごろに倒産するまでの間に社会保険料を滞納した記憶は無く、社会保険事務所から社会保険料の督促等を受けたこともないと供述しているが、同社が社会保険料を口座振替していた金融機関の口座取引明細書によると、12 年 1 月の社会保険料が同社の口座から引き落としされていないことが確認できる。

さらに、申立人は、A社を厚生年金保険の適用事業所でなくするための届出及びこれに伴う自身と従業員の厚生年金保険被保険者資格喪失届を提出した記憶は無いと供述しているが、一方で、経理及び社会保険事務は自分が担当し

ていたこと、また、同社の代表者印は自分が管理しており、他の従業員は代表者印を取り扱うことができなかったことを供述している。

加えて、申立人は、申立期間当時、社会保険に関する届出については社会保険労務士に委託していたが、代表者印は自分で押していたとも供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役であった申立人は、自身の標準報酬月額の特減処理に関与していたものと認められ、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②、③及び④について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間⑤について、申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

さらに、申立人は、申立期間⑥について、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 21 年 2 月 5 日から 25 年 10 月 30 日まで
② 昭和 42 年 3 月 1 日から 44 年 9 月 22 日まで
③ 昭和 47 年 12 月 13 日から 48 年 1 月 5 日まで
④ 昭和 51 年 7 月 16 日から 52 年 2 月 1 日まで
⑤ 昭和 53 年 8 月 31 日から平成元年 6 月 1 日まで
⑥ 平成 2 年 2 月 26 日から 15 年 2 月 12 日まで

A社で勤務した期間のうちの申立期間①、B社（現在はC社）で勤務した期間のうちの申立期間②及び③並びにD社で代表取締役として勤務した期間のうちの申立期間④、⑤及び⑥について、厚生年金保険の加入記録が無い。各申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、A社が保管していた工員名簿により、申立人が昭和 14 年 3 月 26 日に同社に入社したことは確認できるものの、同名簿には申立人の退職日が記載されていないことから、申立人の同社における勤務期間を特定することができず、申立人が申立期間①に同社に勤務していたことを確認できない。

また、申立人は、当時のA社における同僚2名の姓を記憶していたが、社会保険事務所が保管する同社の厚生年金保険被保険者名簿から当該同僚2名を特定することはできず、他の従業員についても連絡先が不明であることから、これらの者から申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除等について事情を聴取できない。

このほか、申立人の申立期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

申立期間②及び③について、申立人は、B社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、C社に文書照会を行い、複数回にわたって回答を求めたものの回答を得ることができず、そのため、申立人の同社における勤務実態や厚生年金保険料の控除等について確認できない。

また、申立期間②について、B社の当時の社会保険事務担当者は、同社では代表取締役の一存によって従業員の社会保険への加入の取扱いが決められており、そのため、社会保険に未加入の従業員も多数おり、従業員を厚生年金保険に加入させる場合についても、被保険者資格の取得日は必ずしも入社日とされており、そのため、従業員の入社時期と厚生年金保険の被保険者資格取得日は相違していることがあると供述している。

さらに、申立人は、上司や同僚等の氏名を記憶していないことから、社会保険事務所が保管するB社の厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間②及び③当時、厚生年金保険に加入している複数の従業員に照会したが、回答を得た7名のうち2名は、申立人を記憶していたものの勤務期間までは記憶しておらず、申立人の申立期間②及び③における勤務実態を確認できない。

このほか、申立人の申立期間②及び③に係る勤務実態及び厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

申立期間④について、D社の商業登記簿謄本により、申立人は、昭和51年9月3日に同社の代表取締役に就任していることが確認できることから、申立期間④のうち同日以降については、申立人が同社で勤務していたことが確認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管するD社の厚生年金保険被保険者名簿及び適用事業所台帳の記録によると、同社は、昭和52年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認でき、申立期間④において、同社は適用事業所となっていない。

また、D社の商業登記簿謄本及び第1期決算報告書により、同社は昭和51

年9月3日に法人として設立されていることが確認できることから、同社は同日より以前に事業を行っていたとしても、個人事業であったと考えられることから、その場合は、事業主である申立人は厚生年金保険の被保険者になることはできない。

さらに、申立人のD社における雇用保険の加入記録は、昭和52年2月1日に被保険者資格を取得しており、これは、厚生年金保険の加入記録と合致している。

加えて、当時のD社の社会保険事務担当者は既に死亡しているため、同社における申立期間④当時の厚生年金保険の取扱いについて、事情を聴取できない。

このほか、申立人の申立期間④に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間⑤について、社会保険事務所が保管するD社の厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の同社における厚生年金保険の資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和54年7月10日の後の同年7月28日に、さかのぼって53年8月31日付けで記録されていることが確認できる。

しかしながら、D社の商業登記簿謄本によると、申立人は、昭和54年7月28日の上記処理日において、同社の代表取締役であることが確認できる。

また、当時のD社の従業員が保存していた、当該従業員の被保険者資格喪失に係る記載がなされた同社の厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書(昭和54年7月26日の受付印有り)の写しには、申立人に係る記載もなされており、これによると、申立人の資格喪失日は昭和53年8月31日とされているとともに、同資格喪失の処理に当たっては申立人の健康保険証が添付されて手続が行われていることが確認できる。

さらに、D社の複数の従業員は、申立人が同社の代表者印を管理していたと供述しており、これらのことから、申立人は、自身の厚生年金保険に係る被保険者資格の喪失手続に関与していたと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、D社の代表取締役であった申立人は、自身の厚生年金保険に係る被保険者資格の喪失手続に関与していたものと認められ、当該資格喪失手続が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間⑤のうち、昭和53年8月31日から54年7月28日(被保険者資格の喪失処理日)までの期間について、申立人の厚生年金保険の資格喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

一方、申立期間⑤のうち、昭和 54 年 7 月 28 日（被保険者資格の喪失処理日）以降の期間については、申立人は、D 社の代表取締役であり、自身の厚生年金保険に係る被保険者資格の喪失手続に関与していたものと認められることから、事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる。

ところで、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第 1 条第 1 項ただし書は、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定している。

仮に、申立人が、申立期間⑤のうち、昭和 54 年 7 月 28 日以降の期間について、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立人は、上記のとおり特例法第 1 条第 1 項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

申立期間⑥については、平成 2 年当時、厚生年金保険法では被保険者となり得るのは 65 歳未満の者とされており、社会保険事務所によると、同事務所では 65 歳に達する被保険者を把握すると、その旨を事業主に通知して厚生年金保険の被保険者資格喪失届を提出させていたと回答している。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人は、平成 2 年*月*日に 65 歳に達したことにより D 社の厚生年金保険の被保険者資格を喪失しており、申立期間⑥には同社の健康保険のみの被保険者として勤務していたことが確認できる。

さらに、平成 14 年 4 月には厚生年金保険の被保険者となり得る年齢が 70 歳までに引き上げられており、当該時点において申立人は 70 歳を超えていたことから、厚生年金保険の被保険者となることはできない。

加えて、申立人から提出された D 社の預金通帳により社会保険料の納付状況を確認したところ、平成 2 年 4 月 2 日付けで同年 2 月分の社会保険料 8 万 3,661 円が口座振替されており、同年 3 月分以降の社会保険料についてもほぼ同額が口座振替されている（3 月分以降の口座振替の金額は、健康保険料率に係る法律改正により、若干増加している。）上、同年 2 月に同社に勤務していたのは、申立人と従業員 1 名の計 2 名であり、このうち、標準報酬月額が 19 万円である従業員の厚生年金保険料、健康保険料及び児童手当拠出金の合計金額は 4 万 2,161 円、標準報酬月額が 50 万円である申立人の健康保険料は 4 万 1,500 円であり、合計 8 万 3,661 円となることから、同社では、同年 2 月分以

降は、申立人の厚生年金保険料を納付していなかったことがうかがえる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間⑥において、厚生年金保険の被保険者資格を有していなかったことが認められることから、申立人は、当該期間について、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 5771 (事案 24 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月 1 日から 53 年 3 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A 法人に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同法人では、厚生年金保険料が給与から控除されていたので、申立期間についても厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしいと申し立てたが、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間が見当たらず、当時、同法人は必ずしも全員を厚生年金保険に加入させていなかったなどの理由から、認められなかった。

その後、新たに、厚生年金保険の被保険者記録があるはずの同僚数人を思い出したので、再度申し立てる。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A 法人の担当者は、昭和 40 年から 50 年代には、劇団員が多数いたので入団の古い順等に厚生年金保険に加入させていたことがあり、必ずしも全員が厚生年金保険に加入していたわけではないと供述している上、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる資料が無く、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないなどの理由から、既に当委員会の決定に基づく平成 19 年 12 月 26 日付けの年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人は、新たに同僚数人を思い出したとしているが、当該同僚は、「A 法人に入団し、最初の数年間は研修期間であったが、研修終了後すぐに厚生年金保険に加入したわけではない」旨供述しており、当該供述は、厚生年金

保険被保険者名簿における当該同僚の資格取得年月日とも一致するなど、申立期間当時、同法人は、団員の入団後すぐに厚生年金保険の被保険者資格取得届を提出していなかったことが認められる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

その他、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年5月5日から同年7月6日まで
② 昭和19年3月9日から同年5月29日まで

社会保険事務所に船員保険の加入状況を照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の加入記録が無かった。同社には、昭和16年から53年まで継続して勤務していたので、当該期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出のあった申立人に係る退職手当計算書から、申立人が申立期間①及び②にA社に継続して勤務していたことが確認できる。

しかし、船員保険法第17条の規定によれば、船舶所有者に使用される者が船員保険の被保険者となったのは、昭和20年4月以降であり、同年3月までは、乗船中の船員のみが船員保険の被保険者とされており、予備船員（船舶に乗り込むために雇用されているが、船内で使用されていない者）については被保険者とならなかった。

一方、B社から提出のあった乗船履歴台帳では、申立人は、昭和17年4月15日にC丸を応召により下船し、同年7月5日に再びD丸に乗船したこと、19年3月30日にE丸を遭難により下船し、同年5月29日にF丸に乗船したことが記録されており、申立期間①及び申立期間②のうち19年3月30日から同年5月28日までの期間は、船舶に乗船していないことが確認できる。

また、G県の兵籍簿では、申立人は、昭和17年5月*日に教育召集のために応召し、同年6月*日に召集解除されたことが記録されており、申立期間①のうち、当該期間は、乗船していないことが確認できる。

さらに、B社は、申立期間当時、制度上、予備船員は被保険者ではなかったことから、申立人についても乗船期間のみ船員保険に加入させていたと考えられると回答している。

なお、申立期間②のうち、昭和19年3月10日から同年3月30日までの期間については、上記のとおり、乗船が認められるものの、同月における資格喪失日の記録を訂正しても、保険給付に反映されないことから、記録の訂正は行わない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における船員保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①及び②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月 1 日から 51 年 1 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社B支社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与より著しく低いものとなっていた。申立期間は 40 万円から 100 万円の給与を得ていたの
で、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額の上限額は、昭和 42 年 4 月
から 44 年 10 月までの期間は 6 万円、同年 11 月から 46 年 10 月までの期間は
10 万円、同年 11 月から 48 年 10 月までの期間は 13 万 4,000 円、同年 11 月か
ら 50 年 12 月までの期間は 20 万円であり、申立人の主張する金額は当時の標
準報酬月額の上限額を超えている。

また、A社B支社の保管する社会保険被保険者台帳では、申立人の昭和 49
年 3 月から 50 年 12 月までの期間における報酬月額が記録されており、その額
は社会保険事務所に記録されている標準報酬月額に見合うものであることが
確認できるほか、同社は、これ以外に資料は無く、申立期間のうち、昭和 42
年 4 月から 49 年 2 月までの期間における報酬月額は確認できないと回答して
いる。

さらに、社会保険事務所が保管するA社B支社に係る被保険者名簿から、申
立期間当時に被保険者であったことが確認できた従業員のうち、連絡の取れた
9名全員が、当時の自身の給与額及び保険料控除額を確認できる資料は無い上、
記憶も無いと供述しており、これらの9名に係る社会保険庁の記録が事実と相

違していることは確認できない上、9名全員が、申立人の給与額及び保険料控除額についても承知していないと供述している。

加えて、申立人は、申立期間の報酬額又は保険料控除額を確認できる給与明細書その他の資料は無いと供述している。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 8 月から 52 年 6 月 2 日まで
② 昭和 53 年から 56 年まで
③ 昭和 56 年から 58 年 2 月 21 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうちの申立期間①の加入記録、B社（現在は、C社）に勤務した申立期間②の加入記録及びD社に勤務した期間のうちの申立期間③の加入記録が無かった。それぞれの期間にそれぞれの会社に勤務していたことは間違いなく、B社については、給与明細書があるので、申立期間①、②及び③に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A社に勤務していたと申し立てている。

しかし、A社から提出のあった健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書では、申立人の資格取得日が昭和 52 年 6 月 2 日と記載されており、同社は、このほかに申立期間①における申立人の勤務状況、保険料控除等を確認できる資料は無いと回答している。

また、A社は、申立期間①当時、正社員でない従業員及び正社員であっても厚生年金保険の加入を希望しない従業員は、厚生年金保険に加入させない取扱いをしており、これらの従業員の給与からは保険料を控除していなかったと回答している。

さらに、申立人の記憶している同僚 2 名のうち、1 名は死亡し、1 名は所在不明で連絡が取れないため、申立期間①における申立人の勤務状況、保険

料控除等について確認できない。

加えて、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間①当時、被保険者であったことが確認できる従業員9名と連絡が取れたものの、このうち8名は、申立人の記憶が無く、残りの1名は、申立人の記憶はあるもの、申立期間①に勤務していたかどうかは不明であると供述しているため、申立期間①における申立人の勤務状況、保険料控除等を確認できない。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 2 申立期間②について、申立人が保有するB社における昭和54年6月の給与明細書から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことが認められる。

しかし、上記給与明細書では、給与から厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

また、B社を承継するC社は、当時の資料が無く、申立人の勤務状況、保険料控除等は不明であると回答している。

さらに、申立人の記憶している上司、同僚2名のうち、1名は死亡し、1名は所在不明であり、申立人の勤務状況、保険料控除等について確認できない。

加えて、社会保険事務所のB社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間②当時、被保険者であったことが確認できる従業員5名と連絡が取れたものの、5名全員が申立人の記憶は無いと供述しており、申立期間②における申立人の勤務状況、保険料控除等を確認できない。

このほか、申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 3 申立期間③について、同僚の供述及び雇用保険の加入記録により、申立人は、当該期間においてD社に勤務していたことが認められる。

しかし、D社から提出のあった同社の社会保険台帳では、申立人の厚生年金保険加入日は昭和58年2月21日と記載されていることが確認でき、同社は、このほかに申立人の勤務状況、保険料控除等を確認できる資料は無いと回答している。

また、D社は、申立期間③当時、正社員でない従業員及び正社員であっても厚生年金保険の加入を希望しない従業員は、厚生年金保険に加入させない取扱いをしており、これらの従業員の給与からは保険料を控除していなかったと回答している。

さらに、申立人が記憶している同僚2名のうち、1名は死亡し、残りの1

名（昭和 56 年 1 月入社）は、申立人の保険料控除、会社の厚生年金保険の取扱い状況等は不明であると供述している。

加えて、社会保険事務所の D 社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間③当時、被保険者であったことが確認できる従業員 8 名と連絡が取れたものの、このうち、7 名は申立人の記憶が無く、残りの 1 名は申立人の記憶はあるものの、申立人の保険料控除等については不明であると供述しており、申立人の保険料控除等を確認できない。また、このうち、1 名は、当時、厚生年金保険に加入している従業員と加入していない従業員がいたと供述している。

このほか、申立期間③に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 9 月 1 日から 32 年 2 月 1 日まで
② 昭和 32 年 2 月 1 日から同年 5 月まで
③ 昭和 32 年 8 月から 33 年 3 月まで
④ 昭和 33 年 4 月から 34 年 10 月まで
⑤ 昭和 34 年 11 月から 35 年 4 月まで
⑥ 昭和 35 年 5 月から 36 年 5 月まで
⑦ 昭和 39 年 3 月から 40 年 4 月まで
⑧ 昭和 41 年 10 月から 42 年 11 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間①、②、③、④、⑤、⑥、⑦及び⑧の期間について厚生年金保険の加入記録が無かった。しかし、間違いなく、申立期間①はA事業所（後にB事業所）に、申立期間②はC事業所に、申立期間③及び⑥はD事業所に、申立期間④はE事業所に、申立期間⑤はF事業所に、申立期間⑦はG事業所に、申立期間⑧はH事業所に勤務していたので、申立期間①、②、③、④、⑤、⑥、⑦及び⑧に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、A事業所に勤務していたと申し立てている。

しかし、社会保険事務所の記録では、A事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、代表者とは連絡が取れず、申立人の勤務状況、厚生年金保険料の控除等について確認できない。

また、申立人は、当時の上司、同僚等の氏名を記憶しておらず、申立人の勤務状況、厚生年金保険料の控除等について確認できない。

さらに、社会保険事務所のA事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間①当時、被保険者であったことが確認できる従業員のうち、連絡の取れた2名は、申立人のことを記憶していないと供述しており、申立人の勤務状況、厚生年金保険料の控除等について確認できない。

加えて、申立人は、A事業所には当時10名ほどの従業員がいたと供述しているが、上記被保険者名簿では、常時約半数の被保険者数しか確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

2 申立期間②については、C事業所の代表者の供述から、勤務期間は特定できないものの、申立人が同事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかし、社会保険事務所の記録では、C事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、代表者は、当時の資料は無く、申立期間②における申立人の勤務状況、厚生年金保険料の控除等について確認できないが、厚生年金保険に加入していない従業員の給料から厚生年金保険料を控除したとは考え難いと回答している。

また、申立人は、当時の上司、同僚等の氏名を記憶しておらず、申立人の勤務状況、厚生年金保険料の控除等について確認できない。

さらに、社会保険事務所のC事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間②当時、被保険者であったことが確認できる従業員のうち、連絡の取れた1名は、申立人のことを記憶していないと回答しており、申立人の勤務状況、厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

このほか、申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

3 申立期間③及び⑥については、申立人は、D事業所に勤務していたと申し立てている。

しかし、社会保険事務所の記録では、D事業所は、厚生年金保険の適用事業所となっていない上、申立人は、従業員数は3名であったと供述していることから、同事業所は厚生年金保険法の定める適用事業所としての要件を満たしていなかったものと認められる。

また、申立人が記憶している代表者は所在不明である上、当該事業所所在地の法務局にD事業所の商業登記は無く、申立人の勤務状況、厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

さらに、申立人は、当時の上司、同僚等の氏名を記憶しておらず、申立人

の勤務状況、厚生年金保険料の控除等について確認できない。

このほか、申立期間③及び⑥に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 4 申立期間④については、同僚の供述から、勤務期間は特定できないものの、申立人がE社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、社会保険事務所の記録では、E社が厚生年金保険の適用事業所であった期間は、昭和32年11月1日から33年2月25日までの期間であり、申立期間④当時は厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、代表者は既に死亡しており、申立人の勤務状況、厚生年金保険料の控除等について確認できない。

また、申立人の記憶している同僚1名は、申立人が勤務していたことを記憶しているが、勤務期間及び厚生年金保険料の控除等については不明であると供述している。

さらに、社会保険事務所のE社に係る厚生年金被保険者名簿において被保険者であったことが確認できる従業員のうち、4名と連絡の取れたものの、3名は、申立人のことを記憶しているが、申立人の厚生年金保険料の控除等については不明であると回答し、残り1名は、申立人のことを記憶していないと供述している。

このほか、申立期間④に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 5 申立期間⑤については、申立人は、F事業所に勤務していたと申し立てている。

しかし、社会保険事務所の記録では、F事業所は、厚生年金保険の適用事業所となっていない上、申立人は、従業員数は2名であったと供述していることから、同事業所は厚生年金保険法の定める適用事業所としての要件を満たしていなかったものと認められる。

また、当該事業所所在地の法務局にF事業所の商業登記は無い上、申立人は、当時の上司、同僚等の氏名を記憶しておらず、申立人の勤務状況、厚生年金保険料の控除等について確認できない。

このほか、申立期間⑤に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 6 申立期間⑦については、G事業所の代表者の供述から、申立人は、勤務期間は特定できないものの、同事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかし、社会保険事務所の記録では、G事業所は、厚生年金保険の適用事業所となっていない上、申立人は、従業員数は4名であったと供述していることから、同事業所は厚生年金保険法の定める適用事業所としての要件を満

たしていなかったものと認められる。

また、G事業所の代表者は、同事業所は厚生年金保険の適用事業所とはなっておらず、申立人を含め従業員の給与から厚生年金保険料を控除していなかったと回答している。

さらに、申立人は、当時の上司、同僚等の氏名を記憶しておらず、申立人の勤務状況、厚生年金保険料の控除等について確認できない。

このほか、申立期間⑦に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

7 申立期間⑧については、申立人は、H事業所に勤務していたと申し立てている。

しかし、社会保険事務所の記録では、H事業所は、厚生年金保険の適用事業所となっていない上、申立人は、従業員数は4名であったと供述していることから、同事業所は厚生年金保険法の定める適用事業所としての要件を満たしていなかったものと認められる。

また、当該事業所所在地の法務局にH事業所の商業登記は無い上、申立人は、当時の上司、同僚等の氏名を記憶しておらず、申立人の勤務状況、厚生年金保険料の控除等について確認できない。

このほか、申立期間⑧に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

8 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②、③、④、⑤、⑥、⑦及び⑧に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 12 月 1 日から平成 3 年 5 月 26 日まで
② 平成 3 年 6 月 1 日から 9 年 11 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務した申立期間①及びB社に勤務した申立期間②の標準報酬月額が、実際の給与とは異なる金額に改ざんされている。申立期間①は 24 万円、申立期間②は 32 万円の給与をもらっていたので、申立期間①及び②の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間①及び②の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①については、A社の給与明細書の一部として申立人から提出された給与明細書（14 か月分）により、申立人は、申立期間①において社会保険庁に記録されている標準報酬月額を超える給与を得ていたことがうかがえる。

しかし、当該給与明細書における厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、社会保険庁に記録されている標準報酬月額と同額である。

また、申立期間②については、B社の給与明細書の一部として申立人から提出された給与明細書（1 か月分）及び平成 6 年分の源泉徴収票により、申立人は、申立期間②において社会保険庁に記録されている標準報酬月額を超える給

与を得ていたことがうかがえる。

しかし、当該給与明細書及び平成6年分の源泉徴収票における厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額、申立期間②において社会保険庁に記録されている標準報酬月額より低額である。

なお、B社の代表取締役は、保険料控除額等を確認できる資料は無いが、社会保険事務所に対し申立人の申立期間②に係る標準報酬月額を社会保険庁の記録どおりに届け出たと供述している。

このほか、申立期間①及び②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録については、訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 11 月 1 日から 49 年 12 月 2 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和 48 年 11 月 1 日から 49 年 12 月 28 日まで同社で一緒に勤務していた同僚については、当該期間に厚生年金保険に加入している記録があるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当初の昭和 48 年 11 月 1 日から A 社に勤務していたと主張しているが、申立期間当時の A 社の代表取締役は、同社を設立した昭和 48 年 3 月から申立人が同社に勤務していた旨を供述している上、社会保険事務所が保管する同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に同社で厚生年金保険に加入していたことが確認できる従業員 4 人の供述からも、申立人が申立期間より前から同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、前述の被保険者名簿では、申立人の資格取得日が昭和 49 年 12 月 2 日と記録されている上、当該被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険加入記録は最終行に記載されており、同社が厚生年金保険の適用事業所となった 48 年 11 月 1 日から、申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得した 49 年 12 月 2 日までの期間に、同社で厚生年金保険に加入した他の被保険者に付された健康保険証の番号（厚生年金保険の整理番号）に欠落は無く、同名簿の記録に不自然な点は見当たらない。

さらに、申立人は、自身の業務内容について「経理と給料、総務、雑用など

事務全般を行っていた。社会保険関係の事務を含めて、提出も私がしていた。」と供述している上、申立期間当時の代表取締役及び従業員二人から、申立人の供述を裏付ける供述が得られ、申立人自身が社会保険事務に関する事務手を担当していたと認められることから、申立人は、申立期間当時において、自身が厚生年金保険に加入していないことを承知していたものと考えられる。

ところで、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

これらのことから、仮に、事業主が申立人の主張どおり給与から厚生年金保険料の控除を行っていたことを認めることができたとしても、申立人は、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 12 月 1 日から 2 年 2 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。当該期間も同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時のA社の代表取締役及びB社の総務担当者の供述から、申立人が申立期間においても同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険庁のオンライン記録から、申立期間以前にA社で厚生年金保険の被保険者資格を取得した5人に照会し、うち二人から聴取した入社時期と、厚生年金保険の加入時期を比較したところ、それぞれ入社から3か月、4か月を経過した後に厚生年金保険に加入していることが確認できる上、他の従業員一人から、当時の同社では、入社日から1か月から2か月後に厚生年金保険の加入手続をとることがほとんどであった旨の供述が得られた。

これらのことから、申立期間当時のA社では、採用した従業員について、入社後、直ちに厚生年金保険に加入させる取扱いをしていなかったことがうかがわれる。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無い上、これを確認できる資料や周辺事情も見当たらない。

これらの事実並びにこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に

判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 3 月 1 日から 8 年 5 月 31 日まで
社会保険庁の記録で、A社に在職していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与の額と相違していることが分かった。同社では取締役をしていたが、社会保険の手続には関与していないので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録から、申立人のA社に係る厚生年金保険の加入期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、当初、平成 7 年 3 月から同年 10 月までの期間については 59 万円、同年 11 月から 8 年 4 月までの期間については 50 万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年 5 月 31 日の後の同年 6 月 5 日付けで、7 年 3 月までさかのぼって 9 万 2,000 円に減額訂正処理されていることが確認できる。

しかしながら、A社の商業登記簿謄本から、申立期間当時及び前述の減額訂正処理が行われた時点において、申立人が同社の取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、平成 5 年の半ばごろから厚生年金保険料の納付が遅れていたこと、社会保険事務所から呼び出され、申立人自身が折衝に出向いたこと、社会保険事務所で何度か社会保険加入を辞めるよう勧められた後、従業員に対して経営が厳しいことを告げ、退職や国民健康保険への切替えを依頼したことを供述している。

一方、申立期間当時のA社の代表取締役は申立人の兄であり、当該代表取締

役の標準報酬月額も申立人と同じ日付で同様に減額訂正処理されていることが確認できるが、当該代表取締役は既に死亡しており、当時の手続の状況を聴取できない。

さらに、申立人は、自身及び前述の代表取締役の資格喪失届並びにA社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の手続を誰が行ったかは不明であり、会計事務所が行ったのではないかと供述しているが、申立人は当該会計事務所の名称及び連絡先を記憶しておらず、申立期間の状況を確認できないが、同社の従業員が記憶していた会計事務所に問い合わせたところ、同社については決算業務のみを行い社会保険の手続業務は行っていなかったとの回答を得た。

加えて、申立人は、平成8年ごろはA社に出勤しておらず、滞納保険料をどのようにして清算したのかは承知していないとも供述しているが、これまでの調査結果を考え合わせると、申立人は、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の手続及び前述の標準報酬月額の減額訂正手続に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の経理及び社会保険事務の担当取締役として、自らの標準報酬月額の減額訂正処理に関与しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 4 月から 46 年 5 月ごろまで
② 昭和 48 年 3 月ごろから 49 年 6 月ごろまで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A事業所に勤務していた申立期間①及びB事業所に勤務していた申立期間②について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。これらの事業所に勤務していたのは確かなので、申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A事業所の所在地を管轄する法務局において、同事業所は登記されておらず、申立期間①に係る申立人の雇用保険の加入記録も無い上、社会保険事務所においても、同事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は無い。

また、申立人は、A事業所の当時の代表者は自身の母親であったと供述し、ほかに同僚一人を記憶しているが、社会保険庁のオンライン記録から、両名の厚生年金保険の加入記録は無いことから、申立期間①当時における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除の有無を確認することができない。

さらに、社会保険庁のオンライン記録から、申立人は、自身が 20 歳に到達した昭和 45 年*月から申立期間①の後の昭和 48 年 6 月までの期間に係る国民年金保険料が納付済みであることが確認できる。

2 申立期間②について、B事業所の所在地を管轄する法務局において、同事業所は登記されておらず、申立期間②に係る申立人の雇用保険の加入記録も

無い上、社会保険事務所においても、同事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は無い。

また、申立人は、B事業所の代表者及び同僚の氏名を明確に記憶しておらず、申立期間②当時に同事業所に勤務していた者を特定することができないことから、同事業所における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除の有無を確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間②において、B事業所のほかに複数の事業所に勤務していた旨供述している。

- 3 このほか、申立期間①及び②において、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 5 月 1 日から 7 年 12 月 26 日まで
社会保険庁の記録で、A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録から、申立人のA社に係る厚生年金保険加入期間のうち、平成 3 年 5 月から 5 年 9 月までの期間の標準報酬月額は、当初 53 万円と記録されていたが、同年 5 月 31 日に 3 年 5 月から 5 年 4 月までの期間について、さかのぼって 8 万円に減額訂正処理されるとともに、訂正前に記録されていた 4 年 10 月の定時決定が有効であったと考えられる 5 年 5 月から同年 9 月までの期間について 8 万円と記録されていることが確認できる。

また、平成 6 年 4 月から 7 年 11 月までの期間の標準報酬月額について、当初 50 万円と記録されており、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年 12 月 26 日から 2 年 8 か月以上経過した 10 年 9 月 2 日に、6 年 4 月から同年 9 月までの期間は 8 万円、同年 10 月から 7 年 11 月までの期間は 9 万 2,000 円にさかのぼって減額訂正処理されていることが確認できる。

なお、申立期間のうち平成 5 年 10 月から 6 年 3 月までの期間については、標準報酬月額がさかのぼって減額された形跡は認められず、当初から 8 万円と記録されていることが確認できる。

さらに、A社の商業登記簿謄本から、申立人は、申立期間当時及び減額訂正処理が行われた時点のいずれにおいても、同社の役員として登記されていない

ことが確認できる。

しかしながら、申立人は、自身の標準報酬月額減額に関する書類を作成した覚えは無い旨供述している一方で、申立期間のころにA社が厚生年金保険料を滞納していたこと、及び滞納保険料に関する社会保険事務所との折衝を自らが行っていたことを認めており、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の手續は顧問の社会保険労務士に依頼した旨供述している。

また、A社の商業登記簿謄本から、当時の同社の代表取締役は申立人の妻であったことが確認できるものの、申立人は申立期間当時において実質的に同社を代表する立場にあったのは自身であり、事務上の事情から妻を代表取締役として登記していた旨供述している。

さらに、複数の従業員から、A社では、申立人を実際の仕事では社長と呼んでおり、また、申立人が工場に来訪した際には社長が来たと言われていた旨、申立人の供述を裏付ける供述も認められる。

以上の理由から、申立人が同意することなく社会保険事務所において前述の標準報酬月額減額訂正処理がなされたものとは考え難い

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の業務を実質的に執行する責任を負っている立場で、自らの標準報酬月額減額処理について同意しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。